

PRÓLOGO

La Constitución de la República Bolivariana de Venezuela aprobada en diciembre del año 1999, consagra la condición libre e independiente de la nación, bajo la expresión manifiesta de la voluntad popular en un Estado Democrático y Social de Derecho y Justicia.

Ella privilegia los Derechos Sociales y Colectivos, la Libertad, Igualdad, Justicia, Solidaridad, Tolerancia y Paz Internacional, bajo un fundamento inspirado en las Doctrinas de Simón Bolívar.

Al establecer cinco poderes, Legislativo, Ejecutivo, Judicial, Ciudadano y Electoral, se garantiza la Participación Ciudadana en los asuntos públicos.

序文

1999年12月に承認されたベネズエラ・ボリバル共和国憲法は、民主的社会的法治国家における国民の意思を明確に表明して、国家の自由で独立した状態を確立しています。

この憲法は、シモン・ボリバルの理論に着想の根拠をもつ、社会的集団的権利、自由、平等、正義、連帯、寛容および国際平和を、特に重視しています。

5つの権力、すなわち、立法権、行政権、司法権、市民擁護権、選挙管理権を定め、公的諸問題についての市民参加が保障されています。

凡 例

1. 原典 本翻訳の原典は、“CONSTITUCION DE LA REPUBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA CON EXPOSICION DE MOTIVOS, conforme a la Gasetta Oficial N 5.453 Extraordinario de fecha 24 de marzo de 2000”, Vadell hermanos Editores, C.A., 2000である。
2. 目次 原典には編・章・節名およびそこに含まれる条数の範囲を抽出した目次が巻末に記載されているが、本翻訳では日本の法令形式に従い、題名の後に掲載した。
3. 条文見出し 原典には条文見出しが付けられていないが、条文の内容を一目で把握する便宜のため、翻訳者が独自にこれを付し、条文番号の後ろに【 】に入れて挿入した。
4. 項番号 原典には項番号が付けられていないが、見易さを図るため、2つ以上の項をもつ条文については、2つめの項から、2、3の数字を付して項数を明らかにした。

Fuente: “CONSTITUCION DE LA REPUBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA CON EXPOSICION DE MOTIVOS, conforme a la Gasetta Oficial N° 5.453 Extraordinario de fecha 24 de marzo de 2000”, Vadell hermanos Editores, C.A., 2000

Traducido por:

Dr. Okabe, Fuminobu (Soka University-Faculty of Laws) - Especialista en Derecho Hispanoamericano
Lic. J.Alberto Matsumoto

(Director de la Consultora Idea Network, Maestrado en Derecho Laboral-Universidad Nacional de Yokohama)

Corrección y Revisión:

Dra. Sato, Miyuki (Kyorin University, Faculty of Policy Studies) Profesora Adjunta de Derecho,
Constitucionalista especializado en Derecho Latinoamericano y Constitución de la República Federativa de Brasil)

Trabajo finalizado en el mes de Enero de 2007, Tokio-

この翻訳作品は、今回翻訳者及び監修者によって学術目的を
対象に出版されたものである。
本書は非売品であり、部数も限定されている。

A fin de difundir y promover la discusión académica de esta Constitución, se ha
decidido su edición y publicación de manera limitada.
No es de venta al público.

問い合わせ先: Tel&Fax: 045-544-0192 E-mail: jam@ideamatsu.com
(ALBERTO MATSUMOTO) 2007年3月

ベネズエラ・ボリバル憲法の見どころ

佐藤美由紀

1968年以来、比較的安定した二大政党制の下にあったかのように見えたベネズエラは、1998年末の大統領選で異変が起こった。両政党にすくい上げられることのなかった低所得大衆を主たる支持基盤として、ウゴ・チャベスが当選したのである。チャベス大統領は、二大政党制下の汚職や司法の腐敗を厳しく糾弾し、憲法制定議会を開催し、1999年12月、新憲法を成立させた。この憲法の下で2000年に行われた新選挙でも当選したチャベスは、従来禁じられていた連続再選を可能としたこの憲法により再び選挙に臨み、2006年12月に再選された。

この「ベネズエラ・ボリバル共和国憲法」には、興味深い試みが随所に見られる。ベネズエラの国名は「ベネズエラ・ボリバル共和国」と変えられ、独立の英雄ボリバルの思想の教育は義務であるとされた。「ベネズエラ的特性」という言葉が繰り返し用いられているところにも、国家的自負が窺われる。

しかし私にとって最も興味を惹かれるのは、その統治の仕組で、直接民主制的な道具の多用である。同憲法は、大衆を支持基盤として既成権力に対抗するという発想から、直接民主制的手段を多く用いている。前文で抽象的に謳われている国民参加とそのイニシアチブの確立は、本文で具体的に展開される。広くすべての選挙職について、罷免の国民投票を認めており、対象は大統領にも及ぶことが明示されている。議員も国民投票により罷免されうるし、法律も国民投票により廃止されることができる。また、共和国の重大問題について、諮問的国民投票に付することができる。国民発案制度も様々に用いられ、法案も憲法改正も、一定数の国民によっても発議されうる。他方、国民を統治の主体とする直接民主制度に対応して、国民に対して、憲法の遵守や、文化的価値への敬意を義務として要求している。私人にも社会への奉仕義務が課され、参加の権利の反面として、参加の義務が課されている。

また、大統領、そして行政権と議会の関係も、注意を払うに値する。元首であり行政権の最高機関でもある大統領は、議会の解散権をもつ。議会からの不信任決議や弾劾の対象とはならないが、国民投票によって罷免される可能性がある。大統領は副大統領や各省大臣の任免権をもち、閣僚会議を主催し、その決定を裁可（承認）するが、この閣僚会議の決定に責任を負うのは副大統領と各省大臣である。副大統領は行政府と国会の間の連携の役割をもち、各省大臣は国会に出席し発言する権能をもつ。副大統領と各省大臣は国会の不信任決議の対象となる。

行政府の機関である公務員の逸脱に対する監視と制裁について、かなりの注意が払われているのも特徴的である。公務員による権利侵害に対する国の賠償責任が複数の条文で重疊的に規定されているのみならず、公務員の個人責任についても明示されている。公務員の説明責任に関連して、内部で情報を選択し、官庁にとって不利な情報を秘匿することを防ぐため、情報を提供する公務員に対する内部「検閲」を禁じている。

公務員の逸脱の追及は、人権擁護と裏腹の関係となっている。立法・行政・司法の三権に加えて、市民擁護権と選挙管理権が並列され、形式的には五権分立制が採用されている。市民擁護権を担う機関として、民衆擁護局と共和国倫理評議会が設けられているが、前者は行政サービスを監視し、制裁の働きかけを行い、人権侵害に対する救済や、侵害公務員の訴追を求める。市民擁護権をもつもう一つの機関である共和国倫理評議会は、とくに行政倫理の維持のために違反公務員に警告・制裁・強制措置を行い、加えて愛国心や公德心を育成する教育を奨励する。

司法権に関しては、司法の頂点に立つ連邦最高裁判所は、大統領の背任を裁く権能を与えら

れ、違憲立法審査権をもち、民衆擁護局の監督・監視も行う。このような強力な権限の反面、かつての二大政党政治下における司法運営に対する反発の故に、裁判権も市民に由来するとされ、連邦最高裁判所の裁判官の選出には、民意の反映を含めた複雑な仕掛けが設けられている。また司法権に対する目は厳しく、例えば訴訟の遅延を招いた裁判官は個人責任を追求される。国会の国政調査権は、他権力を尊重するとは言いながら、裁判所に対しても強く及ぶ。

国会とその構成員のあり方もまた、独特である。国民の代表者から構成される国会は、連邦制が採用されているにもかかわらず一院制である。国会議員については、命令委任が否定される一方で、選挙区とのつながりが明記され、有権者に対して責任を負うとされる。この責任としては、単に次の選挙による禊ぎにとどまらず、選挙区の有権者に毎年報告を行う義務を課している。上述のように、国会議員もまた、国民投票により罷免される。

なお、この憲法では、先住民への配慮が目立つ。先住民には、3名の国会議員枠が確保されている。部族語も言語も公式言語と認められ、先住民には独自の自治的裁判権が与えられている。

最後に、形式的な事柄についての指摘をしておく。スペイン語はロマンス語の例にもれず、名詞は男性と女性に分かれる。男性が要職を占めてきた歴史に鑑み、また、文法上、男性形優位が働くことから、職について男性形のみで示されるのが通例である。しかし、この1999年憲法では、煩を厭わず、徹底的に男性形と女性形の両者を併記し、例えば大統領はPresidenteとPresidentaとを並べている。これは、大統領をはじめとする要職への女性の登場の可能性を示すという側面をもつと同時に、抽象概念である職にまでも男女の区別という発想を及ぼしているともいえる。訳文からは読み取れないことであるので、ここに記しておく。

この翻訳・監修作業の過程で協力して下さったアルベルト松本さんと岡部史信先生とは、作業中、かなりの量のメールを交わし、また会合を開き、お互いの理解や意見の違いを確認し、調整し合った。極めて限られた時間の中で、ほぼ予定通りに作業を進行させ、完成させることができたのも、お二人が効率的かつ柔軟にスケジュールを組んで下さったことによる。この翻訳は、共同作業ならではの議論の成果ということができる。

世界が注目しているこの国の憲法運営に、今後も注目してゆきたいと思う。

< 監修者略歴 >

佐藤美由紀

1999年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（基礎法学・イベロアメリカ法専攻）

2003年杏林大学総合政策学部専任講師

2004年 同学部助教授

単著『ブラジルにおける違憲審査制の展開』東京大学出版会（2006）

共同監修『現代ブラジル事典』新評論（2005）

翻訳者から一言

アルベルト松本、岡部史信

1. 翻訳作業の担当

この「ベネズエラ・ボリバル共和国憲法」の翻訳は、アルベルト松本、佐藤美由紀、岡部史信の3人が、2006年10月中旬から12月上旬までの約1ヵ月半で下訳を行い、その後12月一杯まで調整して完成させたものである。

下訳作業では、松本が、第4編・第5編・第6編を担当し、岡部が前文・第1編・第2編・第3編・第7編・第8編・第9編・廃止規定以下を担当するとともに、全体の文体調整を行った。その後の調整作業では、佐藤が逐条的に全体を点検・修正するとともに、3人で翻訳上・解釈上の疑問点などを検討し、また主として松本による憲法全体及び各条文の背景調査（このうち、いくつかのものは「訳者註解」として掲載した）を行い、最終的に岡部が法文の形式を整えた。

2. 翻訳に際しての留意点

1) 底本 今回の翻訳に際しては、当初はインターネットから取り出した資料その他の情報源からの資料を元に作業を開始していたが、それぞれに資料に、表現形式だけでなく、内容についても食い違いが見られたため、入手した資料の中での最新版である、凡例でも示した、CONSTITUCION DE LA REPUBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA con exposición de motivos, según la Gaseta Oficial N 5.453 Extraordinario del 24 de marzo de 2000, Vadell Hermanos Editores, C.A., 2000 を使用して最終的な調整を行った。

2) 表現形式の整理 表現の仕方や接続詞については、意図的とは思われない不統一が憲法全体に散見される。このため、内容に直接影響を及ぼさない箇所、例えば「de conformidad con」や「conforme a」などはともに「に従い」とし、また、「y」や「o」についても可能な限り省略し、例えば「un Estado democrático y social」を「民主的社会的国家」、「participativa y protagónica」を「国民参加・主導的」などのように、一語としてまとめたほうが分かり易いと思える箇所は一語に、並列的に表記するほうが分かり易いと思われる箇所はナカグロを使用した。

3) 外来語その他の片仮名表記 日本語の文献では、例えば、「ボリーバル」、「マルガリータ」などのように、アクセントの母音を伸ばして表記してあるものも見られるが、今回の翻訳では、「ボリバル」、「マルガリタ」のように短く表記することにした。

4) 固有の名称における日本語の選択 例えば「実験的国立大学」、「司法職応募委員会」などの日本語の選択は、そうしたものがどのような機能を果たしているかを可能な限り調査し、その上で最もそれを表現するのに適切と思われるものをあてておいた。また、例えば「el Defensor del Pueblo」には「護民官」という日本語をあてはめてある文献も多いが、歴史的に付着している意味と混同させないように、あえて「民衆擁護官」と表現した。さらに、片仮名の使用は極力避けるべきであることはいうまでもないが、例えば「アンパロ」は、単に「憲法訴願」としてしてしまうことには抵抗があったため、ラテンアメリカでの制度という意味をこめて、あえて片仮名にしておいた。

5) 表現上の留意点 底本の表現を可能な限り忠実に翻訳するように心がけたが、代名詞で表現されている部分について、あえて意味を分かり易くするために固有名詞に改めたり、文章が簡潔すぎるため、そのまま表現しただけでは意味が分かりにくいと思える箇所には、適当な語句を補うことにした。

岡部史信 (おかべ・ふみのぶ) : 1963年、富山県生まれ。創価大学法学部助教授。

日本スペイン法研究会会員。日本身体障害者補助犬学会評議員。日本労働法学会会員。日本社会保障法学会会員。

主著・翻訳

「スペインの障害者政策」(障害者政策研究会編『障害者政策の国際比較』明石書店、2002年)

「スペインの懲戒解雇制度の構造と若干の問題点について」(東京経済大学現代法学会『現代法学』第8号、2005年)

「スペインにおける障害をもつ労働者の特別労働関係制度に関する法整備について」(創価大学法学会『創価法学』第34巻第3号、2005年)

『図表でみる世界の障害者政策』(OECD、明石書店、2004年)

アルベルト 松本 (ALBERTO MATSUMOTO) : アルゼンチン日系二世(1962年生まれ)。ブエノスアイレスのサルバドル大学国際関係学部を卒業、1990年に国費留学生として来日(筑波大学では研修生)。横浜国立大学大学院で国際経済法学の修士号を取得、その後、渉外法務等を専門にしている翻訳会社を設立。

行政の相談機関で9年間外国人相談員として活動し、県や市の諮問機関の委員等を歴任。スペイン語情報誌「MUSASHI」を2001年に創刊。法廷通訳(刑事、民事、家事)、放送通訳(NHK-TVEスペイン放送)、スペイン語講師(ISS通訳研修センター、日西翻訳研究塾等)。神奈川大学外国語学部スペイン語学科非常勤講師(実務スペイン語、2007年4月から)。 <http://www.ideamatsu.com> E-mail: jam@ideamatsu.com

出版物:

- * 1998年2月、「GUIA DE IMPUESTO A LA RENTA 所得税の確定申告実用ガイドブック」西版&伯版を出版
- * 1998年10月、「RESIDENCIA PERMANENTE Y NATURALIZACION 永住と帰化」西語版を出版
- * 「アルゼンチンを知るための54章」明石書店 2005年9月発行 07年2月重版
著者: アルベルト 松本 ISBN4-7503-2185-0 <http://www.akashi.co.jp>
- * 『JAPAN・旅の指差し会話帳(スペイン語版)』谷本雅世&西村秀人 2006/4
監修: アルベルト 松本 情報センター出版局
- * 「CDを聞くだけでスペイン語が覚えられる本」中経出版 2007年3月
著者: アルベルト 松本 校閲&ナレーション: Sonia del Campo

ベネズエラ・ボリバル共和国憲法訳者註解

＜前文＞創設的権力 (sus poderes creadores)

憲法制定権力のこと。ここでは、「el poder constituyente」のような述語が使われていないため、あえてこのように訳出した。

特権 (la inmunidad)

ここでは、例えば、外交特権、石油産業の排他的権限などを含め、主権国家としてのすべての特権を意味している。

＜第6条＞共和国を構成する政治単位 of 政府 (el gobierno … y de las entidades políticas)

公権力を行使する権限を有する州、市、政府の外郭団体（独立行政法人を含む）、州に設置されている出先機関なども含まれる。

＜第10条＞1810年4月19日に開始された政変 (la transformación política iniciada el 19 de abril de 1810)

イベリア半島がナポレオン軍に占領された19世紀初頭、スペイン各地に政務評議会が設置され、フランスに対抗した。この評議会に忠誠を誓って、中南米でも元副王領や総督で評議会（Junta）が設立された。もっとも、これはその後、多くの国でスペインからの独立を意識・意図した暫定政権に変質していた。ベネズエラでは、1810年4月19日に、こうした評議会が設立され、約1年後の1811年7月5日にスペインから独立した。

＜第13条＞ただし、この場合においても、国民主権は、常に不可侵である (En dicho caso quedar siempre a salvo la soberanía nacional)

外国の大使館などが建設されていてもその場所はベネズエラの領地であり、その使用はあくまで一定の限界と範囲を伴うものであるという政治的メッセージを込めてこの一文が挿入されたものと考えられる。

＜第16条＞政治的区分 (la división política)

現在、ベネズエラは、23の州（Estado）、首都地区（Distrito Capital）、311の島からの連邦属領（Dependencias Federales）で構成されている。なお、主権を主張しているグァヤナ（Guayana）、エセキバ（Esequiba）も含まれている。また、マルガリタ島（Margarita）、コチエ島（Coche）、クバグア島（Cubagua）は1つの州を形成している。

＜第18条＞カラカス市 (la Ciudad de Caracas)

カラカス市は首都であり、主要行政機関の所在地であるが、非常事態が発生した場合などに、別途、都市にその機能を移転させることもあり得ることから、本条が規定されている。実際に、1920年代から30年代にかけてのゴメス独裁政権の時に、一時的に首都がマラカイに移されている。また、カラカスは首都でありながら、その一部の市はミランダ州に属していて首都地区に含まれていないため、政治的に複雑な側面をもっている。

＜第26条＞集团的又は拡散的な権利利益 (sus derechos e intereses, incluso los colectivos o difusos)

「集团的な権利利益」とは、その社会、地域住民又は住民層が共有するものであり、「拡散

的な権利利益」とは、広く市民としての権利利益、すなわち、その権利などが多数の人によって共有されているという意味のようである。例えば、前者については公害問題が多い地区でその害を阻止、防止することがその共有利益であり、後者については一定の生活水準を維持する権利利益がこれにあたる。

＜第27条＞アンパロ訴訟 (la acción de amparo constitucional)

憲法が保障している権利を主張するための手段として、この「アンパロ」がある。その裁判は、迅速かつ簡潔な手続によらなければならないということが強調されているが、実際は、他の中南米諸国でも同じく、告訴しても判決までにはかなり時間がかかることが多い。また、一般に「役人泣かせの裁判」とも言われ、なかには不当な訴えまたはあまり根拠のない訴えもある。

＜第109条＞実験的国立大学 (las universidades nacionales experimentales)

多くの国立大学では（高等教育省のサイトを見る限り50以上の大学）、学術的に新たな試み（カリキュラム、学科等）が行われており、そうした大学を「Universidades nacionales experimentales」というようである。1つの大学でも、ある学部はこの「experimental」に入っているが、そうでない学部はただの国立大学である。要するに、一種の「モデルケース」を試みている大学ということである。その試みがうまくいくと、自治権を獲得することになるようである。

＜第167条＞地域間格差是正基金 (el Fondo de Compensación Interterritorial)

この基金は、連邦評議会によって運営され、州間や地域間の経済的不均衡・格差を緩和し、バランスの取れた経済開発を目指している。この評議会は、地域や州の経済団体の代表、労働組合、大学の研究者などで構成されているため、一種の諮問機関でもありながら基金の配分と運営も担っている。

＜第178条＞治安判事による簡易裁判 (la justicia de paz)

中南米諸国では、小規模の市および町、農村地帯ではこうした司法制度があり、裁判所、調停仲裁場、公証人事務所という3つの役割をもつことが多い。国によって多少その権能が異なるが、ベネズエラでも地方の農村や町ではこうした「簡易裁判」が存在する。都市部の「簡易裁判」は、「el tribunal sumarial」または「el proceso sumarial」と呼ばれる、軽犯罪や急を要する家事事件を担当する裁判所である。

＜第203条＞権限付与法 (las leyes habilitantes)

ここでいう「権限」とは、大統領が法律に相当する政令を発するための権限のことであり、国会が大統領にこれを付与する。かつては緊急を要する経済事項に対応するために用いられていたが、現在ではすべての分野に適用され、国会のサイト情報によれば、2006年現在でこの憲法に基づいて公布された権限付与法は全部で49のものがある。この多くは、既存の法律を補足、強化するためのものであるということである。

ベネズエラ・ボリバル共和国憲法

CONSTITUCION DE LA REPUBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA

目次 INDICE

前文 PREAMBULO

第1編 基本原則 (1条—9条) PRINCIPIOS FUNDAMENTALES

第2編 地理的範囲及び政治的区分 DEL ESPACIO GEOGRAFICO Y LA DIVISION POLITICA

第1章 領土その他の地理的範囲 (10条—15条)

第2章 政治的区分 (16条—18条)

第3編 人権保障及び義務 DE LOS DEBERES, DERECHOS HUMANOS Y GARANTIAS

第1章 総則 (19条—31条)

第2章 国籍及び公民権

第1節 国籍 (32条—38条)

第2節 公民権 (39条—42条)

第3章 市民の権利 (43条—61条)

第4章 参政権及び国民投票

第1節 参政権 (62条—70条)

第2節 国民投票 (71条—74条)

第5章 社会権及び家族に関する権利 (75条—97条)

第6章 文化及び教育に関する権利 (98条—111条)

第7章 経済権 (112条—118条)

第8章 先住民族の権利 (119条—126条)

第9章 環境権 (127条—129条)

第10章 義務 (130条—135条)

第4編 公権力 DEL PODER PUBLICO

第1章 基本規定

第1節 総則 (136条—140条)

第2節 公共行政 (141条—143条)

第3節 公職 (144条—149条)

第4節 公共の利益に関する契約 (150条—151条)

第5節 国際関係 (152条—155条)

第2章 国の権力の管轄 (156条—158条) *nacional*

第3章 州の権力 (159条—167条) *estatal*

第4章 市の権力 (168条—184条) *municipal*

第5章 連邦評議会 (185条) *Consejo Federal*

第5編 国の権力の組織 DE LA ORGANIZACION DEL PODER PUBLICO NACIONAL

第1章 国の立法権

第1節 総則 (186条—192条)

第2節 国会の組織 (193条—196条)

第3節 国会議員 (197条—201条)

第4節 法律の制定（202条—218条）

第5節 手続（219条—224条）

第2章 国の行政権

第1節 共和国大統領（225条—235条）

第2節 共和国大統領の権限（236条—237条）

第3節 副大統領（238条—241条）

第4節 大臣及び閣僚会議（242条—246条）

第5節 共和国法務顧問庁（247条—250条）

第6節 国家評議会（251条—252条）

第3章 司法権及び司法制度

第1節 総則（253条—261条）

第2節 最高裁判所（262条—266条）

第3節 司法権の運営及び管理（267条—272条）

第4章 市民擁護権

第1節 総則（273条—279条）

第2節 民衆擁護局（280条—283条）

第3節 検察庁（284条—286条）

第4節 共和国会計検査院（287条—291条）

第5章 選挙管理権（292条—298条）

第6編 社会経済制度 DEL SISTEMA SOCIO-ECONOMICO

第1章 社会経済体制及び経済における国の役割（299条—310条）

第2章 財政及び金融制度

第1節 予算制度（311条—315条）

第2節 租税制度（316条—317条）

第3節 通貨制度（318条—319条）

第4節 マクロ経済の調整（320条—321条）

第7編 国の安全保障 DE LA SEGURIDAD DE LA NACION

第1章 総則（322条—325条）

第2章 国の安全保障に関する原則（326条—327条）

第3章 国軍（328条—331条）

第4章 市民の安全に関する組織（332条）

第8編 憲法の擁護 DE LA PROTECCION DE LA CONSTITUCION

第1章 憲法の保護（333条—336条）

第2章 非常事態（337条—339条）

第9編 憲法改正 DE LA REFORMA CONSTITUCIONAL

第1章 修正（340条—341条）

第2章 憲法改正（342条—346条）

第3章 憲法制定議会（347条—350条）

廃止規定 DISPOSICION DEROGATORIA

経過規定 DISPOSICIONES TRANSITORIAS

最終規定 DISPOSICION FINAL

前文 PREAMBULO

ベネズエラ国民は、その創設的権力を行使し、神の加護、我々の解放者シモン・ボリバルの歴史的模範、並びに我々の祖先たる先住民及び自由かつ独立の祖国を建設した先達の英雄的行為及び犠牲に祈りを奉げつつ、

現在及び将来の世代のため、自由、独立、平和、連帯、公共の福祉、領土保全、共生及び法の支配の価値を強化し、生命、労働、文化、教育、社会正義並びに一切の差別及び従属関係のない平等に対する権利を確保し、諸国民の間の平和協力を促進し、並びに不干渉及び民族自決の原則に基づくラテンアメリカの統合、人権の普遍的かつ不可分の保障、国際社会の民主化、核の撤廃、生態学的均衡及び人類の共通かつ放棄することの許されない世襲財産たる環境についての法的財産の保護を推進し強化するという分権型連邦制法治国家において、民主的、国民参加・主導的、多民族的・文化多元主義的な社会を確立するために共和国を再建するという至高の目的のもとで、

自由投票を通じて憲法制定議会が代表するその始原的権力の行使及び民主的な国民投票により、以下の憲法を制定する。

憲法 CONSTITUCION

第1編 基本原則 TITULO I PRINCIPIOS FUNDAMENTALES

第1条【シモン・ボリバル理論の尊重、国民の基本的権利】 ベネズエラ・ボリバル共和国は、確定的に自由かつ独立であり、その精神的遺産並びに自由、平等、正義及び国際平和の価値を、解放者シモン・ボリバルの理論に基づかせるものとする。

2 独立、自由、主権、外交特権、領土保全及び民族自決は、国民の放棄することの許されない権利である。

第2条【民主的社会的法治国家】 ベネズエラは、法及び正義の支配に服する民主的社会的国家であり、その法秩序及び行動の至高の価値として、生命、自由、正義、平等、連帯、民主主義、社会的責任、及び総じて、人権の優越、倫理並びに政治的多元主義を擁護する。

第3条【国の本質的目的】 人を擁護し発展させ、その尊厳を重んじ、国民の意思を民主的に行使し、公正で平和を愛する社会を建設し、国民の繁栄及び福利を増進し、この憲法で承認し確立する原則、権利及び義務の遵守を保障することは、国の本質的目的である。

2 教育及び労働は、前項の目的を達成するための基本的過程である。

第4条【国の基本原則】 ベネズエラ・ボリバル共和国は、この憲法で確立するところによる分権的連邦制国家であり、領土保全、協力、連帯、競争及び共同責任の原則に基づく。

第5条【国民主権】 主権は、国民に存し、これを委譲することは許されない。国民は、この憲法及び法律で規定する形式において直接的に、及び選挙を通じて公権力を行使する機関により間接的に、これを行使する。

2 国の機関は、国民主権に由来し、これに従う。

第6条【政府の条件】 ベネズエラ・ボリバル共和国政府及び共和国を構成する政治単位の政府は、現在及び将来において、常に民主的で、参加型で、選挙により選出され、分権型で、交代制で、責任を有し、多元主義に立ち、かつ取消が可能な任期によるものである。

第7条【最高法規】 憲法は、最高法規であり、法秩序の基礎である。公権力を行使するすべての人及び機関は、この憲法に従う。

第8条【国旗、国家、紋章】 黄、青、赤から成る国旗、国歌「勇敢なる国民に栄光あれ」及び共和国の紋章は、祖国の象徴である。

2 これらの性格、意味及び用法については、法律でこれを定める。

第9条【公用語】 公用語は、カステイリア語である。先住民族の諸言語も、先住民族のために公式に使用されるものであり、共和国全土において、国民及び人類の文化遺産として尊重されなければならない。

第2編 地理的範囲及び政治的区分

TITULO II DEL ESPACIO GEOGRAFICO Y DE LA DIVISION POLITICA

第1章 領土その他の地理的範囲 DEL TERRITORIO Y DEMAS ESPACIOS GEOGRAFICOS

第10条【領土】 共和国の領土その他の地理的範囲は、無効でない条約及び仲裁の結果により変更され、1810年4月19日に開始された政変以前のベネズエラ総監領に相当するものである。

第11条【領土における主権の行使】 大陸及び島嶼、湖沼及び河川、領海、歴史に基づき生命線となる沿岸地域、共和国が過去に採用し若しくは現に採用する厳正な基本線の範囲に含まれる地域、並びにこの範囲の土地及び地下、大陸、島嶼及び海洋の上空、又、遺伝資源、移動性生物種資源、そこからの派生物及び自然原因によりその場所で発見された無形の構成物を含め、これらの場所に存在する資源には、共和国の完全な主権が行使される。

2 共和国の島嶼には、ロス・モンヘス諸島、ラス・アベス諸島、ロス・ロケス諸島、ラ・オルチラ諸島、ラ・トルトゥガ島、ラ・ブランキリャ島、ロス・エルマノス諸島、マルガリタ島、クバグア島及びコチェ島、ロス・フライレス諸島、ラ・ソラ島、ロス・テストイゴス諸島、パトス島及びアベス島その他の大陸棚で覆われる領海内又は排他的経済水域内に位置し若しくは水面に現れる島、岩礁、小島及び洲が含まれる。

3 接続水域、大陸棚及び排他的経済水域で構成される水域については、共和国が、国際公法及び法律で定める限界、範囲及び条件において、主権及び裁判権についての排他的権利を有する。

- 4 大気圏外空間及び人類の共同財産であり又はそうであり得る領域における権利については、国際協定及び国内法で定める限界、範囲及び条件において、共和国がこれを有する。

第12条【公有財産】 領土、領海の水底、排他的経済水域及び大陸棚に存在する鉱床物及び石油・天然ガスその他の天然資源は、共和国の所有に属する公有財産であり、それ故、不可譲であり特効の対象とならない。海岸は、公有財産である。

第13条【領土の不可譲】 領土は、外国その他の国際法上の主体に、譲渡、移転、賃貸その他いかなる形式であろうと割譲することも、一時的又は部分的にかかわらず、絶対にこれを行ってはならない。

- 2 ベネズエラの地理的範囲は、平和地帯である。この場所に、外国の軍事基地又は何らかの軍事目的の施設を設置することは、いかなる強国又は強国同盟であっても、これを行なってはならない。
- 3 外国その他の国際法上の主体は、外交代表機関又は領事の本拠地としての不動産を、定められた地域内において、互惠主義の保障を通じて、法律で定める制限のもとでのみ取得することができる。ただし、この場合においても、国民主権は、常に不可侵である。
- 4 連邦属領並びに中洲及び湖中島に存在する未開墾地は、これを譲渡してはならない。その活用については、直接的又は間接的にかかわらず、土地所有権の移譲を伴わない形式においてのみ、これを承認することができる。

第14条【領土に編入される土地】 法律は、住民の自由な決定により、かつ国会の承認のもとで、共和国の領土に編入される土地に関する特別な法制度について定める。

第15条【国境に関する組織法】 国は、領土保全、主権、安全保障、防衛、国民のアイデンティティ、多様性及び環境を保護するため、文化的・経済的・社会的発展及び統合に基づいて、陸地、島嶼及び海洋の国境地帯における総合政策を策定する責務を負う。この責務及び目的については、特別な経済的割当を通じて、各国境地帯に固有の自然に配慮しつつ、国境に関する組織法でこれを定める。

第2章 政治的区分 DE LA DIVISION POLITICA

第16条【政治的編成】 共和国を政治的に編成するため、領土は、州、首都地区、連邦属領及び連邦直轄地にこれを区分する。各連邦直轄地は、市からこれを編成する。

- 2 政治的領土区分については、地方自治及び行政的分権を保障する組織法でこれを定める。この法律には、州の一定区域における連邦直轄地の設置について規定することができる。その効力は、当該政治単位における賛成の住民投票に従う。特別法により、当該直轄地の全部又は一部を指定して、1つの連邦直轄地に州としての地位を付与することができる。

第17条【連邦属領】 連邦属領とは、領海若しくは大陸棚を覆う部分に形成され又はそこに出現する島、並びに1つの州内に組み込まれていない海洋上の島である。その制度及び行政については、法律でこれを定める。

第18条【カラカス市】 カラカス市は、共和国の首都であり、国の権力を行使する諸機関の所在地である。

- 2 本条の規定は、共和国が、その他の場所において国の権力を行使することを妨げない。

3 首都地区の市及びミランダ州の市という2つのレベルにおいて市政制度に組み込まれているカラカス市の政治的領土単位の一体性については、特別法でこれを定める。この法律は、カラカス市の調和的かつ統合的發展を実現するため、その組織、政府、行政、権限及び財源について定める。いかなる場合においても、この法律は、その政府の民主的かつ住民参加的性格を保障する。

第3編 人権保障及び義務

TITULO III DE LOS DEBERES, DE LOS DERECHOS HUMANOS Y GARANTIAS

第1章 総則 DISPOSICIONES GENERALES

第19条【人権の保障】 国は、何人に対しても、発展性の法則に従い、一切の差別なく、放棄することの許されない、不可分で、相互に依存する人権の享受及び行使を保障する。この遵守及び保障は、この憲法、共和国が署名し批准した人権に関する条約及びこの条約を実施する法律に従い、公権力を行使する機関の責務である。

第20条【人格権】 何人も、他者の権利及び公的社会的秩序からの制限の場合を除き、その人格を自由に発展させる権利を有する。

第21条【法の前の平等】 何人も、法の前に平等であり、故に、

- (1) 人種、性別、信条、社会的身分、その他総じて、すべての人の権利及び自由の承認、享受又は平等な状態におけるその行使を無効若しくは損滅することを目的とし、又は結果として生じさせる事項により差別されない。
- (2) 法律は、法の前の平等を実現し有効なものにするための法的及び行政上の条件を保障し、差別され、疎外され若しくは社会的弱者の地位に置かれ得る者又は集団のための積極的な手段を講じ、前号で列挙された何らかの状態により明らかに弱者の状況に置かれている者に特別な保護を与え、又、これらの者に加えられた濫用及び虐待を処罰する。
- (3) 国民は、外交上の儀礼による場合を除き、市民としての公式な待遇のみを受ける。
- (4) 貴族の称号又は世襲による特典は、これを認めない。

第22条【権利保障の表明】 この憲法及び人権に関する国際文書に含まれる権利保障の表明は、人に固有のものでありながら、これらの文書に明記されていないその他の権利保障を否定するものと理解してはならない。これらの権利について規定する法律が存在しないことは、その行使を損滅させるものではない。

第23条【人権に関する国際条約等の効力】 ベネズエラが署名し批准した人権に関する条約、協定及び協約は、憲法秩序に組み込まれ、その享受及び行使に関して、この憲法及び共和国の法律で定めるよりも有利な規範を含む限りにおいて、国内秩序のなかで優越的な位置に置かれ、裁判所その他の公権力を行使する機関は、即時かつ直接にこれを適用する。

第24条【遡及効の禁止】 いかなる法規定も、遡及的効果を生じない。ただし、より軽い刑罰を科す場合は、この限りでない。訴訟手続に関する法律は、その施行時において既に繫属中の訴訟にも適用される。ただし、刑事訴訟においては、既に提出された証拠は、その訴訟が提起された日

において有効な法律に従い、被告人の利益となるように推定される。

2 疑わしいときは、被告人の利益となる規範が適用される。

第25条【権利侵害行為の無効】 この憲法及び法律で保障する権利を侵害し、又はこれを損滅するような公権力の行使において命じられた一切の行為は、無効である。このような行為を命じ又は執行した公務員は、その状況に応じて、刑事上、民事上及び行政上の責任を負う。この場合、上級庁の命令であることを理由とした免責は、認められない。

第26条【裁判を受ける権利】 何人も、その集団的又は拡散的な権利利益を含め、その権利利益を行使するために司法運営機関にアクセスし、その効果的な保護を受け、迅速に相当な判断を受ける権利を有する。

2 国は、不当に審理を遅滞させることなく、形式主義に陥らず、かつ無益な再審査をすることなく、無償で、利用可能な、公正で、適切な、透明性の高い、自律的で、独立の、責任を有する、公平で、かつ迅速な裁判を保障する。

第27条【アンパロ訴訟】 何人も、憲法上の権利保障の享受並びに行使において、この憲法又は人権に関する国際文書に明記されていない人に固有の権利保障についても、裁判所に救済を求める権利を有する。

2 憲法上のアンパロ訴訟に関する手続は、口頭、公開、迅速、無償であり、かつ形式にとらわれない。管轄裁判所は、法違反の状態その他これに類する状態を直ちに回復させる権限を有する。このアンパロ訴訟は何時でも提起することができ、裁判所は、他のすべての案件に先立ってこれを処理する。

3 自由又は安全に対するアンパロ訴訟は、何人もこれを提起することができる。被拘禁者は、遅滞なく、直ちに裁判所の保護の下に置かれる。

4 この権利の行使は、いかなる形式においても、非常事態又は憲法上の保障制限の宣言により侵害されることはない。

第28条【情報アクセス権】 何人も、法律で定める例外の場合を除き、本人又はその財産に関して、公的又は私的に登録されている情報及び資料にアクセスし、その使用及び目的を認識し、それに誤りがあり又はその権利に不当な影響を及ぼす場合には、管轄裁判所に、その更新、訂正又は破棄を求める権利を有する。同様に、共同体又は人的集団の利益となる情報を含むあらゆる性格の文書にアクセスすることができる。ただし、取材情報源その他の法律で定める職業上の秘密については、この限りでない。

第29条【人権侵害等の犯罪に対する国の責務】 国は、その権力機関により行われた人権に対する犯罪について、適法にこれを調査し処罰する義務を負う。

2 人道に反する罪、重大な人権侵害及び戦争犯罪を処罰するための訴訟は、時効にかからない。人権侵害及び人道に反する罪については、通常裁判所が、これを調査し裁判する。これらの犯罪は、特赦及び大赦を含め、宥免の恩恵から除外される。

第30条【犯罪被害者等に対する国の責務】 国は、その責任に帰する人権侵害の被害者及びその相続人に対し、被害又は損害の賠償金支払を含め、完全な補償を行う義務を負う。

2 国は、本条で規定する補償を実現するために、立法その他の措置を講ずる。

3 国は、通常犯罪の被害者を保護し、犯罪者が引き起こした損害を賠償するように努めるものとする。

第31条【国際機関に対する人権救済請求権】 何人も、共和国が批准した人権に関する条約、協定

及び協約で定めるところにより、人権救済の請求を目的として、人権保護のために創設された国際機関に請願又は申立を行う権利を有する。

- 2 国は、この憲法及び法律で定める手続に従い、本条で規定する国際機関が発した決定を履行するための必要な措置を講じる。

第2章 国籍及び公民権 DE LA NACIONALIDAD Y DE LA CIUDADANIA

第1節 国籍 DE LA NACIONALIDAD

第32条【出生によるベネズエラ人の要件】 次の者は、出生によるベネズエラ人である。

- (1) 共和国内で出生したすべての者。
- (2) 出生によるベネズエラ人の父及び母の子であり、外国で出生したすべての者。
- (3) 出生によるベネズエラ人の父若しくは母の子であり、共和国内に居所を有し、又はベネズエラ国籍を受け入れる意思を表明している外国で出生したすべての者。
- (4) 帰化によるベネズエラ人の父若しくは母の子であり、共和国内に居所を有している18歳に達する前の者、及びベネズエラ国籍を受け入れる意思を表明している25歳に達する前の者であつて、外国で出生したすべての者。

第33条【帰化によるベネズエラ人の要件】 次の者は、帰化によるベネズエラ人である。

- (1) 帰化許可証を取得している外国人。この許可証を取得するには、少なくとも10年、申請日まで引き続きベネズエラに居住する住所を有していなければならない。
居住期間は、スペイン、ポルトガル、イタリア、ラテンアメリカ・カリブ諸国の生来の国籍を有していた外国人の場合は、5年に短縮される。
- (2) 帰化の意思を表明してからベネズエラ人と婚姻し、その婚姻の日から少なくとも5年が経過している外国人。
- (3) 親権を行使する父又は母の帰化の日まで未成年であり、21歳に達する前にベネズエラ人になる意思を表明し、かつこの意思を表明した日までの5年間引き続きベネズエラに居住している外国人。

第34条【国籍の保護】 ベネズエラ国籍は、他の国籍を選択又は取得したときも、これを失わない。

第35条【国籍の取消】 出生によるベネズエラ人は、その国籍を奪われない。帰化によるベネズエラ国籍は、法律に基づいて、裁判所の決定によってのみ、これを取り消すことができる。

第36条【国籍の離脱及び再取得】 ベネズエラ国籍は、これを離脱することができる。出生によるベネズエラ国籍を離脱しようとする者は、2年を下回らない期間、共和国内に住所を有し、かつ再取得する意思を表明する場合は、国籍を再取得することができる。ベネズエラ国籍を離脱しようとする帰化によるベネズエラ人は、この憲法の第33条で求める要件を新たに満たした場合に、それを再取得することができる。

第37条【国籍に関する国際条約の締結促進】 国は、特に国境隣接諸国及びこの憲法の第33条第1号で示した諸国との間で、国籍に関する国際条約の締結を促進する。

第38条【国籍に関する実体的及び手続的規範】 ベネズエラ国籍の取得、選択、離脱及び再取得並びに国籍の取消及び無効に関する実体的及び手続的規範については、前6か条に従い、法律でこ

れを定める。

第2節 公民権 DE LA CIUDADANIA

第39条【政治に参加する権利及び義務】 政治的資格を剥奪されておらず、公民権を停止されていないベネズエラ人は、この憲法で規定する年齢条件において公民権を行使し、この故に、この憲法に基づいて、政治に参加する権利及び義務の資格者である。

第40条【参政権の保障】 参政権は、出生によるベネズエラ人の固有の権利である。ただし、この憲法で定める例外の場合は、この限りでない。

2 7歳に達する前に入国し、成人に達するまで引き続きこの国に居住している帰化によるベネズエラ人は、出生によるベネズエラ人と同等の権利を享受する。

第41条【要職就任の国籍要件】 出生によるベネズエラ人であり、他の国籍を有していない者のみが、共和国大統領、副大統領、国会議長及び副議長、最高裁判所裁判官、全国選挙管理評議会委員長、共和国法務顧問庁長官、共和国会計検査院長、共和国検事総長、民衆擁護官、国の安全保障・財政・エネルギー・鉱山・教育に関する各省大臣、国境隣接地域の州知事及び市長の職務、並びに国軍に関する組織法で列挙する職務を行うことができる。

2 国会議員、大臣、国境隣接地域でない州及び市の長の職務を行うには、帰化によるベネズエラ人は、15年を下回らない期間、引き続きベネズエラに居住する住所を有し、法律で規定する適格要件を満たしていなければならない。

第42条【公民権の喪失】 国籍を失った者又はこれを離脱した者は、公民権を失う。公民権又は何らかの参政権の行使は、法律で定める場合において、裁判所の確定判決によってのみ停止させることができる。

第3章 市民の権利 DE LOS DERECHOS CIVILES

第43条【生命に対する権利】 生命に対する権利は、不可侵である。いかなる法律も、死刑について定めてはならず、いかなる権力機関も、それを適用してはならない。国は、兵役若しくは非軍事的役務に従事し、その他あらゆる形式で権力機関に服し自由を奪われている者の生命を保護する。

第44条【人身の自由】 個人の自由は、不可侵であり、故に、

(1) 何人も、現行犯である場合を除き、裁判官の発する令状によらなければ逮捕・勾留されない。この場合、逮捕の時から48時間以内に、司法官憲に引き渡される。裁判は、法律で定められる理由がある場合又は各事件において裁判官が判断する場合を除き、身体を拘束せずに行われる。

被勾留者の釈放のために法律で要求する保釈金には、一切、課税されない。

(2) すべての被逮捕者は、その家族、弁護人又は身元引受人に直ちに連絡する権利を有し、他方、その家族、弁護人又は身元引受人は、被逮捕者がいる場所についての情報を受け、その逮捕の理由を直ちに告げられ、並びに被逮捕者自身により若しくは専門家の援助のもとで、その身体的精神的状態について関係文書に書証を残すことを要求する権利を有する。管轄機関は、実行されたすべての逮捕について、被逮捕者の身元、場所、時間、状況及び逮捕した公務員について記載した調書を作成する。

外国人の逮捕に関しては、この他に、この事項に関する国際条約で規定する領事館の通告に従う。

- (3) 刑罰は、有罪宣告を受けた者の他に、これを科してはならない。終身刑又は不名誉刑は、これを宣告しない。自由刑は、30年を超えない。
- (4) 自由を剥奪する措置を講ずるすべての機関は、その身元を証明する義務を負う。
- (5) 何人も、管轄機関により釈放命令が出された後、又は刑期を終了したときは、拘束を継続されない。

第45条【拉致犯罪者の処罰】 文官又は軍人にかかわらず、公的機関が、緊急事態、非常事態又は保障制限状態であっても、拉致を実行、許可若しくは容認することは、これを禁止する。拉致を実行する命令又は指示を受けた公務員は、それに従ってはならず、かつ管轄機関にその事実を告発する義務を負う。拉致の犯罪について教唆、実行、共犯又は隠匿した者並びにその犯行の未遂は、法律に従い、処罰される。

第46条【拷問、残虐な刑罰等の禁止】 何人も、その身体的精神的道徳的完全性を尊重される権利を有し、故に、

- (1) 何人も、残酷で、非人道的若しくは屈辱的な刑罰、拷問又は取扱を受けない。国の公務員により実行若しくは容認された拷問、又は残酷で、非人道的若しくは屈辱的な取扱を受けたすべての犠牲者は、社会復帰のために必要な措置を受ける権利を有する。
- (2) 何人も、その自由を剥奪されたときも、人間に固有の尊厳を重んじた取扱を受ける。
- (3) 何人も、その生命に危険が及ぶ虞がある場合又は法律で定めるその他の事情による場合を除き、その自由意思による同意なしに、科学実験、医療検査及び研究試験を受けさせられない。
- (4) 職務を理由として、人を虐待し、身体的精神的苦痛を与え、又はこの種の取扱を教唆若しくは容認したすべての公務員は、法律に従い、処罰される。

第47条【住居の不可侵、搜索、訪問に対する保障】 家庭、住居その他すべての私的な空間は、不可侵である。こうした場所への立入は、常に人間の尊厳を尊重しつつ、犯罪の実行を阻止し、又は法律に従い、裁判所が下した決定を遵守する目的で、裁判官の発する令状によらなければ、これを行なってはならない。

2 実施されている保健衛生職員の訪問は、法律に従い、この訪問について命令し又はこれを実施する責務を負う職員の事前通知によってのみ、これを行うことができる。

第48条【通信の秘密】 あらゆる形式における私的な通信の秘密及び不可侵は、これを保障する。この保障については、法令の規定の遵守のもとで、訴訟手続との関連を有しない私的な内容の秘密を保持し、かつ管轄裁判所の命令によらなければ、これに干渉してはならない。

第49条【適正手続の保障】 司法上及び行政上のすべての訴訟について、適正手続が適用され、故に、

- (1) 弁護及び司法扶助は、捜査及び訴訟手続のすべての状態及び段階において、不可侵の権利である。何人も、捜査を受ける理由となった罪責について知らされる権利、証拠を入手する権利並びに弁護を行うための十分な時間及び適切な手段を用いる権利を有する。適正手続に違反して入手された証拠は、無効である。有罪を宣告されたすべての者は、この憲法及び法律で定める例外の場合を除き、判決について上訴する権利を有する。
- (2) 何人も、反証がなされない限り、無罪を推定される。
- (3) 何人も、いかなる種類の訴訟手続においても、適正な保障のもとで、法律で定める合理的な期間内において、予め設置されている独立かつ公平な管轄裁判所により審理される権利を有する。

する。カステイリア語を話せない者又は口頭での意思伝達を行えない者は、通訳を受ける権利を有する。

(4) 何人も、この憲法及び法律で定める保障のもとで、通常又は専門の裁判権における本来の裁判官による裁判を受ける権利を有する。何人も、裁判を行なう者の身元が明かにされることなしに裁判されることはなく、又は特別裁判所及びこのために設置された委員会により起訴されることはない。

(5) 何人も、その罪を自白し、又は本人、配偶者、内縁の者若しくは4親等以内の血族及び2親等以内の姻族に対する不利な供述を強要されない。

自白は、いかなる性質の強制を受けることもなく行われた場合にのみ、有効である。

(6) 何人も、既存の法律において犯罪、過失、違反として規定されていない作為又は不作為により処罰されない。

(7) 何人も、以前に裁判を受けた同一の事実により、再び裁判されることはない。

(8) 何人も、国に対して、裁判の誤謬、正当な理由のない遅延又は不作為により損害を被った法的状態の回復又は賠償を求めることができる。裁判官の個人責任を求める私人の権利及びこれらの裁判官に対する訴訟を提起する国の権利は、妨げられない。

第50条【居住・移転の自由、国外追放罪の禁止】 何人も、法律で定める制限の場合を除き、自由に、いかなる手段であろうとも国内を移動し、住所及び居所を変更し、共和国から出国及び帰国し、その財産及び所有物を国内で移転し、その財産を国内に持ち込み又は国外に持ち出すことができる。交通経路利用権を譲許する場合には、代替経路の利用を保障しなければならないとする前提的条件については、法律でこれを定める。ベネズエラ人は、何らかの許可を必要とすることなく、入国することができる。

2 公権力のいかなる行為も、ベネズエラ人に対する国外追放の罪を定めてはならない。

第51条【請願権】 何人も、あらゆる権限機関及び公務員に対して、その管轄事項に関する請願を行い、時宜を得た適切な回答を受ける権利を有する。この権利を侵害する者は、法律に従い処罰され、その職務を解任される。

第52条【結社権】 何人も、法律の定めにより、正当な目的をもつ結社を結成する権利を有する。国は、この権利の行使を容易にする義務を負う。

第53条【集会権】 何人も、事前の許可を必要とすることなく、正当な目的をもって、武器を携行せず、公的又は私的に集会する権利を有する。公共の場所における集会は、法律に基づく。

第54条【奴隷的拘束、人身売買の禁止】 何人も、奴隷的身分又は隷従状態に置かれない。あらゆる形態における人身売買、特に、女性、児童、未成年者の売買については、法律で規定する刑罰に従う。

第55条【市民の安全確保に関する権利】 何人も、法律で定める市民の安全確保に関する組織を通じて、人の身体的完全性、その所有物、権利の享受又は義務の履行に対する脅威、脆弱性又は危険な状態に直面した場合に、国から庇護を受ける権利を有する。

2 緊急事態の予防、市民の安全確保及び危機管理ための計画における市民参加については、特別法でこれを定める。

3 国の安全保障に関する組織は、すべての人の尊厳及び人権を尊重する。警察官及び安全保障に関する組織の隊員による武器及び有毒物質の使用は、法律に従い、必要性、適切性、時宜適当性及び比例性の原則により制限される。

第56条【氏名の使用権、身元調査権】 何人も、固有の名、父方の姓及び母方の姓を使用する権利並びにその身元を知る権利を有する。国は、母及び父を調査する権利を保障する。

2 何人も、法律に従い、その出生後に住民登録簿に無償で記載され、その生物学的出自を証明する公文書入手する権利を有する。公文書には、その生物学的出自の評価について、一切、記述されない。

第57条【検閲の禁止】 何人も、検閲を受けることなく、自由に、口頭、文書その他あらゆる表現形式により、その思想、理念及び意見を表現し、かつこのために、通信及び放送のあらゆる手段を利用する権利を有する。この権利を行使する者は、表現したすべてのものに対する責任を負う。匿名、戦争の喧伝、差別的意図のある内容、宗教的不寛容を助長するようなものは、これを行なってはならない。

2 公務員がその責任の下にある諸事項について説明を行うに際して、当該公務員に対する内部検閲は、これを禁止する。

第58条【通信の義務及び責任、知る権利、反論権】 通信は、自由かつ多様であり、法律で定める義務及び責任を伴う。何人も、この憲法の原則に従い、検閲を受けていない、時宜にかなった、真実かつ公平な情報を受ける権利を有し、かつ、不正確又は侮辱的な情報により直接に悪影響が認められる場合には、反論し訂正を求める権利を有する。児童及び未成年者は、その完全な発育のための適切な情報を受ける権利を有する。

第59条【信教の自由、子に対する宗教教育】 国は、宗教及び宗教活動の自由を保障する。何人も、道徳、善良の風俗及び公の秩序に反しない限り、私的又は公的に、教義その他の実践的な活動を通じて、その信仰及び宗教を信奉する権利並びにその信じることを表明する権利を有する。同様に、教会及び諸宗派の独立及び自治は、この憲法及び法律からの制限の場合を除き、これを保障する。父母は、子に、その信条に従った宗教教育を受けさせる権利を有する。

2 何人も、法律の遵守を回避し、又は他者のその権利の行使を妨げる目的で、宗教的信条若しくは宗教的規律を援用してはならない。

第60条【名誉、プライバシー等の保護、情報処理手段の利用制限】 何人も、名誉、私生活、プライバシー、肖像、秘密及び名声について保護を受ける権利を有する。

2 情報処理手段の利用は、市民の名誉、個人及び家族のプライバシー並びにその権利の完全な行使を保護するため、法律でこれを制限する。

第61条【良心の自由】 何人も、良心の自由及びそれを表明する自由を有する。ただし、その実践が人格に悪影響を及ぼす場合又は犯罪を構成する場合は、この限りでない。良心的兵役拒否は、法律の遵守を回避し、又は他者の権利の履行若しくは行使を妨げる目的で、これを主張してはならない。

第4章 参政権及び国民投票 DE LOS DERECHOS POLITICOS Y DEL REFERENDO POPULAR

第1節 参政権 DE LOS DERECHOS POLITICOS

第62条【政治に参加する権利】 すべての市民は、直接又は選挙で選ばれた代表者を通じて、自由に公的諸事項に参加する権利を有する。

- 2 公共運営に関する計画、実施及び管理における国民の参加は、その完全な実施を保障する個人的集団的主導性を実現するための必要な手段である。その手段を行使するための最良の状態をもたらすように便宜を図ることは、国の義務であり、かつ社会の責務である。

第63条【投票の権利】 投票は、権利である。自由、普通、直接及び秘密投票を通じて、これを使用する。候補者指定投票の原則及び比例代表の原則は、法律でこれを保障する。

第64条【有権者資格】 満18歳に達しており、公民権を停止されておらず、政治的資格を剥奪されていないすべてのベネズエラ人は、有権者たる資格を有する。区政選挙、市政選挙及び州政選挙の投票権は、満18歳に達しており、この憲法及び法律で定める制限のもとで、この国に10年以上居住しており、公民権を停止されておらず、政治的資格を剥奪されていない外国人にも拡大する。

第65条【選挙職への立候補制限】 選挙職の遂行中に行った犯罪について有罪判決を受けた者その他公共の財産に損害を与えた者は、刑期を終えた日から、その罪の重大性に基づいて法律で定める期間中、一切の選挙職に立候補することができない。

第66条【報告を求める権利】 有権者は、その代表者の公約に基づいて、その職務に関して、公開の、透明性の高い、定期的な報告書を提出するように求める権利を有する。

第67条【政治目的をもつ結社の資金調達】 すべての市民は、組織、機能及び方針についての民主的な手法を通じて、政治的な目的のもとに結集する権利を有する。その執行部及び選挙職の候補者は、その構成員が参加する内部選挙で選考される。政治目的をもつ結社が国からの資金を調達することは、これを許さない。

- 2 政治目的をもつ組織体の資金調達及び私的な寄付行為に関する事項並びにこれらの出所及び取扱での廉直を確保する管理機構については、法律でこれを規律する。同様に、政治活動及び選挙活動、その期間及び支出範囲についても、その民主化を進める方向で、法律でこれを規律する。
- 3 市民はその固有の発意により、又、政治目的をもつ結社は候補者を擁立して、選挙過程に参加する権利を有する。政治宣伝及び選挙活動の資金調達については、法律でこれを規律する。政治目的をもつ結社の執行部は、公共部門の機関と契約してはならない。

第68条【示威運動の権利及び規制】 市民は、平穏に、武器を携行せず、法律で定める要件が必要とされる場合を除き、示威行動を行う権利を有する。

- 2 平穏な示威行動の統制において火器及び有毒物質を使用することは、これを禁止する。公の秩序の統制における警察及び安全保障に関する組織の活動については、法律でこれを規律する。

第69条【庇護権、引渡の禁止】 ベネズエラ・ボリバル共和国は、庇護に関する権利を承認し保障する。

- 2 ベネズエラ人の引渡は、これを禁止する。

第70条【国民の参加・主導性確保の手段】 政治事項についての主権の行使における国民の参加及び主導性確保の手段は、特に、公職選挙、国民投票、国民諮問、罷免、立法、憲法及び憲法制定の発議、公開市議会並びに拘束性をもつ決定を行うことができる議会である。又、社会的経済的事項については、市民に対する配慮の請求、自主管理、共同管理、金融的性格のものを含めたあらゆる形式での協同組合、貯蓄金庫、共同体企業並びに相互協力及び連帯の価値に従うその他の結合形式である。

- 2 本条で規定する参加のための手段を効果的に機能させるための条件については、法律でこれを

定める。

第2節 国民投票 DEL REFERENDO POPULAR

第71条【諮問的国民投票の要件】 国にとっての特に重要な事項については、閣僚会議における共和国大統領の発議、国会議員の過半数の賛成投票による国会の決議又は住民登録簿兼選挙人名簿に記載された有権者の1割を下回らない数の請求により、諮問的国民投票に付することができる。

2 同様に、区、市及び州にとっての特に重要な事項についても、諮問的投票に付することができる。その発議は、区議会、市議会及び州議会の構成員の3分の2の賛成による決議、市長若しくは州知事又は当該区域で記載された全員の1割を下回らない数の請求により行われる。

第72条【選挙職の取消】 すべての選挙職は、取り消すことができる。

2 選出された公務員の任期の半分が経過した場合には、当該区域で記載された有権者の2割を下回らない数をもって、その罷免の国民投票の開催を請求することができる。

3 当該公務員を選出した有権者と同数以上の者が罷免を可とする投票をした場合で、かつ記載された有権者の2割5分以上が国民投票に参加したときは、当該公務員は罷免されたものとみなされ、この憲法及び法律の定めに従い、速やかに絶対的欠缺を補充するための手続がとられる。

4 合議体機関の罷免は、法律の定めに従い、これを行う。

5 公務員が選出された任期中は、その罷免の請求以外のことを行ってはならない。

第73条【国民投票による法律案等の承認】 国会で審議中の法律案は、国会議員の少なくとも3分の2の賛成により、これを国民投票に付すことを決定した場合には、その決定に従う。国民投票が賛成の意思を示した場合で、かつ住民登録簿兼選挙人名簿に記載された有権者の2割5分が参加したときは、当該法律案は法律として承認される。

2 国家主権を危うくし、又は超国家的機関に権限を移譲し得るとする国際条約、協定及び協約は、閣僚会議における共和国大統領の発議、国会議員の3分の2の投票又は住民登録簿兼選挙人名簿に記載された有権者の1割5分の請求により、これを国民投票に付することができる。

第74条【国民投票による法律等の廃止】 住民登録簿兼選挙人名簿に記載された有権者の1割を下回らない数の発議又は閣僚会議における共和国大統領の発議により、法律の全部又は一部の廃止が請求されたときは、これを行うために国民投票に付す。

2 同様に、この憲法の第236条第8号で規定する権限の行使において、法律と同等の効果を有する共和国大統領が発した政令も、住民登録簿兼選挙人名簿に記載された有権者の少なくとも5分の数による請求がなされたときは、廃止のための国民投票に付することができる。

3 廃止のための国民投票を有効とするには、住民登録簿兼選挙人名簿に記載された有権者の4割の参加が必要である。

4 予算に関する法律、租税について定め又は修正する法律、公的融資に関する法律、恩赦に関する法律、人権の保護・保障・発展に関する法律、及び国際条約を承認する法律は、廃止のための国民投票に付されない。

5 同一の事項については、大統領の1回の任期中、廃止のための国民投票を1度を超えて行うことができない。

第5章 社会権及び家族に関する権利 DE LOS DERECHOS SOCIALES Y DE LAS FAMILIAS

第75条【家族の保護、児童・未成年者の保護】 国は、家族を、社会の自然な結合体として、及び

人の完全な発展のための基本的な場として保護する。家族関係は、これを構成する者の間における権利及び義務の平等、連帯、共同の努力、相互理解及び相互尊重に基づく。国は、母、父又は家長の役割を担う者の保護を保障する。

- 2 児童及び未成年者は、その本来の家族のもとで生活し、養育を受け、発育する権利を有する。その権利行使が不可能な場合又は児童及び未成年者のより優越する利益に反する場合には、法律に従い、代替の家族をもつ権利を有する。養子縁組は、法律に従い、親子関係と同様の効果を有し、常に養子の利益となるように行なわれる。国際的な養子縁組に、国内の養子縁組は優先する。

第76条【母性・父性の保護、父母の養育義務】 母性及び父性は、その母又は父の婚姻関係にかかわらず、完全に保護される。一組の男女は、自由にかつ責任をもって、その妊娠を希望する子の数を決定する権利並びにこの権利行使を確保する情報及び手段を利用する権利を有する。国は、一般に受胎の時から妊娠、出産及び産褥期の間、母性に対する完全な支援及び保護を保障し、倫理的及び科学的な価値に基づいた全面的な家族計画に関するサービスを確保する。

- 2 父及び母は、その子の養育、育成、教育、扶養及び保護を行うという放棄することの許されない義務を分担する。兄弟姉妹は、父及び母がその義務を果たせないときは、互いに世話をする義務を負う。養育の義務の実効性を保障するための必要かつ適切な措置については、法律でこれを定める。

第77条【婚姻の保護】 男女の婚姻は、夫婦の権利及び義務についての自由な同意及び絶対的な平等に基づき、保護される。法律で定める要件を満たしている男女の安定的な事実婚については、婚姻と同一の効果をもたらすものとする。

第78条【児童、未成年者の保護】 児童及び未成年者は、権利についての完全な主体であり、この憲法、児童の権利に関する条約その他この事項について共和国が署名し批准した国際条約の内容を尊重し、保障し、かつ発展させる特別の立法、機関及び裁判所により保護される。国、家族及び社会は、児童及び未成年者に関する決定及び活動において、これらの者のより優越する利益に留意しつつ、絶対的優先事項として、完全な保護を確保する。国は、積極的な市民権への漸進的な統合を奨励し、国の統轄機関は、児童及び未成年者の完全な保護のための指導的国家制度を創設する。

第79条【青年の保護】 青年は、成長発展過程にある積極的な主体としての権利を有し義務を負う。国は、家族及び社会の連帯協力のもとで、法律に従い、成人への生産的移行、特にその職業訓練及び最初の就職を助成する機会を設ける。

第80条【高齢者の保護】 国は、高齢者に、その権利保障についての完全な行使を保障する。国は、家族及び社会の連帯協力のもとで、高齢者の人間としての尊厳、自立を尊重する義務を負い、彼らに完全な配慮を行い、その生活の質を向上させ、かつそれを確保する社会保障の給付を保障する。社会保障制度を通じて付与される年金及び恩給は、都市部の最低賃金を下回らないものとする。労働の意思を表明し、かつその能力が認められる高齢者には、その相応する労働を求める権利が保障される。

第81条【障害者の保護】 障害者又は特別な困難のある者は、その能力を完全に行使し自立する権利並びに家族及び共同体に統合される権利を有する。国は、家族及び社会の連帯協力のもとで、法律に従い、これらの者に、人間としての尊厳の尊重、機会の均等、十分な労働条件を保障し、かつその状態に相応する職業教育、職業訓練及び就職を助成する。聾啞者が手話を通じて自己を表現し交信する権利については、これを保障する。

第82条【住居の権利】 何人も、家族、隣人及び共同体の関係を人間らしいものとする居住環境を含め、不可欠な基本的サービスを伴う、適切、安全、快適かつ衛生的な住居をもつ権利を有する。この権利を漸進的に充足させる義務については、その全領域について、これを市民及び国との間で分担する。

2 国は、家族に優先権を与え、家族、特に困窮状態にある家族が、住居の建築、購入又は増築のための社会政策及び融資を受けるための措置を保障する。

第83条【健康に対する保障】 健康は基本的な社会権であり、生命に対する権利の一部としてこれを保障することは、国の義務である。国は、生活の質、集団的福利及び各種サービスへのアクセスの向上を指向した政策を奨励し発展させる。何人も、健康保護に対する権利を有し、その増進及び擁護に積極的に参加し、共和国が署名し批准した国際条約及び協定に従い、法律で定める公衆衛生上の措置を遵守する義務を負う。

第84条【公衆衛生制度の整備】 健康に対する権利を保障するため、国は、他の部門を横断し、分権化され、参加型の、社会保障制度に統合された、無償、一般性、完全性、公平性、社会統合及び連帯の原則に従う公衆衛生制度を創設し、その統轄を行い、かつこれを運営する。公衆衛生制度は、適切な処置及び質の高い社会復帰訓練を保障し、健康増進及び疾病予防を優先課題とする。健康に関する公共財産及び公益サービスは、国営であり、民営化してはならない。民間諸団体は、公衆衛生に関する公的機関における特別政策の策定、実施及び統制についての決定に参加する権利を有し義務を負う。

第85条【公衆衛生制度の資金調達】 国の公衆衛生制度の資金調達については、国がその義務を負い、資金、社会保障の義務的分担金その他の法律で定める一切の財源を一体化する。国は、公衆衛生政策の目的を達成し得る公衆衛生のための予算を保障する。大学及び研究機関の協力において、専門家及び技術者の養成に関する国家政策並びに公衆衛生関連製品を生産する国内産業を助成し発展させる。国は、公衆衛生に関する公共機関及び民間諸機関を規律する。

第86条【社会保障制度】 何人も、非営利的性格の公益サービスとしての社会保障を受ける権利を有する。これは、健康を保障し、母性、父性、疾病、廃疾、重病、障害、特別な困難、労働災害、失業、解雇、老齢、寡婦、孤児、住居、家族生活から派生する負担その他一切の社会保障が及び得る状況から生じる偶発的事情の発生に際しての保護を確保する。国は、一般的、全面的、共同出資的、単一的、効率的及び参加的であり、直接的又は間接的な拠出金による社会保障制度を創設し、この権利の実効性を確保する義務を負う。その保護を必要とする者について、その拠出能力の欠如は、その者を除外する理由とされない。社会保障の財源は、その他の目的に充てることができない。医療、介護その他の社会保障の給付をまかなうために労働者が支払う義務的負担分については、国の統轄下での社会的目的のためにのみ、これを管理することができる。健康、教育及び社会保障に充てられた資金の純残高については、これらのサービスにおける分配及び寄与を目的として、これを蓄積する。社会保障制度については、特別な組織法でこれを規律する。

第87条【労働の権利及び義務】 何人も、労働する権利を有し、労働する義務を負う。国は、すべての者が生産的な職業に就くことができ、すべての者に尊厳を失わない品位ある生活をもたらし、この権利の完全な行使を保障するための必要な措置を講じることを保障する。雇用の創出は、国の目標である。法律は、非従属労働者の労働権の行使を保障する措置を講じる。労働の自由は、法律の定めによらなければ、制限されない。

2 使用者は、労働者に、安全、衛生及び適切な労働環境という条件を保障する。国は、この条件

の統制及び促進を可能にする措置を講じ、制度を創設する。

第88条【労働権における男女の平等】 国は、労働権の行使における男女の平等及び公平を保障する。国は、家内労働を、付加価値を作り出し、富及び社会福祉を生み出す経済活動として承認する。専業主婦は、法律に従い、社会保障を受ける権利を有する。

第89条【労働保護のための原則】 労働は、社会的行為であり、国の保護を享受する。労働者の身体的道徳的知的状態を向上させるための必要な措置については、法律でこれを定める。国のこうした義務の履行のために、次の原則を確立する。

- (1) いかなる法律も、労働の権利利益の不可侵性並びに漸進性を阻害する規定を定めてはならない。
- (2) 労働の権利は、これを放棄することができない。この権利の放棄又は損減を意味する一切の行為、協定又は協約は、無効である。労働関係に関する協定及び協約は、法律で定める要件に従ってのみ、締結することができる。
- (3) 複数の法規の適用若しくは競合について疑問がある場合、又は一定の法規の解釈に疑問がある場合には、労働者に最も有利なものを適用する。採用された法規は、その全部が適用される。
- (4) この憲法に反する使用者の一切の措置又は行為は無効であり、いかなる効果も生じない。
- (5) 政治活動、年齢、人種、性別若しくは信条その他一切の条件を理由とするあらゆる種類の差別は、これを禁止する。
- (6) 完全な発育に影響を及ぼし得る職業における未成年者の労働は、これを禁止する。国は、一切の経済的搾取及び社会的搾取から未成年者を保護する。

第90条【労働時間の保護】 昼間の労働時間は、一日について8時間、一週間について44時間を超えてはならない。法律で夜間の労働が可能とされている場合には、その労働時間は、一日について7時間、一週間について35時間を超えてはならない。使用者は、労働者に、超過時間労働を強制してはならない。社会的利益の範囲内において、かつ労働者の身体的精神的文化的発展に資する余暇時間の利用の向上に役立つことについて定める領域の範囲内において、労働時間を漸進的に短縮させる。

2 労働者は、週休及び実際の労働時間と同じ条件において、有給休暇を取得する権利を有する。

第91条【賃金の保護】 労働者は、品位ある生活並びに自己及び家族の物質的社会的知的生活のための基本的必要を満たし得る十分な賃金を受ける権利を有する。同一労働には同一の賃金の支払が保障され、又、企業の利益における労働者の参加について定められる。賃金は、差し押さえることができず、法律に従い、食糧の支給による場合を除き、定期的かつ時宜にかなった方法により、法定通貨で支払われる。

2 国は、公共部門及び民間部門の労働者に、その生活のために必要不可欠な最低賃金を保障する。最低賃金は、基本生活家計見積を考慮して、毎年、調整される。その方法及び手続については、法律でこれを定める。

第92条【社会給付】 すべての労働者は、業務における勤続年数を評価して提供される社会給付及び休職の場合に保護を与える社会給付を受給する権利を有する。賃金及び社会給付は、即時請求し得る労働債権である。その支払の遅延は利息を生じさせ、その利息は価額の負債を構成し、主たる負債に対するものと同様の特権及び保障を享受する。

第93条【解雇制限】 労働の安定を保障し、あらゆる形式の正当でない解雇を制限するための必要

な措置については、法律でこれを定める。この憲法に反する解雇は、無効である。

第94条【使用者の責任】 中間業者又は請負業者の連帯責任を損なうことなく、これらの者を通じて自己のために有利に業務を提供させる自然人又は法人の責任については、法律でこれを定める。国は、管轄機関を通じて、労働法の適用を歪曲、否定又は妨害する目的をもって偽装又は不正が行われた場合における使用者の一般的な責任について定める。

第95条【労働組合の自由、組合民主主義】 労働者は、一切の差別を受けることなく、かつ事前の許可を必要とすることなく、法律に従い、その権利利益の擁護の向上を図る労働組合を自由に結成し、これに加入し又は加入しない権利を有する。労働組合は、行政により干渉を受け、停止させられ、又は解散させられることはない。労働者は、この権利行使に反する一切の差別的又は妨害的行為から保護される。労働組合の発起人及び役員は、その任期中、その職務遂行のために必要とされる条件において、労働者の身分保障を受ける。

2 組合民主主義を実践するため、労働組合の規約及び規則には、普通、直接及び秘密選挙を通じて役員及び代表者が交代することについて定められる。自己の利益のために、組合の自由から生じる恩恵を濫用した組合の役員及び代表者は、法律に従い処罰される。労働組合の役員は、誠実に職務を遂行する宣誓を行う義務を負う。

第96条【団体交渉権】 公共部門及び民間部門の労働者は、法律で定める要件を必要とする場合を除き、任意に団体交渉を行い、労働協約を締結する権利を有する。国は、その発展を保障し、かつ、集団的關係及び労働争議の解決を援助するための必要な措置について定める。労働協約は、その署名の時点で現存するすべての労働者及びその後就職した者を保護する。

第97条【同名罷業権】 公共部門及び民間部門の労働者は、法律で定める条件の範囲内において、同盟罷業の権利を有する。

第6章 文化及び教育に関する権利 DE LOS DERECHOS CULTURALES Y EDUCATIVOS

第98条【文化的創造活動の自由】 文化的創造活動は、自由である。この自由には、作品に関する作者の権利の法的保護を含め、創作的、科学的、技術的及び人文主義的作品に対する出資、制作及び普及に関する権利が含まれる。国は、法律並びにこの事項に関して共和国が署名し批准した国際条約で定める条件及び例外に従い、科学的、文学的及び芸術的作品、発明、技術革新、名称、特許、商標及び銘句に関する知的所有権を承認し保護する。

第99条【文化の価値】 文化の価値は、ベネズエラ国民の放棄することの許されない財産であり、国が必要な条件、法的手段、措置及び予算を整えて振興を図り保障する基本的権利である。文化行政の自律性については、法律で定めるところにより、これを承認する。国は、有形無形の文化財及び国民の歴史的記念物の保護保全、強化、保存及び修復を保障する。国民の文化財である財産は、譲渡できず、時効により消滅せず、かつ差し押さえの対象とすることも許されない。これらの財産に生じた損害に対する罰則及び制裁については、法律でこれを定める。

第100条【文化的作業従事者等に対する各種助成制度、社会保障制度への加入】 ベネズエラの特徴を構成する大衆文化は、文化平等の原則のもとでの相互文化性を承認かつ尊重し、特別な配慮を享受する。この国における文化的な企画、計画及び活動、並びに外国におけるベネズエラ文化を奨励し、支援し、発展させ又は資金提供する人、組織及び団体のための各種助成制度について

は、法律でこれを定める。国は、文化的な作業の特殊性を承認し、法律に従い、この作業に従事する者に、その品位ある生活を可能にする社会保障制度への加入を保障する。

第101条【マスメディアの義務】 国は、文化的情報についての放送、受信及び伝播を保障する。マスメディアは、民間伝承、及びこの国の芸術家、作家、作曲家、映画関係者、科学者その他の文化的創造者の作品の価値の普及に寄与する義務を負う。テレビメディアは、聴覚障害者のために、字幕及び手話通訳をつけなければならない。この義務に関する条件及び態様については、法律でこれを定める。

第102条【教育に対する国の責任】 教育は、人権かつ基本的社会的責務であり、民主的で、無償かつ義務である。国は、そのすべての水準及び態様における不可避かつ最重要の役割として、並びに社会に奉仕する科学的、人文科学的及び技術的な知識を得る手段として、教育に対する責任を負う。教育は、公益事業であり、労働の倫理的評価並びに国民のアイデンティティの価値及びラテンアメリカのかつ普遍的観点を共存させる社会変革過程への積極的、意識的及び連帯的な参加に基づく民主的社会において、各人の創造的可能性及びその人格の完全な強化を発展させる目的のもとで、あらゆる思想潮流を尊重する。国は、家族及び社会の参加のもとで、この憲法及び法律に含まれる原則に基づき、市民教育過程を促進する。

第103条【教育の無償、国の支援】 何人も、その能力、資質及び熱意からの制限の場合を除き、条件及び機会の平等において、質の高いかつ永続的な全人教育を受ける権利を有する。教育は、幼児教育から普通科中等教育まで、そのすべての段階において、義務とされる。国の教育機関における授業は、大学教育までは無償とする。このため、国は、国際連合の勧告に従い、優先的に支出する。国は、教育制度へのアクセス、継続及び到達を確保するための十分な資金を付与された施設及び事業を創設し維持する。法律は、特別な必要性のある者、障害者、並びにその自由を奪われている者又は教育制度への参加及び継続のための基本条件を欠いている者にも、同様の配慮を保障する。

2 中等及び大学水準の公教育構想及び計画に対する私人の寄付については、各法律に準拠して、所得税を減免することが承認される。

第104条【教職者の保障】 教育は、品位を認められかつ学術的適性を証明された者が、その役割を担当する。国は、その永続的な内容更新を奨励し、この憲法及び法律に配慮し、公私にかかわらず、これらの者に、その気高い使命にふさわしい就労制度及び生活水準において、教育職の遂行における安定性を保障する。教職者の採用、昇進及び勤続については、法律でこれを定め、党派的干渉その他の非学術的性格の干渉を受けることなく、業績評価基準に対応するものとする。

第105条【資格を要する職業の要件】 資格を必要とする職業及びその同業団体への加入を含め、その職業を遂行するために遵守しなければならない条件については、法律でこれを定める。

第106条【民間教育施設の設置要件】 すべての自然人又は法人は、その能力について事前に証明し、永続的なやり方で、倫理的、学術的、科学的、経済的、基盤的な要件その他の法律で定める要件を満たす場合には、国の厳格な視察及び監視のもとで、その事前の承諾を得て、民間教育施設を創設し維持することができる。

第107条【教育機関における必修科目】 環境教育は、教育制度の諸段階及び諸態様並びに非公式の市民教育においても義務である。公私の教育施設において、普通科中等教育までは、カステリリア語、ベネズエラの歴史及び地理並びにボリバルの思想原理を教授することは、これを義務と

する。

第108条【市民教育へのメディアの関与等】 公共及び民間の社会通信メディアは、市民教育に寄与しなければならない。国は、情報に対する広範なアクセスを可能にするため、ラジオ、テレビ並びに図書館ネットワーク及び情報網に関する公益事業を保障する。教育施設は、法律で定められた要件に準拠して、新技術、その技術革新に関する知識修得及び応用を教育対象に組み入れなければならない。

第109条【大学の自治、大学構内の不可侵】 国は、国民の精神的物質的利益のため、大学の教授、学生及び卒業生が科学的、人文科学的及び技術的な調査を通じて知識の探求に携わることを可能にする原則及び階層として、大学の自治を承認する。自治大学は、法律で定める目的での統制及び監視のもとで、その運営、経営及び財産の効果的な管理に関する規則を定める。大学の自治は、調査、教育及び知識拡大に関する計画を立案し、準備し、作成し及び実現するために、認められる。大学構内の不可侵については、これを確立する。実験的国立大学は、法律に従い、自治権を獲得する。

第110条【科学技術に関する国家制度の創設等】 国は、この国の経済的社会的政治的發展、安全保障及び国家主権のための基本手段とするために、科学、技術、知識、技術革新及びその応用並びに必要な情報サービスに関する公共の利益を承認する。この活動を助成し発展させるため、国は、法律に基づき、十分な財源を充当し、科学技術に関する国家制度を創設する。民間部門は、このための財源を拠出しなければならない。国は、科学的、人文科学的及び技術的な調査に関する活動を規律する倫理的及び法的な原則の遵守を保障する。この保障を遵守するための方法及び手段については、法律でこれを定める。

第111条【スポーツ及びレクリエーションに対する権利】 何人も、個人的集団的生活の質の向上に利する活動として、スポーツ及びレクリエーションに対する権利を有する。国は、教育及び公衆衛生政策として、スポーツ及びレクリエーションについての責務を負い、その振興のための手段を保障する。体育及びスポーツは、児童及び未成年者の全人教育において基本的役割を果たすものである。その教授については、法律で定める例外の場合を除き、普通科中等教育までのあらゆる段階の公私の教育において、これを義務とする。国は、法律に従い、一切の差別なく、スポーツ選手についての全面的な配慮、高度な能力を必要とするスポーツに対する支援並びに公共部門及び民間部門のスポーツ団体の評価及び調整を保障する。

2 国内においてスポーツ選手を助成し、スポーツに関する企画、計画及び活動を発展させ資金提供する人、組織及び団体に対する各種助成制度については、法律でこれを定める。

第7章 経済権 DE LOS DERECHOS ECONOMICOS

第112条【経済活動の自由、民間発意の奨励】 何人も、人間開発、安全、公衆衛生、環境その他の社会的利益の保護を理由として、この憲法で規定し及び法律で定める制限の場合を除き、自由にその希望する経済活動に従事することができる。国は、この国の全体的発展について計画し、合理化し及び規律するための手段を講じる権限を損なうことなく、富の創出及び公平な分配並びに国民の必要性を充足する商品及びサービスの生産、労働、企業、商業、産業の自由を保障しつつ、民間の発意を奨励する。

第113条【独占の禁止】 独占は、これを許さない。独占の確立を目指し、又はその意思にかかわ

らず実際の効果により、現実に行なわれた形式がいかなるものであろうとも、独占の存在を招来させる私人の一切の行為、活動、行動及び合意は、この憲法の基本的諸原則に違反すると宣言される。ある私人若しくはその集団又はある企業若しくはその企業集団が、市場支配の決定的要因とは別に、商品又はサービスの一定の市場において獲得し又は獲得した支配的地位の濫用は、これらの原則に違反する。需要を集中させる操作についても、同様である。このすべての場合において、国は、一般消費者及び生産者の保護並びに経済競争の効果的な条件の確保を目的として、独占、支配的地位の濫用及び需要を集中させる操作の有害かつ抑制的な効果を回避するための必要な措置を講じる。

- 2 国が所有権を有する天然資源の開発又は公共的性格の独占的事業若しくは非独占的事業の提供については、国は、常に公共の利益のための適切な反対給付又は代償を確保しつつ、期間の定めのある開発権を付与することができる。

第114条【経済犯罪の処罰】 経済的不正行為、投機、買占、高利、談合その他これに関連する犯罪は、法律に基づき、厳格にこれを処罰する。

第115条【所有権の保障】 所有権は、これを保障する。何人も、その財産の使用、享受、享有及び処分についての権利を有する。所有権は、公用又は全体の利益のために法律で定める負担、制限及び義務に従う。公用又は社会的利益を理由とする場合にのみ、確定判決及び正当な補償の時宜にかなった支払を通じて、あらゆる種類の財産の収用を宣言することができる。

第116条【財産の没収】 この憲法で許可する場合を除き、財産の没収を命じ執行することは許されない。例外として、公共財産に対する犯罪についての責任を負う国内若しくは外国の自然人若しくは法人の財産、公権力の保護の下で不正に蓄財した者の財産、及び向精神性物質又は麻醉性物質の違法売買に関連する取引、金融その他一切の活動に起因する財産は、確定判決を通じて、これを没収の対象とすることができる。

第117条【サービス等を利用する権利】 何人も、良質の商品及びサービスを利用する権利、その消費する生産物及びサービスの内容並びに特性についての適切かつ虚偽のない情報を受ける権利、選択の自由に関する権利、公平かつ相応な待遇を受ける権利を有する。これらの権利、商品及びサービスの質及び量に関する管理規範、一般消費者の保護に関する手続、発生した損害の賠償及びこれらの権利の違反に対応する制裁を保障するための必要な仕組みについては、法律でこれを定める。

第118条【労働者及び団体の権利等の保障、再起・起業の奨励】 労働者の権利、並びに協同組合、貯蓄金庫、共済組合その他の集団的形態の社会的参加的性格を有する組織を発展させるための団体の権利は、これを承認する。これらの団体は、法律に従い、あらゆる種類の経済活動を展開することができる。これらの組織体の特殊性、特に協同組合的活動、共同作業及びその集団的利益を生み出す性質に関する特殊性については、法律でこれを承認する。

- 2 国は、民衆の経済及び民衆の再起又は起業が可能な経済の向上を指向するこれらの団体を奨励し保護する。

第8章 先住民族の権利 DE LOS DERECHOS DE LOS PUEBLOS INDIGENAS

第119条【先住民族の本来の権利の保障】 国は、諸先住民族及びその共同体の存在、社会的政治的経済的組織、文化、習俗・慣習、言語・宗教、居住地並びに祖先から伝統的に占有しており、

その生活様式を発展させ保障するために必要とされる土地についての本来的な権利を承認する。この憲法及び法律の定めに基づき、先住民族の参加のもとで、奪うことの許されない、時効にかからず、差し押さえの対象とならず、かつ譲渡することの許されない先住民族の土地の共同所有権の範囲を確定し保障することは、行政府の責務である。

第120条【先住民族居住地における天然資源開発】 国による先住民族居住地における天然資源開発は、先住民族の文化的社会的経済的一体性を毀損してはならず、各先住民族共同体にこれを事前通知し協議しなければならない。この開発に関する先住民族による受益は、この憲法及び法律に従う。

第121条【先住民族の権利の保障】 先住民族は、その民族的文化的アイデンティティ、世界観、価値、精神性並びに聖地及び儀式の場所を維持し発展させる権利を有する。国は、先住民族の社会文化的特殊性、価値及び伝統に配慮しつつ、その固有の教育を受ける権利及び異文化相互間二言語教育制度を確立する権利を有する先住民族の文化表現についての価値の尊厳及び普及を奨励する。

第122条【先住民族の健康権、伝統医療等の承認】 先住民族は、その慣行及び文化とみなされる一体的な健康に関する権利を有する。国は、生命倫理の原則の遵守のもとで、先住民族の伝統医療及び補足的治療法を承認する。

第123条【先住民族の経済活動の保障】 先住民族は、互惠、連帯及び相互交換に基づく固有の経済的慣行、伝統的生産活動、国民経済への参加を維持促進し、その優先順位を決定する権利を有する。先住民族は、職業訓練サービスを受ける権利並びに持続可能な地域発展の枠内において、その経済活動を強化する訓練及び技術的財政的支援事業に関する特別計画の立案、実施及び運営に参加する権利を有する。国は、先住民族の労働者に、労働法が付与する権利の享受を保障する。

第124条【先住民族の共同知的所有権の保障】 先住民族の知識、技術及び技術革新に関する共同知的所有権は、これを保障し保護する。遺伝資源に関する一切の活動及びこれと結びついた知識は、集団的利益を目指すものである。これらの資源及び祖先から受け継いだ知識に関する特許の登録は、これを禁止する。

第125条【先住民族の参政権】 先住民族は、政治に参加する権利を有する。国は、法律に従い、国会並びに先住民族が居住する連邦及び地方公共団体の審議機関において、先住民族の代表が選出されることを保障する。

第126条【先住民族の義務】 先住民族は、祖先から受け継ぐ文化として、唯一で、主権を有し、不可分のものであるベネズエラの国、国家及び国民の一部を形成する。先住民族は、この憲法に従い、国家の一体性及び主権を擁護する義務を負う。

2 先住民族の「民族」という用語は、この憲法においては、国際法で付与されている意味で解釈してはならない。

第9章 環境権 DE LOS DERECHOS AMBIENTALES

第127条【環境保護の義務】 現在及び将来のために環境を保護し維持することは、各世代の権利であり義務である。何人も、安全で健康な生態学的均衡を保つ生活環境を享受する個別的集団的

権利を有する。国は、環境、生物学的多様性、遺伝資源、生態学的過程、国立公園及び自然遺産その他の生態学的に特に重要な地域を保護する。生物のゲノムは特許の対象とならず、この事項については、生命倫理の原則を規定する法律でこれを規律する。

- 2 社会の積極的な関与とともに、住民が汚染のない環境を発展させることを保障することは、国の基本的義務である。大気、水、土壌、海岸、気候、オゾン層、生物種は、法律に従い、特別にこれを保護する。

第128条【国土整備の実施】 国は、生態学的、地理的、人口動態的、社会的、文化的、経済的及び政治的な実態に配慮しつつ、市民への情報提供、市民との協議及び市民参加を含めた持続的発展を前提とした国土整備に関する政策を実施する。この国土整備のための原則及び基準については、組織法でこれを展開する。

第129条【環境に有害な兵器の取扱、環境に影響を及ぼす契約を締結する際の義務】 生態系に被害を及ぼし得る可能性のある一切の活動については、事前に、環境的影響及び社会文化的影響に関する調査を実施しなければならない。国は、危険な有毒廃棄物の持ち込み、並びに核兵器、化学兵器及び生物兵器の製造及び使用を阻止する。有害危険物質の使用、取扱、輸送及び保管については、特別法でこれを規律する。

- 2 共和国が国内若しくは外国の自然人若しくは法人と締結した天然資源に関係する契約又はこれらの者に付与した許認可には、法律で定めるところにより、生態学的均衡を維持し、相互協定の条件における技術利用及びその移転を可能にし、又、自然の状態が変質してしまった場合には、これを原状に回復させる義務が、明示の如何にかかわらず、含まれているものとみなす。

第10章 義務 DE LOS DEBERES

第130条【ベネズエラ人の基本的義務】 ベネズエラ人は、祖国、その象徴及び文化の価値に敬意を払い擁護し、並びに主権、国民性、領土保全、民族自決及び国益を防護し保護する義務を負う。

第131条【憲法等の遵守義務】 何人も、この憲法、法律その他の公権力を行使する機関がその職務の遂行において命じる行為を遵守し尊重する義務を負う。

第132条【人権擁護義務】 何人も、民主的共存及び社会平和の基礎である人権を促進し擁護しつつ、その社会的責任を履行し、国の政治的市民的共同体的活動に連帯して参加する義務を負う。

第133条【納税等の義務】 何人も、法律で定める租税、料金及び負担金の支払を通じて、公的支出の財源に寄与する義務を負う。

第134条【非軍事的役務・軍事的役務の提供義務】 何人も、法律に従い、国の防衛、保全及び開発のため又は公共災害への対処のために必要とされる非軍事的役務又は軍事的役務を提供する義務を負う。何人も、徴兵に従うことを強制されない。

- 2 何人も、法律に従って任命された選挙職に従事する義務を負う。

第135条【私人の役割とされる義務の履行、社会奉仕義務】 この憲法及び法律に従い、社会福祉全般の目的の実現において国の負う義務は、連帯及び社会的責任並びに人道的支援の観点から、その能力に応じて私人の役割とされる義務を排除するものではない。私人の役割とされる義務を履行するための措置については、必要な場合において、法律でこれを整備する。いかなる職業に

においても、その職務の遂行を望む者は、法律で定める期間、場所及び条件において、社会に奉仕する義務を負う。

第4編 公権力 TITULO IV DEL PODER PUBLICO

第1章 基本規定 DISPOSICIONES FUNDAMENTALES

第1節 総則 DE LAS DISPOSICIONES GENERALES

第136条【公権力の区分、公権力各部門の協力】 公権力は、市の権力、州の権力及び国の権力に配分される。国の権力は、立法、行政、司法、市民擁護及び選挙管理に関する権限に区分される。

2 公権力各部門は、それぞれ固有の機能を有する。ただし、各機関は、その権限に属する機能の行使において、国の目標を実現するため、相互に協力するものとする。

第137条【公権力諸機関の権限に関する法整備】 公権力を行使する機関の権限については、憲法及び法律でこれを規定する。これらの機関が実施する活動は、この権限に従うものでなければならない。

第138条【不当に行使された権限の無効】 不当に行使されたすべての権力は効力を有せず、その行為は無効である。

第139条【公権力の濫用等における個人責任】 公権力の行使が権力の濫用若しくは踰越、又はこの憲法若しくは法律に違反する場合には、個人責任が生じる。

第140条【国の賠償責任】 国は、私人がその一切の財産及び権利について損害を被った場合で、かつその損害が公共行政の作用の責任に帰し得るときは、それを賠償する。

第2節 公共行政 DE LA ADMINISTRACION PUBLICA

第141条【公共行政の諸原則】 公共行政は、市民に奉仕するものであり、法律及び権利に対する完全な服従のもと、公務の執行において、公正、参加、迅速、有効性、効率、透明性、会計報告及び責任の原則に基づく。

第142条【自律性を有する機関に関する法整備】 自律性を有する機関は、法律によってのみ創設することができる。こうした機関、及び一切の性質の法人又は団体における公共の利益も、法律で定める形式において、国の管理に従う。

第143条【市民の知る権利の保障、公務員に対する検閲の禁止】 市民は、行政機関から、その利害関係に直接影響する活動の状態について、適切な時期に正確な情報を受ける権利を有し、その件に関して採られた最終的な決定について知る権利を有する。同様に、国内外の安全保障、犯罪捜査及び私生活上のプライバシーに関する事項についての民主的社会において甘受しなければならない制限を別として、機密若しくは秘密とされる内容の文書として分類される事項を規律する法律に従い、公文書及び記録にアクセスする権利を有する。公務員がその責任の下で諸事項について情報提供をする際に、当該公務員に対して内部検閲を行うことは、これを許さない。

第3節 公職 DE LA FUNCION PUBLICA

第144条【公職規程に関する法整備】 公職に関する規程は、行政職公務員の採用、昇任、転任、停職及び退職に関する規定を通じて、法律でこれを定める。公務員の社会保障制度への統合についても、法律でこれを整備する。

- 2 公務員がその職務を遂行するために遵守しなければならない役割及び要件については、法律でこれを定める。

第145条【公務員の本質、契約締結の制限】 公務員は国に奉仕するのであって、一部の者に奉仕するのではない。その任免は、政治団体への加入又はその政治的傾向によって決定されてはならない。市、州、共和国に奉仕する者その他の国の公法人又は私法人は、自ら若しくは仲介者を通じて、又は他者の代理としても、これらと一切の契約を締結してはならない。ただし、法律で定める例外の場合は、この限りでない。

第146条【専門職、公募選抜】 行政機関の職務は、専門職である。ただし、選挙職、自由な任免が可能な職務、行政機関に役務を提供する契約者及び作業員の職務その他の法律で定める職務については、これを除外する。

- 2 専門職公務員の採用は、公募選抜により行われ、公正、適性及び効率性の原則に基づく。昇任は、業績制度に基づく科学的方法に従うものとし、転任、停職又は退職は、その職務遂行の状況に従い行われる。

第147条【給与】 有給の公職への雇用には、その各給与について、相当する予算に規定されていることが必要である。

- 2 行政機関の給与表は、法律に従い、正式に定められる。
- 3 市、州及び国の公務員が受領する給与に対する合理的制限については、組織法でこれを定めることができる。
- 4 国、州及び市の公務員の恩給及び年金制度については、国の法律でこれを定める。

第148条【副業への就任による公職の辞任】 何人も、有給の公職を同時に遂行してはならない。ただし、法律で定める学術的、臨時的、補助的又は教育的な職務に就く場合は、この限りでない。本条で除外されていない副業に就くことへの承諾は、元の公職の辞任を意味する。ただし、本人の辞任については、その職務に未だ最終的に代替者を就けることができず、代用者をその職務につかせている場合は、この限りでない。

- 2 何人も、法律で明確に定められている場合を除き、恩給又は年金以外のものを享受することができない。

第149条【公務員の外国政府公職等の受諾制限】 公務員は、国会の許可を受けることなく、外国政府の公職、勲章又は褒賞を受諾してはならない。

第4節 公共の利益に関する契約 DE LOS CONTRATOS DE INTERES PUBLICO

第150条【公共の利益に関する契約の制限】 国が公共の利益に関する契約を締結するには、法律で定める場合においては、国会の承認を必要とする。

- 2 市、州又は国は、外国若しくは外国の政府機関又はベネズエラに住所を有しない会社と公共の利益に関する一切の契約を締結してはならず、又、国会の承認なしに、契約をこれらに譲渡して

はならない。

- 3 法律は、公共の利益に関する契約において、国籍、住所その他の身分についての一定の条件を求め、又は特別な保証を要求することができる。

第151条【公共の利益に関する契約についての紛争等の場合における裁判権】 公共の利益に関する契約において、その契約の性質に基づいて不当でない場合には、明示されていなくとも、この契約に関して生じ得る疑問及び紛争並びに契約当事者双方による友好的な解決に至らない疑問及び紛争については、共和国の管轄裁判所が、共和国の法律に従って決定するという約款が、当該契約に内包されているものとみなす。この場合、いかなる理由又は根拠によっても、外国からの異議申立は、これを認めない。

第5節 国際関係 DE LAS RELACIONES INTERNACIONALES

第152条【国際関係の原則】 共和国の国際関係は、主権の行使及び国民の利益に即した国の目標に対応する。これは、独立、諸国の平等、民族自決、内政不干渉、国際紛争の平和的解決、協力、人権の尊重、国民解放闘争における国民の連帯、及び人類の福利の原則に従う。共和国は、これらの原則並びにすべての国際的な組織及び機関における民主的な実践を、より一層、断固毅然として擁護する。

第153条【ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体の創設に向けての努力】 共和国は、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体の創設に向けて前進するため、その統合を奨励かつ支援し、その地域の経済的、社会的、文化的、政治的及び環境的な利益を保護する。共和国は、我々の諸国の共通の発展を促進するための努力を結集させ調和させる国際条約、並びにその諸国民の福利及び住民の集団安全保障を確保する国際条約に署名することができる。このため、共和国は、超国家的な組織に、条約を通じて、この統合に向けた過程を実行するために必要な権限の行使を委託することができる。ラテンアメリカ・カリブ諸国との統合及び連合に関する政策の中で、共和国は、イベロアメリカとの関係に優先権を与え、我々のラテンアメリカすべての共通政策となるように努める。統合に関する協定の枠内において採用された規範は、現行法令の一部とみなされ、国内法に優先して直接に適用される。

第154条【条約の批准に対する国会の事前承認】 共和国が締結した条約は、共和国大統領がこれを批准する前に、国会の承認を受けなければならない。ただし、共和国の既存の義務の実行若しくは完遂、共和国により明示的に承認されている原則の適用、国際関係における通常の行為の実行、又は法律で明示的に行政政府に付与されている権限の行使を扱うものについては、例外とする。

第155条【条約等の疑義を解決する手段に関する約款】 共和国が締結する国際条約、協約及び協定には、それが不当でないかどうかについて解釈し、若しくはこれを実行するに際して当事者双方の間で生じ得る紛争がある場合には、その双方が国際法で承認され若しくは事前に取り決めた平和的手段によりこれを解決する義務を負うとする約款が挿入される。この約款は、その締結のために従わなければならない手続についても同様に適用される。

第2章 国の権力の管轄 DE LA COMPETENCIA DEL PODER PUBLICO NACIONAL

第156条【国の権力の管轄】 次のものは、国の権力の管轄に属する。

- (1) 共和国の政治及び国際的な活動。

- (2) 共和国の一般的な利益の擁護及び最高度の監視、公共の平和の維持及び国内全域における法律の公正な適用。
- (3) 国旗、紋章、国歌、祝祭日、叙勲及び国家的性格の栄典。
- (4) 外国人の帰化、入国許可、引渡及び強制退去。
- (5) 身元確認業務。
- (6) 国家警察。
- (7) 国の安全保障、防衛及び開発。
- (8) 国軍の編成及び制度。
- (9) 危機・非常事態管理制度。
- (10) 首都地区及び連邦属領の編成及び制度。
- (11) 中央銀行、通貨制度、為替制度、金融制度及び資本市場の規律。通貨の発行及び鑄造。
- (12) 所得税、相続、寄付行為その他の関連項目、資本、生産、付加価値、石油・天然ガス及び鉱物資源に課される租税、商品及びサービスの輸出入に課される租税、リキュール、酒類その他のアルコール飲料、紙巻煙草その他の煙草に課される租税、並びにこの憲法又は法律で州及び市の権限とされていないその他の租税、料金及び手数料の創設、編成、徴収、運営及び管理。
- (13) 異なる税務権限の調整・調和を保障するため、原則、基準及び制限を定義するため、特に州税及び市税の種類又は税率の決定のため、並びに領土を超える連帯を確保する特別基金を創設するための法整備。
- (14) 土地又は農場及び動産取引に課される租税の創設及び編成。この徴収及び管理は、この憲法に従い、市の責務である。
- (15) 貿易制度並びに関税の編成及び制度。
- (16) 鉱物資源及び石油・天然ガス資源に関する制度及び運営、未開墾地に関する制度、森林、土壌、水その他の天然資源の保全、振興及び開発。
行政府は、鉱物資源採掘権を無期限に付与してはならない。
本号で述べる資源が存在する区域をもつ州のための特別交付金制度については、法律でこれを定める。これは、他の州のため特別交付金を定めることを妨げるものではない。
- (17) 法定度量衡及び品質管理の制度。
- (18) 国勢調査及び国の統計。
- (19) 土木、建築及び都市計画事業に関する法令及び技術的処理手続の策定、調整及び統一、並びに都市整備に関する法整備。
- (20) 国益に適う公共事業。
- (21) 共和国のマクロ経済政策、金融政策及び財政政策。
- (22) 社会保障に関する制度及び編成。
- (23) 海運、保健衛生、住居、食品安全、環境、水、観光、国土整備に関する国の政策及び法整備。
- (24) 教育及び健康に関する国の政策及び事業。
- (25) 農業、牧畜、漁業及び林業生産に関する国の政策。
- (26) 国家的性格の空・陸・海・河川・湖水路の航行及び輸送の制度、並びに港湾、空港及びその基盤整備に関する制度。
- (27) 国道及び国有鉄道の制度。
- (28) 郵便事業及び電話通信事業の制度、並びに電波についての制度及び管理。
- (29) 住宅への公共サービスに関する一般制度、特に電気、上水道及びガスの供給。
- (30) 国の統合的視点のもとでの国境政策の運営。これは、ベネズエラの特性の存在、国境における領土保全及び主権を可能にするものである。
- (31) 裁判所、検察庁及び民衆擁護局の国による組織及び運営。

- (32) 憲法上の権利、義務及び保障に関する法整備。民法、商法、刑法、行刑法、訴訟法及び国際私法に関する整備。選挙法に関する整備。公共的又は社会的な効用を根拠とする収用に関する法整備。公的融資に関する法整備。知的、芸術的及び工業的な所有権に関する法整備。文化的及び考古学的遺産に関する法整備。農業法に関する整備。移民及び入植に関する法整備。先住民族及び先住民族居住地に関する法整備。労働法及び社会保障法に関する整備。動植物の衛生に関する法整備。公証人事務所及び登記所に関する法整備。銀行法及び保険法に関する整備。宝くじ、競馬及び賭博一般に関する法整備。国の権力機関その他の機関及び団体の組織及び機能に関する法整備。国の権限に属するすべての事項に関する法整備。
- (33) 本憲法が国の権力に付与し、又はその本質若しくは性質から国の責務とされるその他一切の事項。

第157条【分権化の促進】 国会は、国会議員の過半数の賛成により、分権化を促進するため、市又は州に、国の管轄に属する一定の事項についての権限を付与することができる。

第158条【分権化の目的】 国策としての分権化は、民主主義を深化させるものでなければならない。これは、権力を国民に接近させ、民主主義の実践及び国の責務の効率的かつ効果的な提供のための最良の諸条件を作り上げるためである。

第3章 州の権力 DEL PODER PUBLICO ESTADAL

第159条【州の法人格、義務】 各州は、自治団体であり、政治的に対等であって、完全な法人格を有する。各州は、独立、主権及び国家の一体性を維持し、この憲法及び共和国の法律を遵守し、かつこれを遵守させる義務を負う。

第160条【知事への就任要件、任期】 各州の政治及び行政は、知事の責務である。知事への就任要件は、ベネズエラ人であること、25歳以上であること、及び聖職に就いていないことである。

2 知事は、4年の任期であり、投票者の過半数の賛成により選出される。知事は、1回に限り次に再選されることができる。

第161条【知事の会計報告】 各知事は、毎年、公開で、州会計検査官にその職務についての会計報告を行い、かつ州議会及び政策企画調整評議会にその同じ報告書を提出する。

第162条【州議会の権限、州議会議員への就任要件】 立法権は、各州において、州及び市の人口に比例して代表に選出された15名以下7名以上の議員で構成される州議会がこれを行行使する。州議会は、次の権限を有する。

- (1) 州の管轄に属する事項について立法すること。
 - (2) 州の予算に関する法律を承認すること。
 - (3) この憲法及び法律で付与するその他の権限。
- 2 州議会議員への就任要件、毎年会計報告を行う義務及び州内の裁判権における特権については、国会議員に関してこの憲法で定める規範の適用が可能な限りにおいて、それに従う。州議会議員は、4年の任期で選出され、最長で連続2期まで再選されることができる。州議会の組織及び機能に関する制度については、国の法律でこれを規律する。

第163条【州会計検査局の権限、会計検査官の職務遂行条件】 各州は、組織的及び機能的に自律

性を有する会計検査局を設置する。州会計検査局は、この憲法及び法律に従い、共和国会計検査院の権限範囲を損なうことなく、州の収入、支出及び資産を管理、監視及び監査する。州会計検査局は、会計検査官の指揮及び責任の下で活動する。会計検査官の職務遂行条件については、法律でこれを定める。法律は、その適格性及び独立性、並びに公募選抜を通じたその任命の中立性を保障する。

第164条【州の排他的権限】 各州の排他的権限は、次のとおりである。

- (1) この憲法の規定に従い、公権力を組織するため、州憲法を制定すること。
- (2) この憲法及び法律に従い、市その他の地方団体を編成し、及びその政治的地域を区分すること。
- (3) 州の財産の管理、並びに国の権力からの特別移転、助成金又は交付金によるもの、並びに国税から分配され割り当てられた分を含め、その財源を投資し及び管理すること。
- (4) 国及び州の法律の規定に準拠して、州に固有の租税分野を編成し、徴収し、管理し及び運営すること。
- (5) 国の権力に留保されていない非金属鉱物資源、塩田及び真珠貝生息地に関する制度を確立し及び開発すること、並びに法律に従い、その管轄区域の未開墾地を運営すること。
- (6) 適用可能な国の法令に従い、警察の組織、及び市に付与されたこの業務部門の権限を確定すること。
- (7) 印紙貼付書類、印紙、収入印紙部門を設置し、組織し、徴収し、管理し及び運営すること。
- (8) 州の公共サービスを創設し、制度化し及び編成すること。
- (9) 州道を建設し、維持し、運営し及び利用すること。
- (10) 国の行政府との協力において、国道及び高速道路並びに商業目的の港湾及び空港を維持し、運営し及び利用すること。
- (11) この憲法に従い、国又は市の管轄の責務とされていないすべての事項。

第165条【管轄権競合の調整】 管轄権が競合する事項については、国が制定する各基本法及び州が可決したそれを具体化する法律を通じて、これを調整する。これらの法律は、相互依存、調整、協力、共同責任及び補完性の原則に従う。

- 2 各州は、その業務及び権限を運営し提供する能力がある市に対して、同レベルの公権力の間で管轄権が競合する分野の範囲内において、その業務及び権限並びに各資金の管理を分権化し移譲する。委譲の仕組については、州の法令でこれを規律する。

第166条【政策企画調整評議会】 各州は、政策企画調整評議会を設置する。この評議会は、各市長、州行政府の各局長、州により選出された国会議員の代表、州議会の代表、市議会の代表、及び先住民民族共同体が存在する場合にはそれを含めて各共同体の代表で構成され、知事が主宰する。政策企画調整評議会の機能及び組織については、法律に基づきこれを定める。

第167条【州の収入】 次のものは、州の収入である。

- (1) 州の財産及び資産の運営によるもの。
- (2) 州の資産及びサービスの利用料金、罰金及び過料その他の州に属する権限の行使からの収入。
- (3) 収入印紙の売却により徴収された収入。
- (4) 憲法による配分に対応する各財源。これは、毎年、国庫に見積もられる一般歳入全体の最高2割に相当する費目である。この財源は、各州及び首都地区の間で、次の形式で配分される。この割合のうちの3割は均等であり、残りの部分は各自治体の人口比に応じて案分される。各会計年度において、各州は、その配分された総額の最低5割を投資に充てる。州の各市は、

各会計年度において、その配分された財源及び各州のその他の一般歳入の2割まで案分される。

国家予算の修正を余儀なくされる程度に国庫の歳入が変動した場合、配分額は、それに比例して再調整される。

憲法で定める財源配分及びその市への案分の正確かつ効果的な使用を保障することに資する諸原則、規範及び手続については、法律でこれを定める。

- (5) 州財政の発展を促進するため、国の法律により割り当てられたその他の租税、公共料金及び特別負担金。

州の利益のために租税部門を創設し委譲する法律は、各州の間の公平を保持するため、本条で定める歳入部門を修正することで、上記の割当を補整することができる。憲法で定める財源配分に充てると見積もられる国の一般歳入の割合は、見積もられる一般歳入の1割5分を下回らない。このため、国家財政の状況及び持続可能性が考慮される。ただし、州の権限に属する職務に適切に対応するその運営能力は、これを損なわない。

- (6) 各法律に従い、各州間補整基金その他一切の移転、助成金又は特別割当、並びに国税から配分され割り当てられた分からの財源。

第4章 市の権力 DEL PODER PUBLICO MUNICIPAL

第168条【市の自治権、管轄範囲】 各市は、国の組織の基本的政治単位を構成し、この憲法及び法律の制限内において法人格及び自治権を享受する。市の自治権には、次のものが含まれる。

- (1) 市の権限機関の選挙を行うこと。
 - (2) 市の管轄事項を運営すること。
 - (3) 市の収入を創設し、徴収し及び投資すること。
- 2 市の管轄範囲における活動は、法律に従い、効果的、適切かつ時宜にかなった形式で、公共運営についての決定及び実施の過程並びにその結果の審査及び評価に市民参加を組み入れて、これを遂行する。
- 3 市の行為については、この憲法及び法律に従い、管轄裁判所に対してのみ不服申立を行うことができる。

第169条【市その他の地方団体の組織に関する法令】 市その他の地方団体の組織は、この憲法、国の組織法で定める憲法上の諸原則を実現するための規範、及びこの規範に従い各州が定める法令に従う。

- 2 市その他の地方団体に関する憲法上の諸原則を実現するために制定される法律は、その管轄及び財源の決定を含め、その組織、管理及び運営のための様々な制度について定める。このとき、人口、経済発展、自主財源確保能力、地理的状況、歴史的文化的要素その他の重要要因の諸条件に配慮する。特に、この法律は、先住民族が居住する市の地域管理運営制度の組織のための選択肢について定める。いかなる場合においても、市の組織は、民主的であり、地域運営の固有の性質に基づく。

第170条【市政府間連合、合併】 市は、その管轄事項に関する公共の利益のため、協力的に結びつき、又は各市間若しくは国内のその他の公的団体との市政府間連合の形式を設定することができる。大都市圏における複数の市の合併に関する規範については、法律でこれを定める。

第171条【大都市圏】 同一の連邦構成単位にある複数の市が、大都市圏としての特徴を総体としてもつ経済的社会的物理的関係を有している場合、大都市圏を組織することができる。このために制定される組織法は、大都市圏政府の民主的かつ住民参加的性格を保障し、機能上の管轄並び

に財政、金融及び管理制度について定める。各市が大都市圏政府の機関に適切に参加し得ることを保障し、及び大都市圏への各市の結びつきを決定する住民協議会を招集し実施する方法についても、当該組織法で定める。

- 2 大都市圏の組織、管理及び運営のための様々な制度については、人口、経済的社会的発展、地理的状况その他の重要要因に留意しつつ、法律でこれを定めることができる。いかなる場合においても、各大都市圏に付与される管轄権については、これらの条件を考慮するものとする。

第172条【大都市圏の形成についての州議会の役割及び国会の責務】 州議会は、関係住民による住民協議会を通じての事前の賛成表明のもとで、国の組織法の定めに基づいて、各大都市圏の政府機関が管轄権を有する範囲を決定するため、大都市圏の範囲を明確にし、これを編成する。

- 2 大都市圏の形成を希望する各市が異なる連邦構成単位にまたがっている場合、その創設及び組織については、国会の責務とする。

第173条【区の創設】 市は、法律で定める条件に従い、区を創設することができる。憲法上の諸原則を実現するために制定される市制度に関する法律は、市の範囲内においてその他の地方団体の創設のための前提条件、並びに市の固有の収入に配分されたものを含め、市に割り当てられた機能に関して準備される財源について定める。区の創設は、市の運営の分権化、市民参加及び公共サービスの最良の提供を促進するため、住民又は共同体の発意に配慮する。いかなる場合においても、創設された区は、市から完全又は強制的に分離したものと解釈してはならない。

第174条【市長の責務、就任要件】 市の管理及び運営は、市長の責務である。市長は、文民の最高権限機関でもある。市長への就任要件は、ベネズエラ人であること、25歳以上であること、及び聖職に就いていないことである。市長は、4年の任期であり、投票者の過半数の賛成で選出される。市長は、1回に限り次期に再選されることができる。

第175条【市議会の責務】 市の立法機能は、この憲法で定める形式に従い、法律で定める人数及び被選挙資格において選出された議員で構成される市議会の責務である。

第176条【市会計検査局】 共和国会計検査院の権限範囲を損減することなく、市の収入、支出及び資産、並びにこれに関連する取引を管理、監視及び監査することは、市会計検査局の責務である。市会計検査局は、法律で定める条件に基づき、局長の職務に任命される者の適性及び能力を保障する公募選抜を通じて、市議会が任命する市会計検査局会計検査局長がこれを指揮する。

第177条【市長及び市議会議員に関する法整備】 市長及び市議会議員の立候補及び職務遂行のための原則、条件、居住条件、禁止事項、職務停止理由及び兼職禁止については、国の法律でこれを定めることができる。

第178条【市の権限】 市の各種利益の管理及び運営、並びにこの憲法及び国の法律が地方における生活に関して市に割り当てた諸事項の運営、特に経済的社会的発展の整備及び振興、住居の公共サービスの整備及び提供、法律の事前委任に従い、公平、公正及び社会的利益の内容の基準による借家に関する政策の適用、住民参加の促進、並びに次の諸分野での共同体における生活条件一般の向上は、市の管轄に属する権限である。

- (1) 都市及び土地の整備。歴史的遺産。社会的利益に応じた住居。地域観光。公園、庭園、広場、保養地その他のレクリエーションの場所。一般建築、地番及び公共装飾。
- (2) 都市道路網。市道における車輛及び歩行者の通行及び交通整備、乗客の都市公共輸送サービス。

- (3) 市の特別な利益及び目的に関する興行及び商業広告。
 - (4) 環境保護及び環境衛生への協力。清掃事業、不用品・廃棄物回収事業及び市民美観保護事業を含む、都市及び住宅の清浄化。
 - (5) 公衆衛生管理及び基礎的保健事業、幼児・児童・青年・高齢者の保健事業。就学前教育、障害者のいる家族を共同体の発展に統合させる事業、文化及びスポーツの活動及び施設。市の権限に属する事項に関する財産及び活動の侵害予防、保護、監視及び管理事業。
 - (6) 住宅の上水道、電気及びガス供給事業。下水設備、排水溝及びその整備。墓地及び葬祭事業。
 - (7) 適用可能な国の法律に従い、治安判事による簡易裁判、住民の侵害予防及び保護、市警察事業。
 - (8) この憲法及び法律で付与するその他の事項。
- 2 市の権限に属するとされる事項の活動は、この憲法に従い法律で定める国及び州の権限を損減しない。

第179条【市の収入】 市の収入は、次のとおりである。

- (1) 共同所有農地及び資産を含め、市の財産によるもの。
- (2) 市の財及びサービスの利用料金。免許及び許認可の事務手数料。この憲法で定める制限のもとで、工業、商業、サービス又はこれに類する経済活動に関する租税。市街地不動産、車輛、興行、合法的賭博行為、商業的広告及び宣伝に関する租税。都市整備計画により利を得たとみられる財産の活用及び利用目的の変更から生じた資本利得に対する特別負担金。
- (3) 農地税又は農業用不動産税、土地改良のための負担金の分担、並びにこの租税の創設に関する法律に従い、国及び州のその他の分野の租税。
- (4) 憲法で定める財源配分から派生する交付金、及び国又は州のその他の財源移転又は助成金。
- (5) 市の管轄範囲及び市に付与された権限の範囲における罰金及び過料。
- (6) 法律で定めるその他のもの。

第180条【市の課税権】 市の責務とされる租税に関する権限は、この憲法及び法律が特定の事項及び活動に関して国又は州の権力に付与する管理権限とは異なり、自律性を有する。

- 2 市の課税権に対する免税特権は、その他の政治的領土構成単位のため、これらの団体により創設された国及び州の法人に対してのみ、これを拡大する。ただし、国及び州の行政府からの許認可を受けた者その他の請負業者には、これを拡大しない。

第181条【共有集団農地】 共有集団農地は、譲渡することができず、かつ時効の対象とならない。共有集団農地は、この憲法及びその諸原則を実現するために制定された法律に従い、市条例及び同条例が定める前提条件で規定された手続を事前に履行した場合にのみ譲り渡すことができる。

- 2 市の人口集中区域内に存在する所有者のいない土地は、有効に構成される第三者の正当な権利を損滅することなく、共有集団農地となる。同様に、都市部に位置する未開墾地も、共有集団農地となる。先住民族共同体及び先住民族の土地は、除かれる。その他の公有地の共有集団農地への転換については、法律でこれを定める。

第182条【地域公共計画評議会】 法律で定める規定に基づき、市議会議員、区長及び地域組織その他の組織団体の代表で構成され、市長が主宰する、地域公共計画評議会を設置する。

第183条【州及び市の活動制限】 州及び市は、次の行為をしてはならない。

- (1) 自国若しくは外国の資産又は国の権限に属するその他の財政事項に関して、関税、輸出入税

又は通行税を創設すること。

(2) その管轄領域内で流通する前段階において、消費財に課税すること。

(3) その管轄領域外において生産された商品の消費を禁止し、又はこれにその管轄領域内において生産されたものと異なる形式で課税すること。

2 州及び市は、国の法律で許可する時期、形式及び方法でのみ、農業、牧畜、漁業及び林業に課税することができる。

第184条【地域組織及び住民団体に対する州及び市の事業の委譲】 法律は、州及び市の管轄に属する事業を提供する能力を事前に明らかにした地域組織及び住民団体に、その事業を分権化し委譲するための開かれた柔軟な仕組を創設する。このため、次のことを促進する。

(1) 健康、教育、住居、スポーツ、文化、社会計画、環境、工業地帯の維持、都市部の維持及び整備、地域社会の予防及び保護、土木事業及び公共サービスの提供に関する事業の委譲。このため、相互依存、調整、協力及び共同責任の原則に基づく協定を締結することができる。

(2) 住民組織及び非政府組織を通じて、各投資計画の作成を担当する州や市の権限機関への投資に対する提案、その管轄に属する作業、社会計画及び公共サービスの実施、評価及び監視活動への地域組織及び市民の参加。

(3) 協同組合、貯蓄金庫、共済組合その他の結合形式のような社会経済の表現形式を奨励することでの経済的過程への参加。

(4) 経営参加の仕組を通じて、公企業の経営への労働者及び地域組織の参加。

(5) 雇用及び社会的福利を生み出す源としての事業を提供する団体、協同組合及び地域社会向け企業の創設。こうした団体、協同組合及び地域社会向企業が行う政策の企画を通じて、その定着を図る。

(6) 市政府及び州政府の行政運営における共同責任の原則を保障し、州及び市の公共サービスの運営及び監視における経営参加過程を発展させるため、区、地域組織、地域住民のレベルにおいて分権化する新たな主体の創設。

(7) 受刑施設に対する理解促進、並びにこうした施設及び住民の結びつきのための諸活動への地域組織の参加。

第5章 連邦評議会 DEL CONSEJO FEDERAL DE GOBIERNO

第185条【連邦評議会の役割及び組織、地域間格差是正基金】 連邦評議会は、州及び市に対して、国の権力の管轄権の分権化及び委譲の過程を発展させるための政策の立案、調整及び実施を担当する機関である。連邦評議会は、法律に基づき、副大統領が主宰し、大臣、州知事、各州からの市長1名及び地域組織からの代表により、これを構成する。

2 連邦評議会は、副大統領、大臣2名、州知事3名及び市長3名により構成される事務局を設置する。連邦評議会には、各地域の均衡のとれた発展及び地域の各種公的機関の開発政策及び発意に対する協力及び補完を促進するための公共投資に対して資金提供するため、並びに比較的発展が遅れている地域及び地域共同体における必要不可欠な事業及びサービスを特別に支援するため、地域間格差是正基金が設けられる。連邦評議会は、毎年、地域間の不均衡に基づき、地域間格差是正基金に充てる財源及びこの財源を適用する優先的投資分野について審議し決定する。

第5編 国の権力の組織

TITULO V DE LA ORGANIZACION DEL PODER PUBLICO NACIONAL

第1章 国の立法権 DEL PODER LEGISLATIVO NACIONAL

第1節 総則 DISPOSICIONES GENERALES

第186条【国会議員の選出】 国会は、連邦構成単位毎に国の総人口の1部1厘の人口基準に準拠し、比例代表のもとで、普通、直接、個別及び秘密投票により選出された議員で構成される。

2 それぞれの連邦構成単位は、さらに3名の議員を選出する。

3 ベネズエラ・ボリバル共和国の先住民族は、その伝統及び習慣を尊重しつつ、選挙法の定めに基づき、3名の議員を選出する。

4 それぞれの議員は、その同じ選挙において選出された補欠代理議員をもつ。

第187条【国会の権限】 次の事項は、国会の権限に属する。

- (1) 国の管轄事項及び国の管轄に属する様々な部門の機能に関して、法律を制定すること。
- (2) この憲法で定めるところにより、憲法の修正及び改正を発案すること。
- (3) この憲法及び法律で確立する条件において、政府及び国の行政機関の統制機能を行行使すること。この機能の行使において入手された証拠資料は、法律で定めるところにより、証拠としての価値を有する。
- (4) その管轄事項における市民参加について企画し、これを奨励すること。
- (5) 恩赦を布告すること。
- (6) 国の予算、税制及び公的融資に関するすべての法律案を審議し可決すること。
- (7) 予算に対する追加融資を許可すること。
- (8) 各大統領任期の初年度の第3四半期に行政政府により提出される国家経済社会開発計画の一般方針を承認すること。
- (9) 法律で定める場合において、行政政府が国益に関する契約を締結することを許可すること。外国若しくは外国の公的機関又はベネズエラに住所を有しない団体と、市、州若しくは国が公益に関する契約を締結することを許可すること。
- (10) 副大統領及び大臣に対する不信任の投票を行うこと。不信任案は、国会に提出されて2日を経過した後のみ審議される。国会は、国会議員の5分3の賛成により、その不信任の投票が副大統領又は大臣の罷免を意味するという決定を行うことができる。
- (11) 国外においてベネズエラ国軍の任務を遂行することを許可し、又は国内において外国軍の任務遂行を許可すること。
- (12) 法律で定める例外の場合を除き、国民の私的財産である不動産の収用を行政政府に許可すること。
- (13) 公務員が外国政府の職務、栄典又は褒賞を受けることを許可すること。
- (14) 共和国検事総長及び常任外交使節団長の任命を許可すること。
- (15) 共和国に優れた貢献をなした著名なベネズエラ人に対して、その死亡から25年を経過した後、国立霊廟に祀る栄典の授与を決定すること。この決定は、共和国大統領、州知事の3分の2又はすべての国立大学の総長の推薦により、これを行うことができる。
- (16) 州の利益及び自治を監視すること。
- (17) 共和国大統領が連続5日を超えて国内を不在にする場合に、その外遊について許可すること。
- (18) この憲法で定める例外の場合を除き、法律により、行政政府が締結する国際条約又は協定を

承認すること。

- (19) 国会の規則を制定し、そこで定める制裁を適用すること。
- (20) 国会議員を評価し、その辞職について審議すること。議員の一時的な離職については、出席議員の3分の2の賛成投票によってのみ、これを決定することができる。
- (21) 国会内の治安役務について編成すること。
- (22) 国の財政的制約に留意して、国会の予算支出を決定し、これを執行すること。
- (23) 国会の機能及び運営組織に関する決議を執行すること。
- (24) この憲法及び法律で国会に指定されたその他すべての事項。

第188条【国会議員の被選挙資格】 国会議員に選出されるための条件は、次のとおりである。

- (1) 出生によるベネズエラ人であること、又はベネズエラに少なくとも15年居住する帰化によるベネズエラ人であること。
- (2) 21歳以上であること。
- (3) 選挙の日まで引き続き4年間、当該選挙区に居住していること。

第189条【国会議員の不適合】 次の者は、国会議員に選出されない。

- (1) 職務を完全に辞してから3か月を経過するまでの、共和国大統領、副大統領、大臣、共和国大統領府官房長官並びに独立行政機関及び国营企業の長。
 - (2) 職務を完全に辞してから3か月を経過するまでの、州知事及び州政府官房長官並びに首都地区のこれに類する地位の者。
 - (3) 所轄地域において選挙が実施される場合、その市、州若しくは国の公務員、独立行政機関又は国营企業の職員。ただし、臨時職、補助職、教職又は学術職の者については、この限りでない。
- 2 その他の公務員の被選挙資格については、組織法でこれを定めることができる。

第190条【国会議員の契約締結の制限】 国会議員は、公法人と契約する企業の所有者、経営者又は取締役となつてはならず、こうした企業との間に営利を図る目的において個人的な主張を行つてはならない。経済的利益の対立を生じさせる主張についての投票が行われる際には、この対立に関与している国会議員は、その投票を棄権しなければならない。

第191条【兼職禁止】 国会議員は、その資格を失わずに、他の公職に就き又はその職務を行つてはならない。ただし、それが教職、学術職、臨時職又は補助職の活動であり、それを常勤とするのでなければ、この限りでない。

第192条【任期】 国会議員は、5年の任期であり、最長で連続2期まで再選される。

第2節 国会の組織 DE LA ORGANIZACION DE LA ASAMBLEA NACIONAL

第193条【常任委員会】 国会は、定例及び特別の常任委員会を任命する。常任委員会は、15名以下の委員で構成され、国家活動の諸部門に係る。同様に、国会は、全てその規則に従い、調査及び研究のため、臨時的性格の委員会を設置することができる。国会は、議員の3分の2の賛成投票により、常任委員会を設置又は廃止することができる。

第194条【国会議長等の選出】 国会は、任期を1年として、その内部の者から議長1名及び副議長2名、外部の者から事務局長1名及び事務次長1名を選出する。この職責の一時的欠缺及び絶対的欠缺を補充する形式については、規則でこれを定める。

第195条【代表委員会】 国会閉会中は、議長、副議長及び常任委員会委員長で構成される代表委員会が機能する。

第196条【代表委員会の権限】 代表委員会の権限は、次のとおりである。

- (1) 問題の重要性が国会の決議を要する場合に、臨時国会を招集すること。
- (2) 共和国大統領の外遊を許可すること。
- (3) 行政府が追加融資を命じることを許可すること。
- (4) 国会議員で構成される特別委員会を任命すること。
- (5) 国会の権限である調査の職務を遂行すること。
- (6) 緊急の場合であるとの証明がなされた場合に、委員の3分の2の賛成投票により、行政府が公共事業を創設し、変更し又は停止することを許可すること。
- (7) この憲法及び法律で定めるその他の権限。

第3節 国会議員 DE LOS DIPUTADOS Y DIPUTADAS DE LA ASAMBLEA NACIONAL

第197条【国会議員の義務】 国会議員は、国民の利益のためにその職務に専念し、有権者の意見及び提案に対応し、議員の活動及び国会の活動について有権者に継続的に情報を提供し、有権者との永続的な結びつきを維持する義務を負う。国会議員は、その活動について自らの選挙区の有権者に毎年報告しなければならない、この憲法及び関係法律で定めるところにより、その罷免の国民投票に従う。

第198条【罷免された国会議員の立候補制限】 罷免された国会議員は、次期の選挙職に立候補してはならない。

第199条【投票・意見表明の無責任】 国会議員は、その職務の行使における投票及び意見表明についての責任を問われない。国会議員は、この憲法及び規則に基づき、有権者及び立法府に対してのみ責任を負う。

第200条【国会議員の特権】 国会議員は、その就任時から任期終了又は辞職のときまで、その職務の行使において特権を享受する。国会議員が行ったと推定される犯罪については、国会の事前の許可により、その議員の逮捕を命じ、その裁判を継続する権限を有する唯一の機関である最高裁判所が、専権的にこれを管轄する。国会議員が行った現行犯の場合には、管轄当局は、当該公務員を自宅で監視下に置き、この事実を直ちに最高裁判所に通知する。

2 国会議員の特権を侵害した公務員は、刑事上の責任を負い、法律に従って処罰される。

第201条【国会議員の本質】 国会議員は、国民及び州全体の代表であって、命令や指示ではなく、その良心にのみ従う。国会における投票は、個人的なものである。

第4節 法律の制定 DE LA FORMACION DE LAS LEYES

第202条【法律、法典】 法律は、立法府としての国会により制定される規範定立行為である。一定の事項に関する規範を体系的にまとめている法律は、法典と呼ばれる。

第203条【組織法】 組織法は、この憲法で「組織法」と呼ぶもの、及び公権力を編成するため又は憲法上の権利を発展させるために制定され、他の法律の規範的範囲の確定に役立つ法律である。

- 2 すべての組織法案は、この憲法が組織法とみなすものを除き、各法律案の審議が開始される前に、国会で出席議員の3分の2以上の賛成投票により事前に承認される。この評価のための投票は、組織法の修正の際にも適用される。
- 3 国会が組織法と認めた法律は、それが公布される前に、組織法としての性格の合憲性についての宣言を受けるため、最高裁判所憲法訴訟部に送付される。憲法訴訟部は、この通知を受けた日から起算して10日以内に、この決定を行う。憲法訴訟部が組織法ではないとの宣言をした場合、当該法律は、組織法としての性格を失う。
- 4 権限付与法は、共和国大統領に委託されている事項についての指針、目的及び範囲を定めるため、国会議員の5分の3の賛成により国会が制定する法律としての地位及び価値を有する規範である。

第204条【法律案の発議】 次のものは、法律案を発議する権限を有する。

- (1) 行政府。
- (2) 代表委員会及び常任委員会。
- (3) 国会議員。ただし、3名を下回らない数を必要とする。
- (4) 裁判所の組織及び訴訟手続に関する法律については、最高裁判所。
- (5) 市民擁護機関の構成に関する法律については、市民擁護機関。
- (6) 選挙事項に関する法律については、選挙管理機関。
- (7) 有権者。ただし、住民登録簿兼選挙人名簿に記載された有権者の1厘を下回らない数を必要とする。
- (8) 州に関する法律については、州議会。

第205条【法律案の審議】 前条の規定に従い、有権者により提出された法律案の審議は、遅くとも当該法律案が提出された会期の次の通常国会の会期には開始されなければならない。この期間内に討議が開始されなかった場合、当該法律案は、法律に従い、賛成の国民投票に従う。

第206条【州に関する法律の制定】 国会が、州に関する事項について法律を制定する場合、州議会を通じて、州に諮問する。州議会が、この事項に関して、州の市民社会その他の組織と協議する仕組みについては、法律でこれを定める。

第207条【法律成立要件】 すべての法律案を法律として成立させるためには、この憲法及び各規則で定める規定に従い、異なる日に2度の審議が行われる。法律案が可決された場合、国会議長は、法律の制定を宣言する。

第208条【第1回審議】 第1回審議においては、法律案提出理由説明書が検討され、法律の妥当性を決定するため、その目的、適用範囲及び実行可能性が評価され、その条項が審議される。第1回審議で可決された場合、当該法律案は、その法律の目的とされる事項に直接関係する委員会に送付される。法律案が複数の常任委員会に関係する場合には、当該法律案について研究し報告するための合同委員会が任命される。

- 2 法律案について研究する委員会は、研究を開始してから引き続き30日以内に、これについての報告書を提出する。

第209条【第2回審議】 法律案についての研究を担当した委員会からの報告書を受領した後に、当該法律案についての第2回審議が開始され、逐条審議が行われる。法律案が修正なく可決された場合、法律として制定される。反対に、修正が加えられた場合、15日以内にその修正を法律案に追加するために、各委員会に返付される。国会本会議において法律案の新版が読み上げられる際

に、意見の不一致が見られる条項及びこうした条文に関連する条項について妥当と判断されるところを多数決で決定する。意見の不一致が解決された場合、議長団は、法律の制定を宣言する。

第210条【未決法律案の継続審議】 会期終了時に未決となった法律案の審議は、次の会期又は臨時会で継続することができる。

第211条【法律案審議における発言者】 国会又は常任委員会は、法律案の審議及び承認の手続の間、国のその他の機関、市民、及び法律案についての意見を聴取するために組織された団体に諮問する。法律案の審議において発言権を有する者は、国会の規則で定めるところにより、行政府を代表する大臣、司法府を代表するものとして任命された最高裁判所の裁判官、共和国政治倫理評議会により任命された市民擁護機関の代表、選挙管理機関の構成員、州議会により任命された代表者を通じて州、及びこの目的で組織された団体の代表者である。

第212条【定型句】 法律の正文に、次の定型句が前置される。「ベネズエラ・ボリバル共和国の国会は、次の法律を制定する」。

第213条【署名、公布手続】 法律が制定された場合、討議の結果である最終文書を添付した正副2通が作成される。正副どちらにも、国会議長、2名の副議長及び事務局長が署名し、その最終承認を得た日を記載する。このうちの1通は、国会議長により、その法律の公布のため、共和国大統領に送付される。

第214条【法律の公布】 共和国大統領は、法律を受け取ってから10日以内に、これを公布する。この期間内に、閣僚会議に基づき、理由を付した説明を示し、当該法律のいくつかの条項を修正し、又は当該法律の全部若しくは一部を撤回するよう国会に請求することができる。

2 国会は、共和国大統領により提起された見解について、出席議員の絶対多数で決定し、当該法律の公布のため、大統領にこれを送付する。

3 共和国大統領は、この法律を受け取ってから5日以内に、これを公布する手続を行わなければならない。このとき、大統領は、新たな意見を述べることはできない。

4 共和国大統領は、法律又はそのいくつかの条項が違憲であると思料する場合、法律を公布するための10日の期間内に、最高裁判所憲法訴訟部にその判断を請求する。最高裁判所は、共和国大統領からの通知を受けた日から起算して15日以内に、これを判断する。最高裁判所がその違憲の申立を拒絶し、又は上記の期間内に判断しないとき、共和国大統領は、最高裁判所の決定又は上記の期間の経過後5日以内に、当該法律を公布する。

第215条【承認（クンプラセ）の記載】 法律は、ベネズエラ・ボリバル共和国の官報において、その末尾に「承認（クンプラセ）」が記載されて公表されたとき、公布されたものとする。

第216条【公布手続の代行】 共和国大統領が指定された期間内に法律を公布しない場合、国会議長及び2名の副議長が、これを公布する手続を行う。この場合、大統領は、不作為により生じさせた責任を免れない。

第217条【国際条約等を承認する法律の公布時期】 国際条約、協定又は協約について承認する法律を公布しなければならない時期は、国際慣習及び共和国の便宜に基づき、行政府の裁量とする。

第218条【法律の廃止、公表】 法律は、この法律で定める例外の場合を除き、他の法律により廃止され、国民投票により撤廃される。法律は、その全部又は一部を改正することができる。部分

改正の対象である法律は、承認された修正を組み入れた正文のみが公表される。

第5節 手続 DE LOS PROCEDIMIENTOS

第219条【常会の会期】 国会の常会の第1期は、事前の招集なしに、毎年1月5日又はその後可能な限りそれに近い日に開会し、8月15日まで継続する。

2 第2期は、9月15日又はその後可能な限りそれに近い日に開会し、12月15日に閉会する。

第220条【臨時国会の招集】 国会は、臨時招集で示された事項及びこれに関連する事項を審議するため、臨時国会を招集する。同様に、国会議員の過半数により緊急性をもつとされた事項についても審議することができる。

第221条【国会の会議等に関する法整備、定足数】 国会の常会その他の会議及びその委員会の機能のための要件並びに手続については、規則でこれを定める。

2 定足数は、いかなる場合においても、国会議員の絶対多数を下回ってはならない。

第222条【国会の監督機能】 国会は、この憲法及び法律で定める質疑、調査、質問、許可及び承認という仕組、及び法律及び国会の規則で定めるその他一切の仕組により、その監督機能を行使することができる。

2 国会の監督機能の行使において、公務員の政治責任を宣言し訴訟を提起する市民擁護機関に、その責任追及の実効性を高める役割を果たすことを要請することができる。

第223条【調査権、公務員及び私人の協力義務】 国会又はその委員会は、規則に従い、その権限に属する事項について必要と判断する調査を行うことができる。

2 すべての公務員は、法律で定める罰則のもとで、上記の委員会に出頭し、委員会の機能を遂行するための必要な情報及び資料を提供する義務を負う。

3 私人も、この義務を負う。私人については、この憲法が承認するその権利及び保障を尊重する。

第224条【調査権の限界】 調査権の行使は、他の公権力の権限に影響を及ぼさない。裁判官は、国会又はその委員会の委託を受けて証拠を処理する義務を負う。

第2章 国の行政権 DEL PODER EJECUTIVO NACIONAL

第1節 共和国大統領 DEL PRESIDENTE O PRESIDENTA DE LA REPUBLICA

第225条【行政権の主体】 行政権は、共和国大統領、副大統領、大臣及びこの憲法及び法律で定めるその他の公務員が、これを行使する。

第226条【共和国大統領の地位】 共和国大統領は、国家元首であり、行政府の長であって、その条件において政府を指揮する。

第227条【共和国大統領の要件】 共和国大統領に選出されるには、出生によるベネズエラ人であり、他の国籍を有せず、30歳以上で、聖職に就いておらず、確定判決で有罪の宣告を受けておらず、かつこの憲法で定めるその他の要件を満たしていることが必要である。

第228条【共和国大統領選挙】 共和国大統領の選挙は、法律に従い、普通、直接かつ秘密投票により行われる。有効投票の過半数を獲得した候補者は、当選を宣言される。

第229条【被選出者の制限】 大統領選挙の日又はこの日から選挙当日までのいずれかの時点において、副大統領、大臣、州知事又は市長の職務に従事している者は、共和国大統領に選出されない。

第230条【共和国大統領の任期、再選】 大統領の任期は、6年とする。共和国大統領は、新たな任期について、連続して1回に限り再選される。

第231条【共和国大統領の就任】 選出された候補者は、その任期初年の1月10日に国会で宣誓し、共和国大統領の職に就任する。何らかの突発的な原因により共和国大統領が国会で就任できない場合には、その就任は、最高裁判所でこれを行う。

第232条【共和国大統領の義務】 共和国大統領は、その行為及び職務に固有の義務の履行について責任を負う。

2 ベネズエラ人の権利及び自由の保障、並びに共和国の独立、保全、主権及び防衛に努める義務を負う。非常事態が宣言された場合においても、この憲法及び法律に従い、大統領、副大統領及び大臣のいずれの責任の原則も変更されない。

第233条【絶対的欠缺】 共和国大統領の絶対的欠缺とは、次の状態である。死亡。辞任。最高裁判所の判決により命じられた罷免。最高裁判所により任命され、国会の承認を受けた医師団が認定したその身体的又は精神的な永続的障害。国会により職務放棄と宣言された状態。その任期についての国民投票での取消。

2 大統領の当選者がその就任前に絶対的欠缺となった場合には、その日から引き続き30日以内に、新たな普通、直接及び秘密選挙の手続がとられる。新たな大統領が選出され就任するまでの間、国会議長が、共和国大統領の職務を担当する。

3 共和国大統領の絶対的欠缺が任期の最初の4年で生じた場合には、その日から引き続き30日以内に、新たな普通、直接かつ秘密選挙の手続がとられる。新たな大統領が選出され就任するまでの間、副大統領が、共和国大統領の職務を担当する。

4 前2項の場合において、新たな大統領は、その残りの任期を全うする。

5 絶対的欠缺が任期の最後の2年で生じた場合には、副大統領が、前項の任期を全うするまで共和国大統領の職に就任する。

第234条【一時的欠缺】 共和国大統領が一時的欠缺となった場合には、副大統領が、90日まで大統領の職務を代行する。この期間は、国会の決定により、さらに90日まで延長することができる。

2 一時的欠缺が連続90日を越える場合、国会は、国会議員の過半数により、絶対的欠缺であるとなすべきかどうかを決定する。

第235条【外遊の許可】 共和国大統領が、連続5日を超えて国内を不在にするときは、国会又は代表委員会の許可を必要とする。

第2節 共和国大統領の権限

DE LAS ATRIBUCIONES DEL PRESIDENTE O PRESIDENTA DE LA REPUBLICA

第236条【共和国大統領の権限及び義務】 共和国大統領の権限及び義務は、次のとおりである。

- (1) この憲法及び法律を遵守し、かつこれを遵守させること。
 - (2) 政府の活動を指揮すること。
 - (3) 副大統領を任免すること。大臣を任免すること。
 - (4) 共和国の外交関係を指揮し、国際条約、協約及び協定を締結し批准すること。
 - (5) 最高司令官として国軍を指揮し、その最高権力を行使し、兵について定めること。
 - (6) 国軍の最高指揮権を行使し、軍の将校を陸軍大佐、空軍大佐又は海軍大佐から昇級させ、その固有の職務を遂行するためにこれらの者を任命すること。
 - (7) 非常事態を宣言し、及びこの憲法で規定する場合において、保障制限を命じること。
 - (8) 権限付与法による事前の許可のもとで、法律と同等の効力を有する政令を制定すること。
 - (9) 臨時国会を招集すること。
 - (10) 法律の趣旨、目的及び理由を変更することなく、その全部又は一部を規律すること。
 - (11) 国家財政を管理すること。
 - (12) 国債を処理すること。
 - (13) 国会又は代表委員会の事前の許可のもとで、予算への追加融資を命じること。
 - (14) この憲法及び法律に従い、国益に関する契約を締結すること。
 - (15) 国会又は代表委員会の事前の許可のもとで、共和国法務顧問庁長官及び常設外交使節団長を任命すること。
 - (16) この憲法及び法律で大統領に任命権を付与している公務員を任免すること。
 - (17) 国会に、大統領自ら又は副大統領を通じて、特別な報告又は伝言を発すること。
 - (18) 国家開発計画を立案し、国会の事前承認のもとで、その実施を指揮すること。
 - (19) 恩赦を与えること。
 - (20) 省庁その他の国の行政機関の数、組織及び権限、並びに閣僚会議の編成及び機能に関する組織法で示した原則及び枠組において、これらについて定めること。
 - (21) この憲法で定める場合において、国会を解散させること。
 - (22) この憲法で規定する場合において、国民投票を行うこと。
 - (23) 国家防衛評議会を招集し、これを主宰すること。
 - (24) この憲法及び法律で大統領に指定するその他の事項。
- 2 共和国大統領は、閣僚会議において、第7号、第8号、第9号、第10号、第12号、第13号、第14号、第18号、第20号、第21号、第22号で示した権限、及び同一の形式で権限を行使するために法律で大統領に付与する権限を行使する。
- 3 共和国大統領の行為については、第3号及び第5号で示した事項を除き、これを有効なものとするため、副大統領及び各大臣が支持を表明する。

第237条【国会での業務報告義務】 国会の常会開会から最初の10日以内に、共和国大統領は自ら、毎年、前年の業務についての政治的、経済的、社会的及び行政的側面に関して国会に報告する。

第3節 副大統領 DEL VICEPRESIDENTE EJECUTIVO O VICEPRESIDENTA EJECUTIVA

第238条【副大統領の要件】 副大統領は、国の行政府の長の条件において、共和国大統領直轄の機関であり協力者である。

- 2 副大統領への就任要件は、共和国大統領になるための要件と同じであり、かつ共和国大統領と一切の血縁関係を有する者であってはならない。

第239条【副大統領の権限】 副大統領の権限は、次のとおりである。

- (1) 政府の活動の指揮において、共和国大統領に協力すること。
- (2) 共和国大統領の指示に従い、国の行政機関の連携を図ること。
- (3) 共和国大統領に大臣の任免について提案すること。
- (4) 共和国大統領の事前の許可のもとで、閣僚会議を主宰すること。
- (5) 行政府及び国会の関係の連携を図ること。
- (6) 連邦評議會を主宰すること
- (7) 法律に従い、他の機関に任命権が付与されていない国の公務員を任免すること。
- (8) 共和国大統領の一時的欠缺を代行すること。
- (9) 共和国大統領が副大統領に委任した権限を行使すること。

この憲法及び法律で指定するその他の事項。

第240条【副大統領の罷免】 副大統領に対する不信任が国会議員の5分の3を下回らない投票により可決された場合には、副大統領は、罷免される。この罷免された公務員は、大統領の残りの任期の間、副大統領又は大臣の職に就いてはならない。

2 同じ任期内に、副大統領に対する不信任が可決されたことで、3度、副大統領が罷免された場合には、共和国大統領は、国会を解散させることができる。解散が命じられた場合、その解散から60日以内に、新たな立法府のための選挙が開催される。

3 国会は、大統領の任期最終年には解散されない。

第241条【副大統領の責任】 副大統領は、この憲法及び法律に従い、その行為の責任を負う。

第4節 大臣及び閣僚会議 DE LOS MINISTROS Y MINISTRAS Y DEL CONSEJO DE MINISTROS

第242条【閣僚会議】 大臣は、共和国大統領直轄の機関であり、共和国大統領及び副大統領とともに集まり閣僚会議を構成する。

2 共和国大統領は、閣僚会議を主宰する。ただし、共和国大統領が閣僚会議に出席できない場合には、副大統領に閣僚会議を主宰する権限を付与することができる。閣僚会議で決定された事項は、それを有効とするため、共和国大統領がこれを承認する。

3 閣僚会議の決定は、閣僚会議に出席した副大統領及び大臣が連帯して責任を負う。ただし、その決定に反対投票を行ったことが明らかとされる者については、この限りでない。

第243条【大臣の任命、職務】 共和国大統領は、国の大臣を任命する。大臣は、閣僚会議に出席する他、その担当事項について大統領及び副大統領に助言する。

第244条【大臣への就任要件、義務】 大臣への就任は、ベネズエラ国籍を有し、25歳以上であることが要件である。ただし、この憲法で定める例外の場合は、この限りでない。

2 大臣は、この憲法及び法律に従い、その行為に対して責任をもつ。大臣は、法律に従い、国会において毎年最初の60日以内に、前年の行政事務の管理についての理由を示した適切な報告書を提出する。

第245条【大臣の権限】 大臣は、国会及び委員会において発言する権利を有する。大臣は、国会での討議に参加する。ただし、投票権は有しない。

第246条【大臣の罷免】 国会における出席議員の5分の3を下回らない賛成投票により、大臣に対する不信任案が可決された場合には、当該大臣は罷免される。罷免された者は、大統領の残りの任期の間、大臣又は副大統領の職に就任することができない。

第5節 共和国法務顧問庁 DE LA PROCURADURIA GENERAL DE LA REPUBLICA

第247条【共和国法務顧問庁の権限及び機能】 共和国法務顧問庁は、裁判及び裁判外で、共和国の財産的利益について助言、擁護及び代理を行い、又、共和国の財産的利益に関する契約の承認のための諮問を受ける。

2 共和国法務顧問庁の組織、権限及び機能については、組織法でこれを定める。

第248条【共和国法務顧問庁長官】 共和国法務顧問庁は、その組織法で定める職員の協力のもとで、共和国法務顧問庁長官が担当し、その指揮下に置かれる。

第249条【共和国法務顧問庁長官の任命】 共和国法務顧問庁長官には、最高裁判所長官と同じ条件が要求される。共和国法務顧問庁長官は、国会の承認のもとで、大統領により任命される。

第250条【共和国法務顧問庁長官の発言権】 共和国法務顧問庁長官は、閣僚会議において発言権を有する。

第6節 国家評議会 DEL CONSEJO DE ESTADO

第251条【国家評議会の権限及び機能】 国家評議会は、政府及び国の行政の最高諮問機関である。国家評議会の権限は、共和国大統領が問題の特別な重大性を認識して国家評議会に意見を求めたとき、当該事項における国益に関する政策について勧告することである。

2 その機能及び権限については、各法律でこれを定める。

第252条【国家評議会の構成】 国家評議会は、副大統領が主宰し、副大統領の他、共和国大統領が任命した委員5名、国会が任命した代表1名、最高裁判所が任命した代表1名、及び全州知事から任命された知事1名で構成される。

第3章 司法権及び司法制度 DEL PODER JUDICIAL Y EL SISTEMA DE JUSTICIA

第1節 総則 DISPOSICIONES GENERALES

第253条【裁判を行う権限、司法制度の構成】 裁判を行う権限は、市民に由来し、共和国の名において法律によりこれを行行使する。

2 法律で定める手続を通じてその管轄権に属する訴訟及び事件を処理すること、並びにその判決を執行し又は執行させることは、司法権を行行使する諸機関の責務である。

3 司法制度は、最高裁判所、法律で定めるその他の裁判所、検察庁、民衆擁護局、刑事捜査機関、司法職員、受刑施設制度、準司法的紛争処理手段、法律に従い司法運営に参加する市民、及び開業許可を受けた弁護士で構成される。

第254条【司法権の独立、財源及び制限】 司法権は、独立である。最高裁判所は、機能、財政及び運営上の自律権を有する。このため、国の総予算から、司法制度に対して、その機能が効果的に発揮できるよう通常予算の2部を下回らない額で、毎年変動する財源が割り当てられる。これは、国会の事前承認なしに、減額又は変更することができない。司法権は、手数料、裁判費用を

定めることができず、又はその業務に対する一切の支払を要求することも許されない。

第255条【裁判官選抜試験、大学の協力、裁判官の責任】 裁判官の採用及び裁判官の昇任は、受験者の適正及び卓越性を確保する公開試験により行われ、法律で定める形式及び条件において、各司法区の審査員により選抜される。裁判官の任命及び宣誓は、最高裁判所の責任で行われる。裁判官の選抜及び任命手続への市民参加については、法律でこれを保障する。裁判官は、法律で明示的に規定された手続によらなければ、免官又は職務を停止されることはない。

2 法律は、裁判官の専門職業化を促進する。大学は、この目的に協力し、大学の法学部にはそれに対応する司法専門課程が設置される。

3 裁判官は、法律で定めるところにより、過誤、遅滞又は理由のない懈怠、訴訟法規の本質的部分の不遵守、裁判拒否、不公平及び収賄罪並びに背任罪について、個人責任を負う。

第256条【司法権の公平性及び独立を保障するための制限】 司法権の機能の行使における公平性と独立を保障するため、最高裁判所裁判官、その他の裁判官、検察庁検察官及び民衆擁護官は、各々その任命を受けた日から職責を終了する日まで、投票権を行使する場合を除き、党派的政治活動、同業組合活動、労働組合活動その他これに類する活動を行うこと、自ら又は第三者を介してその職務と相容れない営利的な私的活動を行うこと、及び教育活動を除き、その他の公職と兼職することは許されない。

2 裁判官は、裁判官組合を結成してはならない。

第257条【訴訟手続の原則】 訴訟は、正義を実現するための基本的手段である。各訴訟法は、手続の簡素化、画一化及び効率性について定め、迅速、口頭及び公開の手続を採用する。正義の実現は、本質的でない形式的手続の脱漏を理由として犠牲にされてはならない。

第258条【簡易治安裁判所】 各地域共同体における簡易治安裁判所の設置については、法律でこれを定める。治安判事は、法律に従い、普通、直接及び秘密選挙により選出される。

2 法律は、紛争解決のための仲裁、和解、調停その他の一切の準司法的紛争処理手段を勧奨する。

第259条【行政事件訴訟の裁判権】 行政事件訴訟の裁判権は、最高裁判所及び法律で定めるその他の裁判所が管轄する。権限の踰越によるものを含め、法に反するとされる一般的又は個別的な行政行為を無効にすること、行政の責任で生じた損害及び損失に対する総額の支払及び賠償を命じること、公共サービスの提供に対する申立について認識すること、並びに行政活動により損害を受けた者の主観的法的諸状況の回復のために必要な措置を命じることが、行政事件訴訟を管轄する諸機関の権限である。

第260条【先住民族の特別裁判権】 先住民族の正当な権限機関は、その居住区において、この憲法、法律及び公の秩序に反しない限りで、祖先から受け継がれてきた伝統に基づき、並びにその固有の規範及び手続に準拠して、当該居住区の構成員にのみ効果を及ぼす裁判手続を適用することができる。この特別裁判権及び国の司法制度の調整形式については、法律でこれを定める。

第261条【軍事裁判権】 軍事裁判権は司法権の一部を構成し、その裁判官は選考審査により選出される。その管轄範囲、組織及び機能の態様については、弾劾制度により、軍事法廷に関する組織法典の規定に基づきこれを定める。普通犯罪、人権侵害及び人道に対する罪は、通常裁判所がこれを裁判する。軍事裁判所の管轄権は、軍事的性格の犯罪に限定される。

2 この憲法で規定されていない特別裁判権並びに各裁判所の権限、組織及び機能については、法律でこれを規律する。

第2節 最高裁判所 DEL TRIBUNAL SUPREMO DE JUSTICIA

第262条【最高裁判所の構成】 最高裁判所は、大法廷、並びに憲法訴訟部、政治行政部、選挙管理部、民事上告部、刑事上告部及び社会の上告部により活動する。それぞれの構成及び権限については、組織法でこれを定める。

2 社会の上告部は、農業、労働及び未成年者に関する事件の上告を管轄する。

第263条【最高裁判所裁判官への就任要件】 最高裁判所裁判官への就任要件は、次のとおりである。

- (1) 出生によるベネズエラ国籍を有し、他の国籍を有していないこと。
- (2) その名声が公知のものである市民であること。
- (3) 法律家としての能力が公知のものであり、名声を博しており、最低15年間弁護士業に従事した経験があり、かつ法学博士の学位を取得している者であること。又は、最低15年間大学の法学教員であり、かつ正教授の地位を有している者、若しくは候補の対象である専門部に相当する分野において、最低15年間上級裁判官としての職務を経験し、かつその職務の遂行において公知の名声を博している者。
- (4) 法律で定めるその他一切の要件。

第264条【最高裁判所裁判官の選出】 最高裁判所裁判官は、12年の任期で1回に限り選出される。選挙の手続については、法律でこれを定める。いかなる場合においても、立候補希望者は、司法職応募委員会に、自薦又は法的活動に関連する各組織を通じてその意思を表明することができる。委員会は、法曹界からの意見を聴取し、第1回予備選抜を行い、市民擁護機関にこの結果を提出する。市民擁護機関は、第2回予備選抜を実施し、国会にこの結果を提出する。この第2回予備選抜の結果に基づいて、国会は、最終選抜を実施する。

2 市民は、十分な根拠に基づき、司法職応募委員会又は国会に、あらゆる候補者に対する反対の意思を表明することができる。

第265条【最高裁判所裁判官の解任】 最高裁判所裁判官は、法律で定めるところにより、市民擁護機関が重大な欠格事由があると判断を下した場合に、当該裁判官に対する事前聴聞のもとで、国会議員の3分の2以上の多数決を通じて、国会により解任される。

第266条【最高裁判所の権限】 最高裁判所の権限は、次のとおりである。

- (1) この憲法の第8編に従い、違憲審査権を行使すること。
- (2) 共和国大統領又は大統領職の代行者を裁判する理非を明らかにし、それが首肯される場合には、国会の事前承認のもとで、確定判決が下されるまで裁判を継続すること。
- (3) 共和国副大統領、国会議員、最高裁判所裁判官、大臣、法務顧問庁長官、検事総長、共和国会計検査院長、民衆擁護局長、州知事、国軍の将軍及び提督、及び共和国外交使節団長を裁判する理非を明らかにし、それが首肯される場合には、共和国検事総長又はその代行者がいる場合にはその者に訴状を送付し、その犯罪が普通犯罪であるときは、確定判決まで裁判を継続すること。
- (4) 共和国、州、市その他の公的機関の間で行政上の紛争が生じた場合に、双方が同レベルの機関であるときは、その紛争を解決すること。ただし、同じ州内の市の間で紛争が生じた場合は、この限りでない。この場合、法律は、他の裁判所にその処理の権限を付与することができる。
- (5) 行政府の各規則その他の一般的又は個別的な行政行為の全部又は一部を無効とすることに根

拠がある場合には、それを宣言すること。

- (6) 法律で予定されているところにより、法文の内容及び適用範囲に関する解釈についての上訴を処理すること。
 - (7) 通常裁判所又は特別裁判所にかかわらず、裁判所間で管轄権についての紛争が生じた場合に、裁判所機構の階層秩序において、この紛争について上級又は共通の裁判所が存在しないときは、この紛争を解決する決断を下すこと。
 - (8) 上告を処理すること。
 - (9) 法律で定めるその他の権限。
- 2 本条第1号で示した権限については憲法訴訟部、第2号及び第3号で示したものについては大法廷、第4号及び第5号に含まれるものについては政治行政部が、それぞれ行使する。その他の権限については、この憲法及び法律の規定に従い、各部が行使する。

第3節 司法権の運営及び管理

DEL GOBIERNO Y DE LA ADMINISTRACION DEL PODER JUDICIAL

第267条【最高裁判所の責務】 司法権を指揮、運営及び管理し、共和国の各裁判所及び民衆擁護局を監督及び監視することは、最高裁判所の責務である。同様に、最高裁判所に固有の予算並びに司法権の予算を編成及び執行することも、最高裁判所の責務である。

2 裁判官を懲戒する裁判権は、法律で定める懲戒裁判所が管轄する。

3 最高裁判所裁判官その他の裁判官の懲戒制度は、ベネズエラ裁判官倫理法典に基づく。この法典は、国会が制定する。懲戒手続は、法律で定めるところにより、適正手続に従い、公開、口頭及び迅速に行われる。

4 この権限を行使するため、最高裁判所裁判官全員で、その地方事務所とともに、裁判官懲戒事務局を設置する。

第268条【公共弁護士サービス】 公共弁護士サービスの自律性、組織、機能、規律及び適性については、このサービスの効率性を確保し、公共弁護士職の報酬を保障するために、法律でこれを定める。

第269条【司法権の運営及び管轄の分権化のための法規制】 法律は、司法権の運営及び管轄の分権化を促進するため、司法区の組織、地域の裁判所の設置及び管轄について規律する。

第270条【司法職応募委員会】 司法職応募委員会は、最高裁判所裁判官の立候補者を選考するための司法権の諮問機関である。同様に、懲戒の裁判権を行使する裁判官を選出するため、裁判官選出委員会に助言する。司法職応募委員会は、法律で定めるところに従い、社会の各部門からの代表者により構成される。

第271条【人権侵害等の犯罪に対する取扱】 いかなる場合においても、資金洗浄、麻薬、国際的組織犯罪、他国の公有財産侵害及び人権侵害の罪を犯した外国人の引渡は、これを拒否してはならない。人権侵害、公有財産侵害及び麻薬密売を処罰するためになされた公訴には、時効がない。同様に、裁判所の事前決定のもとで、公有財産侵害及び麻薬密売に関連した活動から生じた財産は、押収される。

2 前項の罪に関する訴訟手続は、適正手続を尊重し、公開、口頭及び迅速に行われる。この場合、容疑者又はその関係者に対して生じ得る民事責任追及について保障するため、所管の司法官憲に、これらの者の所有財産に対する必要な保全措置を命じる権限を付与する。

第272条【受刑施設】 国は、在監者の社会復帰及びその人権尊重を確保する受刑施設制度を保障する。このため、各受刑施設は、労務、学習、スポーツ及びレクリエーションのための場を設置し、大学卒業資格を有する専門刑務官の指導の下で機能し、州政府及び市政府の責任において分権的に運営され、民間にその運営を委ねることも可能である。一般的に、受刑施設においては、開放方式及び農園型受刑施設の運営が好ましいとされる。いかなる場合においても、自由を剥奪しない刑罰の執行のための方式は、拘束的性格の措置に優先して適用される。国は、刑期を終えた者の社会復帰を可能とする支援のために必要不可欠な各種制度を設け、自律性を有し、専門的技術職員を配置する受刑施設団体の設立を支援する。

第4章 市民擁護権 DEL PODER CIUDADANO

第1節 総則 DISPOSICIONES GENERALES

第273条【市民擁護権を行使する機関】 市民擁護権は、民衆擁護官、検事総長及び会計検査官で構成される共和国倫理評議会が、これを行使する。

2 市民擁護権を行使する諸機関は、民衆擁護局、検察庁及び会計検査院である。共和国倫理評議会は、こうした各機関の長のうちから1名を議長に任命する。議長の任期は、1年であり、再任を妨げない。

3 市民擁護権は独立であり、その機関は機能、財政及び運営上の自律性を享受する。このため、国の総予算から、毎年変動する財源がこの機関に割り当てられる。

4 その組織及び機能については、組織法でこれを定める。

第274条【市民擁護権を行使する機関の職務】 市民擁護権を行使する諸機関は、この憲法及び法律に従い、公衆道徳及び行政倫理に反する行為を予防、調査及び処罰すること、公有財産の利用における適切な管理及び適法性、並びに国のすべての行政活動における適法性の原則の遵守及び適用を監視すること、同様に、公德心を創出する過程としての教育、並びに連帯、自由、民主主義、社会的責任及び労働を奨励することを職務とする。

第275条【共和国倫理評議会の権限】 共和国倫理評議会の各代表は、行政府の権限機関及び公務員に、その法的義務の履行における違反行為についての警告を発する。こうした警告が遵守されない場合、共和国倫理評議会は、法律で定める制裁を科することができる。この制裁を科してもなお従わない場合には、共和国倫理評議会議長は、当該公務員が所属する機関又は出先機関に、法律で定める制裁とは別に、その状況に応じた矯正措置を講じるように報告書を提出する。

第276条【国会における報告義務】 共和国倫理評議会議長及び市民擁護権を行使する諸機関の構成員は、国会の本会議において年次報告を行う。又、国会が要請したときは、いつでも報告を行う。

2 通常報告及び特別報告にかかわらず、これらは公表される。

第277条【共和国倫理評議会に対する公務員の協力義務】 行政府のすべての公務員は、法律で定める制裁のもとで、共和国倫理評議会の調査において、その各代表と優先的かつ緊急に協力する義務を負う。共和国倫理評議会は、公務員に、法律に基づいて機密又は秘密と分類又は類別されているものを含め、その調査機能を実施するために必要とみなされる供述及び文書の提出を求めることができる。いかなる場合においても、市民擁護機関は、法律で定める手続を通じてのみ、機密文書又は秘密文書に含まれる情報を提供することができる。

第278条【共和国倫理評議会の教育活動に対する奨励】 共和国倫理評議會は、この憲法の理解及び研究、愛国心、公德心及び民主主義の美德、共和国の重要な価値、並びに人権の遵守及び尊重を指向したすべての教育活動を奨励する。

第279条【市民擁護機関候補者評価委員会】 共和国倫理評議會は、市民擁護機関候補者評価委員会を招集する。この委員会は、社会の様々な部門の代表者で構成され、市民擁護権を担当する機関毎に3名の候補者を選出する公開の手続を進める。この3名の候補者については、国会で審議される。国会は、国会議員の3分の2の賛成投票を通じて、連続30日を超えない期間内に、市民擁護権を行使する各機関の長を選出する。この期間が終了したにもかかわらず国会で合意が得られない場合、選挙管理機関は、この3名の候補者を国民投票に付す。

2 市民擁護機関候補者評価委員会が招集されなかった場合、国会は、法律で定める期間内に、当該市民擁護機関の長を任命する手続をとる。

3 国会は、法律の定めに基づき、最高裁判所の事前決定のもとで、市民擁護機関の構成員を解任する。

第2節 民衆擁護局 DE LA DEFENSORIA DEL PUEBLO

第280条【民衆擁護局の職務、就任要件】 民衆擁護局は、市民の適法かつ集団的又は拡散的な利益の他、この憲法及び人権に関する国際条約で定める権利保障を促進し、擁護し、及び監視することを職務とする。

2 民衆擁護局は、民衆擁護官の指揮及び責任の下で活動する。民衆擁護官は、7年の任期で1回に限り選出される。

3 民衆擁護官への就任要件は、出生によるベネズエラ人で、他の国籍を有せず、30歳以上で、人権問題を扱う優れた能力を明らかに有していることが示され、及び法律で定める名声、道徳及び倫理の要求を満たしていることである。民衆擁護官の絶対的欠缺又は一時的欠缺は、法律の規定に基づき、これを補充する。

第281条【民衆擁護官の権限】 民衆擁護官の権限は、次のとおりである。

(1) この憲法及び共和国が批准した人権に関する国際条約、協約及び協定で承認された人権について、職権又は告発者からの請求により調査し、その実効的な尊重及び保障を監視すること。

(2) 公共サービスが適正に機能しているかを監視すること。又、権力の恣意及び逸脱並びに公共サービスの提供において生じた過失に対して、人の適性かつ集団的又は拡散的な権利利益を救済し保護すること。このとき、根拠があると認められる場合には、公共サービスの運営に際して損害又は損失を受けた者への賠償を国に求めるための必要な訴訟を提起することができる。

(3) 法律に従い根拠があると認められる場合には、違憲訴訟、アンパロ訴訟、人身保護令、情報保護令又は前号で示した権限を行使するための必要なその他の訴訟及び上訴を提起すること。

(4) 共和国検事総長に、人権の侵害又は損滅についての責任を負う公務員に対する訴訟又は上訴を行うように強く働きかけること。

(5) 共和国倫理評議會に、人権の侵害又は損滅についての責任を負う公務員についての措置を講じるように要請すること。

(6) 管轄機関に、法律に従い、一般消費者及び一般利用者の権利侵害に対して矯正措置及び制裁を適用するように要請すること。

(7) 市議会、州議会及び国会に、漸進的な人権保護のための法律案その他の発案を提出すること。

と。

- (8) 先住民族の権利を監視し、その保障及び実効的な保護のために必要な行為を行うこと。
- (9) 人権保護を保障するため、国の各機関の出先機関及び施設を訪問し視察すること。
- (10) 関係各機関に、実効的な人権保護のために必要な勧告及び意見を発すること。これにより、人権の保護及び擁護を目的とする国内的及び国際的な公的又は私的な各機関と永続的に連絡交換する仕組みを進展させる。
- (11) 人権の普及及び実効的な保護のための政策を促進し実施すること。
- (12) この憲法及び法律で定めるその他の権限。

第282条【民衆擁護官の免責特権】 民衆擁護官は、その職務の遂行において免責特権を有し、故に、その職務の遂行に関連する行為により、問責、逮捕又は訴追されない。いかなる場合においても、最高裁判所は、専権的にこれを審理する。

第283条【民衆擁護局の組織、機能及び原則】 市、州及び国の範囲及び特別の範囲における民衆擁護局の組織及び機能については、法律でこれを定める。その活動は、無償、利用の容易性、迅速性、略式及び職権発動の原則に従う。

第3節 検察庁 DEL MINISTERIO PUBLICO

第284条【共和国検事総長への就任要件】 検察庁は、共和国検事総長の指揮及び責任の下に置かれる。共和国検事総長は、法律で定める公務員の補佐を受けて直接にその権限を行使する。

- 2 共和国検事総長への就任要件は、最高裁判所裁判官の選出条件と同じである。共和国検事総長は、7年の任期で任命される。

第285条【検察庁の権限】 検察庁の権限は、次のとおりである。

- (1) 裁判手続において、憲法上の権利保障の尊重、並びに共和国が署名した国際条約、協約及び協定の尊重を保障すること。
 - (2) 司法運営の迅速性及び順調な進行、予審及び適正手続を保障すること。
 - (3) 犯人その他の共犯者の認定及び責任能力に影響を及ぼし得るすべての状況とともに、その犯行を明らかにするため、可罰可能性のある事実についての捜査、並びに犯行に積極的及び消極的に関係する対象物の保全を命じ指揮すること。
 - (4) 当事者の訴を必要とせず刑事訴訟を提起し訴追し得る場合に、国の名において、当該訴訟を提起すること。ただし、法律で定める例外の場合は、この限りでない。
 - (5) 公共部門の公務員の職務遂行において生じた民事上、労働上、軍事上、刑事上及び行政上の責任又は懲戒上の責任を実効的に追及するための訴訟を提起すること。
 - (6) この憲法及び法律で付与するその他の権限。
- 2 これらの権限は、この憲法及び法律に基づき、特定の個人その他の公務員の権限に属するとされる権利の行使及び訴訟の遂行を損減しない。

第286条【検察庁及び検察官に関する法整備】 法律は、市、州及び国の範囲における検察庁の組織及び機能について定め、検察官の適性、廉直及び安定を確保するための準備を整える。又、検察官の職務を遂行するための専門職制度を保障するための各種規範を定める。

第4節 共和国会計検査院 DE LA CONTRALORIA GENERAL DE LA REPUBLICA

第287条【共和国会計検査院の機能】 共和国会計検査院は、収入、支出、公有財産及び国有財産

並びにこれらに関する活動を管理、監視及び監査する機関である。機能・運営・組織上の自律性を享受し、その管理に従う各種組織及び団体について監査機能を果たす活動を行う。

第288条【共和国会計検査院長への就任要件及び任期】 共和国会計検査院は、共和国会計検査院長の指揮及び責任の下に置かれる。院長は、出生によるベネズエラ人であり、他の国籍を有せず、30歳以上であり、かつ当該職責を遂行するための適性及び経験を有するものでなければならない。

2 共和国会計検査院長は、7年の任期で任命される。

第289条【共和国会計検査院の権限】 共和国会計検査院の権限は、次のとおりである。

- (1) 法律に従い、収入、支出及び公有財産並びにこれらに関する活動を管理、監視及び監査すること。ただし、州及び市の場合においては、他の機関に付与されている権限の行使を損なうものではない。
- (2) 法律に従い、公債を管理すること。ただし、州及び市の場合においては、他の機関に付与されている権限の行使を損なうものではない。
- (3) 共和国会計検査院の管理対象である公共部門の各種機関、団体及び法人の検査及び監査を行うこと。各種監督業務を実施し、公有財産の不正使用に関する調査の開始を指示し、各種措置を講じ、不備の改善を命じ、及び法律に従い、行政罰を適用すること。
- (4) 公有財産に対して行われた違反及び犯罪、及びその権限の行使において知り得た犯罪について、訴訟を提起するように検察官に要請すること。
- (5) 共和国会計検査院の管理対象である公共部門の各種機関、団体及び法人の収入、支出及び財産に関連した決定及び施策についての運営管理を行い、その履行状況及び達成度を評価すること。
- (6) この憲法及び法律で付与されたその他の事項。

第290条【共和国会計検査院の組織等に関する法整備】 共和国会計検査院の組織及び機能、及び国の財政管理制度については、法律でこれを定める。

第291条【国軍会計検査局】 国軍会計検査局は、国の管理制度の一部を構成する。国軍会計検査局は、共和国会計検査院の活動範囲及び権限を損減することなく、国軍及びその付設機関の収入、支出及び公有財産の監視、管理及び監査することを職務とする。その組織及び機能については、各法律でこれを定める。国軍会計検査局は、採用選考審査を通じて任命された国軍会計検査局長の指揮及び責任の下に置かれる。

第5章 選挙管理権 DEL PODER ELECTORAL

第292条【全国選挙評議会】 選挙管理権は、統轄機関としての全国選挙評議会がこれを行行使する。全国選挙評議会の下部機関には、各組織法で定める組織機構及び機能のもとで、全国選挙管理委員会、住民登録・選挙人名簿委員会及び政治参加・選挙資金委員会が設置される。

第293条【選挙管理機関の機能】 選挙管理機関は、次の機能を有する。

- (1) 選挙に関する各種法律を規律し、これらの法律から生じる又はこれらが内包する疑義及び不備を解決すること。
- (2) 選挙管理権に関する予算を作成すること。この予算は、国会にこれを直接に申請し、自律的に管理すること。
- (3) 選挙資金及び選挙広告を扱う事項に関する指針を定め、これが遵守されない場合に制裁を適

用すること。

(4) 選挙の全部又は一部を無効とする宣言を行うこと。

(5) 公権力を行使する国民代表職の選挙に関する一切の行為、並びに国民投票の準備、管理、指揮及び監視を行うこと。

(6) 法律で指定するところにより、労働組合、同業者団体及び政治目的をもつ組織の選挙を準備すること。同様に、市民社会のその他の組織の申請又は最高裁判所選挙管理部の命令により、そうした組織の選挙手続を準備することができる。本号で述べた団体、機関及び組織は、その選挙手続に要する費用を支払うものとする。

(7) 住民登録簿兼選挙人名簿を保持、編成、管理及び監督すること。

(8) 政治目的をもつ組織の登記及び登録を編成し、こうした組織が憲法及び法律で定めるその様式に関する規定を遵守しているかを監視すること。特に、政治目的をもつ組織の設立、更新及び廃止についての申請、その正当な権限及び暫定的名称、傾向及び表象について決定する。

(9) 政治目的をもつ組織の資金の管理、規制及び調査を行うこと。

(10) 法律で定めるその他の事項。

2 選挙管理権を行使する諸機関は、選挙過程の平等、信頼性、公平性、透明性及び効率性、並びに候補者指定投票及び比例代表の適用を保障する。

第294条【選挙管理権を行使する機関の原則】 選挙管理権を行使する諸機関は、機関の独立、機能及び予算の自律、選挙管理諸機関の非党派性、公平性及び市民参加の原則、並びに選挙管理運営の分権化、投票及び開票行動の透明性及び迅速性の原則に基づく。

第295条【選挙職応募委員会】 全国選挙評議会委員の候補者を選出する選挙職応募委員会は、法律の定めに従い、社会の様々な部門の代表者で構成される。

第296条【全国選挙評議会の構成員の選出】 全国選挙評議会は、政治目的をもつ組織とのつながりを持たない者5名、すなわち、市民社会からの推薦を受けた者3名、国立大学の法学部及び政治学部からの任命を受けた者1名、市民擁護機関からの任命を受けた者1名で構成される。

2 市民社会から推薦された3名にはそれに続く上位順位者から6名の補欠、大学及び市民擁護機関から任命されたそれぞれの者には2名の補欠が置かれる。全国選挙管理委員会、住民登録・選挙人名簿委員会及び政治参加・選挙資金委員会は、市民社会から推薦された委員がそれぞれを主宰する。全国選挙評議会委員の任期は7年であり、別々に選出される。市民社会から推薦された3名は国会の各開会時に、その他の2名は会期中途に選出される。

3 全国選挙評議会委員は、国会議員の3分の2の賛成投票で、国会が任命する。全国選挙評議会委員は、法律に従い、その内部の者から議長を選出する。

4 全国選挙評議会委員は、最高裁判所の事前の宣告のもとで、国会が罷免する。

第297条【選挙訴訟管轄権】 選挙訴訟管轄権は、最高裁判所選挙訴訟部及び法律で定めるその他の裁判所がこれ行使する。

第298条【選挙手続を規制する法律】 選挙手続を規制する法律は、選挙の日から6か月の間、いかなる形式においてもこれを変更することは許されない。

第6編 社会経済制度 TITULO VI DEL SISTEMA SOCIOECONOMICO

第1章 社会経済体制及び経済における国の役割

DEL REGIMEN SOCIOECONOMICO Y DE LA FUNCION DEL ESTADO EN LA ECONOMIA

第299条【社会経済体制の基本原則】 ベネズエラ・ボリバル共和国の社会経済体制は、全面的な人間開発及び品位ある社会において有益な生活を確保するため、社会正義、民主主義、効率性、自由競争、環境保護、生産性及び連帯の原則に基礎を置く。国は、公開協議による民主的かつ参加的な戦略的計画の立案を通じて、富の公正な分配を達成するため、経済成長についての法的安全性、確実性、活力、持続可能性、永続性及び均衡を保障し、民間の発意とともに、雇用を創出し、国民の付加価値を高め、国民の生活水準を向上させ、かつこの国の経済的主権を強化するため、国民経済の調和的な発展を促進する。

第300条【分権化された団体の創設条件】 社会活動又は企業活動を実現するために機能的に分権化された団体を創設する条件については、国の法律でこれを定める。これは、こうした団体に出資される公的資金の合理的な経済社会的生産性を確保することを目的とする。

第301条【優遇制度の制限】 国は、国営企業及び民間企業の経済活動を保護するため、通商政策の実施を留保する。国内の個人、企業又は組織のために定められた制度よりも、外国の個人、企業又は組織に対して優遇した制度を付与してはならない。外国の投資は、国内の投資と同じ条件に従う。

第302条【国営産業の助成及び目的】 国は、各組織法を通じて、国の便宜上、石油事業その他の公益性を有し戦略的性格をもつ産業、開発、事業及び資産を留保する。国は、再生不能な天然資源の開発による国営原料産出産業を助成する。これは、技術を均質化し、創造しかつ革新すること、雇用及び経済成長をもたらすこと並びに国民の富及び福利を生み出すことを目的とする。

第303条【国によるベネズエラ石油公社等の株式の保有】 政治経済的主権及び国家戦略により、国は、株式会社ベネズエラ石油公社又は石油産業の経営のために創設された組織の全部の株式を保有する。ただし、系列子会社、戦略的連合組織、企業その他の株式会社ベネズエラ石油公社の事業発展の結果としてすでに設立され若しくは設立される一切のものについては、例外とする。

第304条【水資源の保護】 すべての水資源は、国民の生命及び発展のためのかけがえのない国有財産である。水資源循環の各段階及び土地整備基準を維持し、その保護、利用及び再利用を保障するための必要な規定については、法律でこれを定める。

第305条【食糧供給安定の保障】 国は、住民に対する食糧供給の安定を保障するため、国内における十分かつ安定的な食糧の在庫及び一般消費者による時宜にかなった永続的な食糧の入手を可能とする統合的農村開発戦略の基礎としての持続可能な農業を促進する。安定的食糧供給は、国内の農業、牧畜業、漁業及び水産業の生産を発展させ特権を付与することで、これを達成する。食糧生産は、国益にかかわり、社会経済的発展の根幹である。このため、国は、金融・通商秩序、技術移転、土地所有、基盤整備、労働力育成その他の食糧自給戦略水準に到達するために必要な措置をとる。又、農業に固有の不利な点を補整するため、国内経済及び国際経済の枠組において活動を促進する。

- 2 国は、伝統的漁業を伝える漁民の定住地及びその共同体、並びに陸水の漁場及び法律で定める海岸線付近の漁場を保護する。

第306条【統合的農村開発の条件の強化】 国は、雇用を創出し、かつ農民に適切な福祉水準及び国内発展への編入を保障するため、統合的農村開発の諸条件を増強する。同様に、基盤整備事業、財政投入、融資、研修及び技術支援事業の提供を通じて、農業活動及び土地の有効利用を奨励する。

第307条【農民等の土地所有権、準租税的性格の分担金の創設】 大土地所有制度は、社会的利益に反する。法律は、休閒地に課税するための租税事項に関する措置について規定し、この土地を農業に適したものに再整備して生産的経済単位に変換するための必要な措置について定める。農民その他の農牧業従事者は、各法律で列举する場合及び形式において、土地所有権を有する。国は、農業生産を保障するため、提携型土地所有形態及び個別土地所有形態を保護し促進する。国は、農業に適した土地の農業食糧生産を確保するため、その土地についての持続可能な整備を監視する。

- 2 例外的に、資金調達、調査、技術支援、技術移転その他の農業部門の生産性及び競争力を促進する活動のための基金を支援する目的で、準租税的性格の分担金が創設される。この事項に関する必要な措置については、法律でこれを定める。

第308条【共同事業体の保護及び奨励】 国は、民間の発意を支持しつつ、国の経済発展を強化するため、共同所有制度のもとで、中小企業、協同組合、貯蓄金庫、及び家族経営企業、零細企業その他あらゆる形態の労働、貯蓄及び消費のための共同事業体を保護及び奨励する。

第309条【民芸産業の保護】 国の代表的な民芸産業は、その真正を守るため、国の特別保護を享受し、その生産及び販売を促進するため、信用供与を受けることができる。

第310条【観光開発の保障】 観光は、国益に利する経済活動であり、国の産業多様化及び持続可能な経済開発戦略において優先される。この憲法で規定する社会経済制度の基盤構築において、国は、観光開発を保障する措置について定める。国は、国内観光部門の創設及び強化を監視する。

第2章 財政及び金融制度 DEL REGIMEN FISCAL Y MONETARIO

第1節 予算制度 DEL REGIMEN PRESUPUESTARIO

第311条【財政運営の原則】 財政運営は、効率性、支払能力、透明性、責任性及び財政均衡の原則に基づいて、これを決定し実施する。財政運営は、予算の複数年度枠において均衡化が図られ、従って、通常収入は、通常支出をまかなうのに十分なものでなければならない。

- 2 国の行政府は、国会に、その承認を得るため、国家予算において考慮されなければならない支出及び負債の最高限度額を定める予算編成のための複数年度枠を提出する。この枠組、変更要件及び履行条件については、法律でこれを定める。
- 3 地下資源及び鉱物の採掘により得られた収入は、一般に、実質的生産投資、教育及び保健衛生に資金提供される。
- 4 国の経済財政運営のために定められた原則及び規定は、適用可能な限りにおいて、州及び市の経済財政運営を規律する。

第312条【公的債務の限度額】 公的債務に対する限度額については、負債を抱える事業を補填するための経済的規模、再生産投資及び稼得能力についての適切な水準に基づいて、法律でこれを定める。公的融資には、組織法で定める例外の場合を除き、それを有効なものとするため、その融資について許可する特別法が必要である。この特別法は、操作の方法を指定し、予算に関する各法律における融資予算について許可する。

- 2 年次債務に関する特別法は、予算に関する法律とともに、国会に提出される。
- 3 国は、法律に基づいて、正当な国家権力が負う債務以外を支払う義務を認めない。

第313条【予算法案の提出】 国の経済財政運営は、法律で毎年承認される予算に基づく。国の行政府は、組織法で定める期日までに、国会に予算法案を提出する。行政府が何らかの理由により法律で定める期間内に予算法案を国会に提出せず、又は当該予算法案を国会が否決した場合、現在実施されている予算が、その効力を維持するものとする。

- 2 国会は、予算項目を変更することができる。ただし、公的収入の減少を招来させる措置、又は予算法案の収入見積合計額を超過する支出は、これを認めない。
- 3 予算の複数年度枠、負債に関する特別法律案及び年次予算案の提出とともに、国の行政府は、財政政策の長期目標を明確にし、責任及び財政均衡の原則に基づいて、この目標をどのように達成するかについて説明する。

第314条【追加融資の決定】 予算法で規定されていない一切の種類の支出は、これを行えない。予算に対する追加融資は、規定がなされていないが必要が生じた支出、又はその予算項目が不十分であることが判明した支出のためにのみ、かつ国庫がその各支出に応じる資金を国庫が備えているときに限り、これを決定することができる。この追加融資を決定するには、閣僚会議の事前の賛成投票及び国会の許可、又は国会が閉会中の場合には代表委員会の許可が必要である。

第315条【支出の年間予算に記載される事項】 すべての政府単位において、支出の年次予算に関し、各融資予算のため、指向する特別目標、実現が期待される具体的な結果及びそうした結果の達成に責任をもつ公務員について、明確に定められる。これらは、技術的に可能である場合には、成果指数を通じて、数量値で表される。行政府は、会計年度終了日から6か月以内に、当該年度の会計報告及び予算執行の決算を国会に提出する。

第2節 租税制度 DEL SISTEMA TRIBUTARIO

第316条【租税制度、累進性の原則】 租税制度は、累進性の原則に配慮し、納税者の経済力に応じて、その負担を公平に配分し、国民経済を保護し、及び国民生活水準を向上させるように努める。このため、効果的な徴税制度を維持する。

第317条【租税法律主義、租税行政】 法律で定められていない租税、料金及び負担金を徴収してはならず、又、法律で規定されている場合を除き、その減免その他の形式の財政的優遇措置を与えてはならない。租税は、いかなる意味においても没収の効果をもつものでない。

- 2 人的役務提供により支払われる納税の義務については、これを定めてはならない。脱税については、法律で定めるその他の制裁とは別に、刑罰を科すことができる。
- 3 公務員の脱税の場合は、2倍の量刑となる。
- 4 租税に関するすべての法律には、その施行日が定められる。施行日がない場合は、公布の日から60日後に施行すると定められたものとみなす。この規定は、この憲法で定める場合において行政府が決定する特別権限を制限するものでない。
- 5 国の租税行政は、国会の承認に基づき、技術的機能的財政的自律性を有する。その最高権力機

関は、法律で定める規定に従い、共和国大統領が任命する。

第3節 通貨制度 DEL SISTEMA MONETARIO NACIONAL

第318条【通貨、ベネズエラ中央銀行の機能】 国の権力の通貨に関する権限は、ベネズエラ中央銀行が専管的かつ義務的にこれを行行使する。ベネズエラ中央銀行の基本目標は、物価を安定させ、通貨単位の国内外の価値を維持することである。ベネズエラ・ボリバル共和国の通貨単位は、ボリバルである。ラテンアメリカ・カリブ諸国の統合の枠組において共通通貨が創設された場合には、共和国が署名した条約の対象である通貨を採用することができる。

- 2 ベネズエラ中央銀行は、公法人であり、その権限に属する政策について立案し実施する自律性を有する。ベネズエラ中央銀行は、国及び国民の至高の目的を達成するため、経済政策全般との調整においてその機能を行行使する。
- 3 この目的を適切に実現するため、ベネズエラ中央銀行は、通貨政策を立案し実施すること、為替政策の立案に関与しかつそれを実施すること、通貨、融資及び利子率を規制すること、外貨準備金を管理すること並びに法律で定めるすべてのことを、その機能とする。

第319条【ベネズエラ中央銀行の責務】 ベネズエラ中央銀行は、公的責任の原則に従い、このため、法律に基づいて、その政策の活動、目標及び結果について国会で会計報告を行う。又、国のマクロ経済指数の推移及び報告を求められ、その評価を可能にする分析を含め、その他の事項についても定期的に報告する。正当な理由なくその目的及び目標が達成されなかった場合、法律に基づき、執行部は解任され、行政罰が科せられる。

- 2 ベネズエラ中央銀行は、共和国会計検査院の事後監査並びに銀行業の監督を担当する公的機関の監査及び監視に服する。この公的機関は、国会に、実施した監査に関する報告を行う。ベネズエラ中央銀行の運営費予算は、国会で審議され可決されることを要する。その会計及び収支は、法律で定めるところにより、外部監査の対象とされる。

第4節 マクロ経済の調整 DE LA COORDINACION MACROECONOMICA

第320条【マクロ経済の安定化、年次政策協定】 国は、社会福祉を確保するため、経済的安定を促進擁護し、経済の弱体化を防止し、かつ通貨及び物価の安定化を監視する。

- 2 金融財政担当省及びベネズエラ中央銀行は、マクロ経済目標の達成を容易にするため、財政政策及び金融政策の調整に協力する。ベネズエラ中央銀行は、その職務の遂行において、行政権からの指示に服さず、かつ赤字が見込まれる財政政策を容認してはならず、又はこれに資金提供してはならない。
- 3 行政権及びベネズエラ中央銀行の連携的活動は、年次政策協定を通じて行われる。この協定には、財政政策、為替政策及び通貨政策に関する経済成長の最終目標及びその社会的影響、すなわち、貿易収支及びインフレーション並びにこの最終目標を達成するために必要な中間指標の水準について定められる。年次政策協定は、ベネズエラ中央銀行総裁及び金融財政担当大臣が署名し、国会が予算を承認したときに、これを公表する。当該協定に署名した各機関は、政策活動がその目標と一貫していることについて責任を有する。年次政策協定には、期待される結果、それを達成するための政策及び活動について明記される。年次経済政策協定の性格及び会計報告の仕組みについては、法律でこれを定める。

第321条【マクロ経済安定化の基金】 一般歳入の変動に対して、市、地方及び国のレベルにおける国の支出の安定を保障するためのマクロ経済安定化の基金の設立については、法律でこれを定める。基金運用規則は、効率性、公平性及び同基金に資金を拠出した公的諸団体間の非差別をそ

の基本原則とする。

第7編 国の安全保障 TITULO VII DE LA SEGURIDAD DE LA NACION

第1章 総則 DISPOSICIONES GENERALES

第322条【国の安全保障の責務】 国の安全保障は、国の全面的な発展に基づく、その本質的権限であり責務である。その防衛は、ベネズエラ人の責務であり、同様に、国内の地理的範囲に存在する公法上又は私法上の自然人又は法人の責務でもある。

第323条【国家防衛評議会】 国家防衛評議会は、公権力に対して、国、主権及び地理的範囲の保全についての統合的な防衛に関する事項について立案し助言する公権力における最高諮問機関である。このため、国の戦略概念を確立することも、当該評議会の責務である。国家防衛評議会は、共和国大統領が主宰し、副大統領、国会議長、最高裁判所長官、共和国倫理会議議長及び防衛・治安・外交関係・立案の諸部門の大臣その他の妥当とみなされる者の参加でこれを組織する。その組織及び権限については、各組織法でこれを決定する。

第324条【兵器の所有及び使用】 兵器を所有し使用することができるのは、国のみである。この国に存在し、製造又は導入されたすべての兵器は、賠償金又は訴訟を提起されることなく、共和国の財産となる。国軍は、各法律に基づき、その他の武器、弾薬及び爆発物の製造、輸入、輸出、保管、通過、登録、統制、検査、取引、保有及び使用を規律する規則を制定し、これを統制する権限機関である。

第325条【行政府の権限】 行政府は、法律で定めるところにより、国の安全保障に関する作戦の立案及び実施と直接的な関係をもつ事項を分類し公表する権限を留保する。

第2章 国の安全保障に関する原則 DE LOS PRINCIPIOS DE SEGURIDAD DE LA NACION

第326条【国及び市民社会の共同責任】 国の安全保障は、独立、民主主義、平等、平和、自由、正義、連帯、環境保護の推進及び保存、人権の確立の原則を遵守するための国及び市民社会の共同責任、並びに国家共同体に完全に行き渡る持続的かつ生産的発展の基礎の上に築かれるベネズエラ人の個別的集団的必要性の漸進的充足に基づく。国及び市民社会の共同責任の原則は、経済的、社会的、政治的、文化的、地理的、環境的及び軍事的な分野について実施される。

第327条【国境の警戒】 国境の警戒は、国の安全保障に関する諸原則の実施及び適用において、これを優先する。このため、安全のための国境地帯が設置される。当該地帯の範囲、経済的社会的事項における特別制度、入植及び利用については、国立公園、この地に定住する先住民族の居住地及び特別行政制度の下でのその他の区域を明示的に保護しつつ、法律でこれを規律する。

第3章 国軍 DE LA FUERZA ARMADA NACIONAL

第328条【国軍の目的】 国軍は、この憲法及び法律に基づき、軍事的防衛、国内秩序維持における協力及び国の開発における積極的な関与を通じて、国家の独立及び主権を保障し、地理的範囲の保全を確保するため、国が組織し、政治的活動を行わない、本質的に専門性の高い機関である。その機能の行使は、国の排他的な役務であり、いかなる場合においても、特定の個人又は政治的な党派の役務とされない。その根本的支柱は、規律、服従、従属である。国軍は、陸海空軍及び治安警備隊でこれを構成する。これらのものは、各組織法の定めに従い、固有の統合的社会保障制度のもとで、その任務を遂行するための権限の範囲内において、統合的に機能する。

第329条【陸海空軍及び治安警備隊の責務】 陸海空軍は、国の防衛を確保するために必要とされる軍事作戦の立案、実施及び統制を本質的責務とする。治安警備隊は、この作戦の遂行に協力し、国内秩序維持のために求められる作戦の指揮をその基本的責務とする。国軍は、法律で権限を付与された行政警察及び犯罪捜査に関する活動を実施することができる。

第330条【現役軍人の投票権】 国軍の現役軍人は、法律に従い、投票権を有する。ただし、これらの者は、選挙戦に立候補し、又は政治的な宣伝、活動及び勧誘の行為に参加することは許されない。

第331条【昇進】 軍隊での昇進は、功績、序列及び欠員が生じた際に行われる。この昇進については、国軍の排他的権限であり、各法律でこれを定める。

第4章 市民の安全に関する組織 DE LOS ORGANOS DE SEGURIDAD CIUDADANA

第332条【市民の安全に関する組織の種類、目的及び管轄】 行政府は、公の秩序を維持し、これを回復させ、市民、家庭及び家族を擁護し、管轄機関の決定を支援し、並びに憲法上の保障及び権利の平穏な享受を確保するため、法律に従い、次のものを組織する。

- (1) 統一的国家警察組織。
- (2) 科学捜査、刑事捜査及び犯罪捜査に関する組織。
- (3) 文民的性格の消防及び緊急事態管理の組織。
- (4) 災害防止のための組織。

2 市民の安全に関する組織は、文民的性格を有し、一切の差別をすることなく、人間の尊厳及び人権を尊重する。

3 市民の安全に関する組織の職務は、この憲法及び法律で定めるところにより、州及び市が共同で管轄する。

第8編 憲法の擁護

TITULO VIII DE LA PROTECCION DE ESTA CONSTITUCION

第1章 憲法の保障 DE LA GARANTIA DE ESTA CONSTITUCION

第333条【憲法の効力】 この憲法は、暴力的行為により遵守されなくなった場合、又はこの憲法の規定と異なる一切の他の手段により廃止されたという理由では、その効力を失わない。

2 こうした不測の事態において、すべての市民は、権限を付与されたか否かにかかわらず、憲法の正式な効力の回復に協力する義務を負う。

第334条【裁判官及び裁判所の責務】 共和国のすべての裁判官は、その権限の範囲内において、この憲法及び法律の規定に従い、この憲法の一体性を保障する義務を負う。

2 この憲法及び法律その他の規則との間に不整合がある場合には、憲法の規定が適用される。いかなる訴訟においても、職権によるものであっても、この問題について決定を下すのは裁判所の責務である。

3 法律、この憲法の直接的かつ即時の執行に際して定められた公権力を行使する機関により行われたその他の行為、又は法律と同等の地位を有する規範についての無効を宣言するのは、違憲法令審査権を有する最高裁判所憲法訴訟部の排他的な責務である。

第335条【最高裁判所の解釈の優位性】 最高裁判所は、憲法の規範及び原則の最高性並びにその効力を保障する。最高裁判所は、憲法についての最高かつ最終的な解釈者であり、その統一的な解釈及び適用を監視する。憲法の規範及び原則の内容並びに範囲に関して憲法訴訟部が定めた解釈は、最高裁判所の他の部及び共和国のその他の裁判所を拘束する。

第336条【最高裁判所憲法訴訟部の権限】 次の事項は、最高裁判所憲法訴訟部の権限に属する。

- (1) この憲法に反する国内法、及び国会の制定する法律と同等の地位を有するその他の行為の全部又は一部の無効を宣言すること。
- (2) この憲法に反する州憲法、州法及び市条例、並びに各州及び市の審議機関により、この憲法の直接的かつ即時の執行に際して定められたその他の行為の全部又は一部の無効を宣言すること。
- (3) この憲法に反する、行政府により定められた法律と同等の地位を有する行為の全部又は一部の無効を宣言すること。
- (4) この憲法に反する、公権力を行使するその他一切の国家機関により定められた、この憲法の直接的かつ即時の執行に際して行われる行為の全部又は一部の無効を宣言すること。
- (5) 共和国大統領又は国会の請求により、憲法及び共和国が署名し未だ批准していない国際条約の整合性を審査すること。
- (6) あらゆる場合において、職権によるものであっても、共和国大統領により定められた非常事態を宣言する政令の合憲性を再検討すること。
- (7) 国、州又は市の立法機関がこの憲法の遵守を保障するための必要不可欠な規範若しくは措置についての定めを行わない場合、又は不完全な形式でそれが定められた場合には、その不作為の違憲性を宣言し、その修正のための期間、及び必要があるときには、その大枠について定めること。
- (8) 各法令の間に存在する対立を判定し、このいずれが優位であるかを宣言すること。
- (9) 公権力を行使する一切の機関の間で生じた憲法上の紛争を解決すること。
- (10) 各組織法で定めるところにより、共和国の各種裁判所により下された憲法上のアンパロ及び法令の合憲性の統制についての確定判決の再審を行うこと。
- (11) この憲法及び法律で定めるその他の事項。

第2章 非常事態 DE LOS ESTADOS DE EXCEPCION

第337条【非常事態】 共和国大統領は、閣僚会議において非常事態を宣言することができる。国、社会制度及び市民の安全に重大な悪影響を及ぼし得る社会的、経済的、政治的、自然的又は生態学的な秩序の状況であり、かつこうした事実に対抗するために準備されたこれらの権限が不十分なものである場合には、これを非常事態と明確に断定する。この場合、この憲法で承認する保障は、これを一時的に制限することができる。ただし、生命の権利、監禁及び拷問の禁止、適正手続の権利、情報を受ける権利その他の不可侵の人権に関するものは、除かれる。

第338条【警戒体制、経済的緊急事態、戦闘状態】 国及び市民の安全に深刻な危険をもたらす大惨事、公的災厄その他の同様の出来事を引き起こし得る場合には、警戒体制を宣言することができる。この非常事態は、30日まで継続し、さらに30日延長することができる。

2 国の経済に重大な悪影響を及ぼす異常な経済的諸状況が生じ得る場合には、経済的緊急事態を宣言することができる。その期間は、60日であり、この同じ期間を延長することができる。

3 国、市民又は社会制度の安全に深刻な危険をもたらす国内又は国外の紛争の場合には、国内又は国外の戦闘状態を宣言することができる。この期間は、90日までであり、さらに90日まで延長することができる。

4 非常事態の延長についての可決は、国会の責務である。非常事態については、組織法でこれを規律し、かつ非常事態に基づいて採用することができる措置を確定する。

第339条【非常事態宣言についての命令】 保障制限を受ける権利の行使について規制し、非常事態を宣言する政令は、その公布日から8日以内に、それを熟慮した上で可決するため、国会又は代表委員会に、及びその合憲性の宣告を受けるため、最高裁判所憲法訴訟部に提出される。当該命令は、市民的及び政治的権利に関する国際規約及び人権に関する米州協定で定められた要望、原則及び保障を遵守する。共和国大統領は、その同じ期間の延長を請求することができ、かつ指定された期日前までにそれを請求する理由となった原因が消滅したときは、行政府又は国会若しくはその代表委員会がこれを取り消すものとする。

2 非常事態の宣言は、公権力を行使する諸機関の機能を妨げない。

第9編 憲法改正 TITULO IX DE LA REFORMA CONSTITUCIONAL

第1章 修正 DE LAS ENMIENDAS

第340条【修正の目的】 修正は、憲法の基本構造を変化させることなく、その1つ以上の条文を追加又は変更することを目的とする。

第341条【修正の手続】 憲法に対する修正は、次の形式で行われる。

(1) 発議は、住民登録簿兼選挙人名簿に記載された市民の1割5分の賛成、国会議員の3割の賛成又は閣僚会議において共和国大統領により行われる。

(2) 発議が国会により行われる場合、修正には国会議員の過半数の賛成を必要とし、この憲法で定める法律制定手続に準拠して審議される。

(3) 選挙管理機関は、修正について正式な受け取りをしてから30日以内に、それを国民投票に付す。

- (4) 修正は、この憲法及び承認の国民投票に関する法律の定めに基づき、これを承認したものとみなす。
- (5) 修正には連続番号が付され、かつ、変更を加えていない憲法正文の後に掲載される。ただし、修正された条文の末尾に、その変更された修正の番号及び日付についての関連情報が記載される。

第2章 憲法改正 DE LA REFORMA CONSTITUCIONAL

第342条【改正の目的、発議】 憲法改正は、この憲法の部分的再検討を目的とし、憲法正文の基本的な構造及び原則を変更させることなく、その1つ以上の規範を取り替えることを目的とする。

2 憲法改正の発議は、国会議員の過半数の賛成投票による可決を通じて国会、閣僚会議において共和国大統領又は住民登録簿兼選挙人名簿に記載された有権者の1割5分を下回らない数の請求により行われる。

第343条【改正の発議の手続】 憲法改正の発議は、次の形式において、国会がその手続を行う。

憲法改正案は、それが提出された会期中に第1回審議が行われる。

第2回審議は、場合に応じて、編又は章について行われる。

第3回及び最終の審議は、逐条的に行われる。

(4) 国会は、改正要求が取り扱われかつ承認された日から2年以内に、憲法改正案を可決する。

改正案は、国会議員の3分の2の賛成投票で、可決されたものとみなす。

第344条【憲法改正案についての国民投票】 国会で可決された憲法改正案は、その日から30日以内に、これを国民投票に付す。国民投票は、改正に関する全体について、その意思を表明する。ただし、改正の3分の1の部分まで別々に投票することについて、国会議員の3分の1を下回らない数でこれを可決した場合、又は改正の発議において、共和国大統領若しくは住民登録簿兼選挙人名簿に記載された有権者の5分を下回らない数の者がこれを請求した場合には、それを行うことができる。

第345条【改正の承認】 憲法改正は、これを可とする票数が否とする票数を上回る場合には、承認されたことを宣言する。承認されなかった憲法改正についての発議は、国会で当該憲法改正を行った同じ会期中に、これを再度提出してはならない。

第346条【共和国大統領の公布義務】 共和国大統領は、修正及び改正の承認から10日以内に、それを公布する義務を負う。これが行われなかった場合には、この憲法の規定を適用する。

第3章 憲法制定議会 DE LA ASAMBLEA NACIONAL CONSTITUYENTE

第347条【憲法制定議会の招集】 ベネズエラ国民は、憲法制定権力の本来的受託者である。この権力の行使において、国を改変し、新たな法秩序を創設し、及び新たな憲法を起草する目的で、憲法制定議会を招集することができる。

第348条【憲法制定議会招集の発議】 憲法制定議会招集の発議は、閣僚会議における共和国大統領、国会議員の3分の2の賛成を通じて国会、すべての市議会の3分の2の賛成投票を通じて市議会全体及び選挙人名簿に記載された有権者の1割5分の数の者が、これを行うことができる。

第349条【新憲法の尊重、公布】 共和国大統領は、新たな憲法に反対してはならない。

新たに任命された権限機関は、いかなる形式においても、憲法制定議会の決定を妨げてはならない。

- 2 新たな憲法が公布された場合、その憲法は、ベネズエラ・ボリバル共和国の官報又は憲法制定議会の広報に掲載される。

第350条【国民の憲法尊重擁護の精神】 ベネズエラ国民は、共和国の伝統、独立、平和及び自由のための闘争に忠実であり、民主的な価値、原則及び保障と矛盾し、人権を損滅する一切の制度、法律又は権力を否定する。

廃止規定 DISPOSICION DEROGATORIA

第1【ベネズエラ共和国憲法の廃止】 1961年1月23日に制定されたベネズエラ共和国憲法は、これを廃止する。その他の法令は、この憲法に反しない限りにおいて、その効力を維持する。

経過規定 DISPOSICIONES TRANSITORIAS

第1【首都地区制度に関する特別法制定までの措置】 この憲法の第18条で規定する首都地区制度に関する特別法は、憲法制定議会がこれを可決し、ミランダ州の領土的一体性を保全する。特別法が可決されるまでの間、連邦直轄地に関する組織法及び市制度に関する組織法で規定された制度は、その効力を維持するものとする。

第2【国籍の取得等に関する法律が制定されるまでの措置】 この憲法の第38条で規定する国籍の取得、選択、離脱及び再取得に関する法律が制定されるまでの間、領土内に合法的に入国し在住しており、国内で住所を定める意思を表明し、正当な生活手段を有し、かつベネズエラに引き続き2年間居住している外国人は、ベネズエラに住所があるものとみなす。

- 2 この国に在住する意図のもとでの国内における滞在は、居住とみなす。この憲法の第32条、第33条及び第36条で規定する意思の表明は、正式な手続において、成年である場合には当事者、21歳に達する前である場合には法定代理人が、これを行う。

第3【国会成立後6か月以内における立法措置】 国会は、その成立から6か月以内に、以下について可決する。

- (1) この憲法の第45条で規定する拉致に関する罪を追加するための刑法典の部分改正。この改正が未だ可決されていない間、可能な限りにおいて、拉致に関する米州協定が適用される。
- (2) 非常事態に関する組織法。
- (3) アプレ州のホセ・アントニオ・パエス市及びロムロ・ガリエゴ市の特別制度の条件及び性格を定めるための特別法。この法律を制定するため、共和国大統領、国軍、アプレ州が任命した

代表及び国境問題に関連するその他の機関の意見を聴取する。

第4【国会成立後1年以内における立法措置】 国会は、その成立のときから起算して1年以内に、以下について可決する。

- (1) 特別法又は刑法典の改正のいずれかにより、拷問に対する処罰に関する立法措置。
- (2) この憲法及びこの事項に関してベネズエラが批准した国際条約の条項に一致する、庇護に関する組織法。
- (3) 労働に関する組織法の改正を通じて、この憲法の第92条で承認する社会給付を受ける権利のための新たな制度。この制度は、10年の時効期間を定めて、業務時間に比例して最後に受領した賃金に従って計算する方法で、この権利についての支払を統合する。この期間中、法律の改正が実施されるまでの間、暫定的に、現行の労働に関する組織法で定める年功給付制度が引き続き適用される。共和国が署名した国際労働機関の協定及び協約において、労働時間を規律し、その漸進的な短縮を意図する一連の総合的規範についても、同様である。
- (4) この憲法及び法律で規定するところにより、自律的かつ専門的な労働裁判権の機能及び労働者保護を保障する労働訴訟に関する組織法。労働訴訟に関する組織法は、無償、迅速、口頭、即時、事実の真実性の優先、公平及び訴訟における裁判官の訴訟指揮の原則に導かれる。
- (5) 司法制度、国の公共行政、市民擁護機関、選挙管理機関に関する立法、租税に関する法律、予算制度に関する法律及び公的融資に関する法律。

公共弁護に関する組織法。この法律が未だ承認されない間、司法制度機能再編委員会は、弁護権を保障するため、公共弁護自律制度の実効的な発展及び運用に関する責務を負う。

- (6) この憲法の原則及び規範に基づき、州財政を構成する租税、その適用の機構及びそれを規律する規則を定め、かつそれを発展させる法律。
- (7) 市制度に関する憲法上の原則を発展させる立法。これに従い、各州の立法機関は、市その他の地方組織及び各管轄区域における領土的政治区分に関して割り当てられた組織権限に対応する法的措置を承認する手続を行う。現存する各市及び区は、この法令で規定された新たな制度に順応するまでの間、維持されるものとする。
- (8) ベネズエラ中央銀行の適正化に関する法律。この法律は、その他の事項とともに、次の事項について定める。その機能の範囲及び組織形態。総裁及び役員の職務、任期、選出方法、解任、兼職禁止制度及び就任要件。準備金の構成及びその使途のための会計規則。行政府が選定した専門の会社の責任において、会計及び収支決算についての毎年の外部監査。共和国会計検査院による、ベネズエラ中央銀行の管理運営についての適法性、誠実性、時宜適当性、能率性及び有効性についての事後的検査。

法律は、次のことについて定める。ベネズエラ中央銀行の総裁及びその他の取締役会の構成員が、排他的に国益を代表すること。このために、この職責の候補者の功績及び信用証明の評価に関する公的手続について定めること。

法律は、次のことについて定める。行政権が、ベネズエラ中央銀行の総裁及び役員の少なくとも半数を任命する責務を負うこと、並びにこれらの役職者の任命及び承認における立法権の関与の条件について定めること。

- (9) 国家警察組織に関する法律。国家警察組織への陸上通行輸送監視専門班の統合に関する仕組みは、上記の法律でこれを定める。

第5【租税に関する組織法典の改正】 この憲法の施行の日から1年を超えない期間内において、国会は、その他の事項とともに、以下の事項について定める租税に関する組織法典の改正を行う。

- (1) 租税に関する法律及び規則の目的並びにその経済的意義に配慮し、曖昧性を取り除くため、それらについて厳格な解釈を行うこと。
- (2) 法律不遡及の原則に対する例外を除去すること。

- (3) 税務行政機関に対してより改善された手段を付与するため、推定所得の概念を拡大すること。
- (4) 重大な租税犯罪の時効を削除すること。この罪については、租税に関する組織法典でこれを類型化しなければならない。
- (5) 租税犯罪に共謀した税務顧問、法律事務所、外部監査役及びその他の専門家に対して、その業務遂行の資格剥奪期間を含め、その刑罰を拡大すること。
- (6) 脱税に関する罪の時効期間を延長し、それに対する刑罰を拡大し厳罰化すること。
- (7) 処罰をより厳格に行うため、その軽減及び加重について再検討すること。
- (8) 監査事項における税務行政機関の権限を拡大すること。
- (9) 脱税を思いとどまらせるため、遅延利息を増額すること。
- (10) 役員又は税務顧問が租税犯罪を容認した場合において、その財産で賠償責任を負うことを可能にするため、連帯責任の原則を拡大すること。
- (11) より迅速な行政訴訟手続を導入すること。

第6【国会成立後2年以内における立法措置】 国会は、2年以内に、この憲法に関するすべての事項について法律を制定する。先住民族に関する組織法、教育に関する組織法及び国境に関する組織法は、これを優先的に制定する。

第7【第125条に関連する組織法制定までの措置】 この憲法の第125条で規定する目的に相当する組織法が可決されるまでの間、国会、州議会及び市議会への先住民族代表者の選出は、候補者擁立のための次の要件及び仕組に従うものとする。

- 2 すべての先住民族の共同体及び組織は、先住民族候補者を擁立することができる。
- 3 その先住民族の言語を話し、少なくとも次の条件の1つを満たしていることは、候補者となるための必要不可欠の要件である。
 - (1) その共同体における伝統的な権威を有する職務を遂行してきたこと。
 - (2) その文化的アイデンティティの承認のための社会闘争において、著名な経歴を有していること。
 - (3) 先住民族及びその共同体のための活動を行ってきたこと。
 - (4) 3年以上活動を継続している適法に設立された何らかの先住民族組織に所属していること。
- 4 3つの地域が設置される。西部地域は、スリア州、メリダ州及びトゥルヒリョ州で構成され、南部地域は、アマソナス州及びアプレ州で構成され、又、東部地域は、ボリバル州、デルタ・アマクロ州、モナガス州、アンソアテギ州及びスクレ州で構成される。
- 5 地域を構成する各州は、それぞれ1名の代表者を選出する。全国選挙管理委員会は、各地域又は選挙区において有効投票の過半数を獲得した候補者の当選を宣言する。
- 6 先住民族候補者は、各州又は選挙区の投票用紙に掲載され、その州のすべての有権者は、これらの者に投票することができる。
- 7 先住民族が居住する州及び市の州議会及び市議会における先住民族代表性を高めるため、中央統計情報局が1992年に実施した国勢調査が利用される。選挙は、ここに定められた規範及び要件に従い、実施される。
- 8 全国選挙管理委員会は、先住民族権利擁護運動専門家及び先住民族組織の支援のもと、ここで示された要件を履行することを保障する。

第8【新選挙法制定までの措置】 この憲法で規定する新たな選挙法が公布されるまでの間、選挙に関する手続は、全国選挙管理委員会がこれを招集、組織、指揮及び監督するものとする。

- 2 この憲法で規定する全国選挙管理委員会の最初の任期については、その委員の全部が同時に任命される。その任期の半ばにおいて、その委員のうちの2名が、相当する組織法の定めに従い、

改選される。

第9【第5編第4章に関連する法律制定までの措置】 第5編第4章に関連する法律が制定されるまでの間、検察庁及び共和国会計検査院に関する組織法が、その効力を維持するものとする。民衆擁護局の有資格者は、憲法制定議会により暫定的に任命される。民衆擁護官は、憲法で付与する権限を基礎として、組織構造、統合、予算作成及び物理的基盤に相当する作業を繰り上げて実施する。

第10【第167条第4号の施行日】 各州がこの憲法で定める財源配分のうちの最低5割を投資に割り当てる義務についての第167条第4号の規定は、2001年1月1日から施行される。

第11【未開墾地に関する法律制定までの措置】 未開墾地の制度に関する国内法が制定されるまでの間、その土地の管理については、現行法に従い、国の機関が引き続きその権限を行使するものとする。

第12【先住民族居住地の境界設定期限】 この憲法の第119条で述べる先住民族居住地の境界については、この憲法の施行日から起算して2年以内にこれを定めるものとする。

第13【第167条第7項の権限が引き継がれるまでの措置】 各州がこの憲法の第164条第7項で述べる権限を州法により引き継ぐまでの間、現行制度が維持されるものとする。

第14【市制度に関する法律制定までの措置】 市制度に関するこの憲法の原則を発展させる法律が制定されるまでの間、この憲法が承認される前に適用可能であった法令に従い付与された各市の権限事項及びその固有の財政範囲に関する条例その他の市の規則は、完全にその効力を維持するものとする。

第15【第105条で定める法律制定までの措置】 この憲法の第105条で述べる法律が可決されるまでの間、この憲法が承認される前に適用可能であった法令は、その効力を維持するものとする。

第16【国の歴史的遺産の保護】 国の歴史的遺産を充実させるため、憲法制定議会の記録編纂者は、憲法制定議会の審議及び活動について、映像、音声、文献、デジタル方式、写真、映像その他の一切の形式で作成された資料を保護するために必要とされることを結集する。

2 これらの資料は、国立公文書館でこれをすべて保管する。

第17【国名の変更、通貨等の移行措置】 この憲法が承認された後における共和国の名称は、第1条で規定したように、「ベネズエラ・ボリバル共和国」とする。直ちに、「ベネズエラ・ボリバル共和国」の名称を使用して、公私にかかわらず、登記、証書その他一切の文書を発行すべきことは、各機関及び団体の義務である。

2 日常的な手続において、各出先機関は、在庫の用紙を消尽するものとする。その更新は、5年を超えない期間内において、上記の名称を用いて漸進的に行われる。

3 「ベネズエラ共和国」の名称で発行された硬貨及び紙幣の流通については、「ベネズエラ・ボリバル共和国」の名称への移行に対応して、この憲法の経過規定第4で定めるベネズエラ中央銀行法の改正で規律される。

第18【第113条の原則を確保するための立法措置】 この憲法の第113条で定める原則の効力を確保するため、国会は、その他の事項とともに、これらの原則及びこれらを実施する規則その他の規

- 範の実効的な適用を確保するための監督、管理及び監査の機関について定める法律を制定する。
- 2 この機関を統轄又は指揮する者は、これらの者を選出するために国会内において任命された特別委員会の賛成の事前答申を受け、国会議員の過半数の投票で任命される。
 - 3 この憲法の第113条で述べる事項に関連する紛争を処理し決定を下すために招集された行政府の公務員及び裁判官が、優先的かつ排他的に、そこで明示された原則を遵守し、これらに反する効果を生ぜしめる可能性のある一切の規範の適用を差し控えることについては、法律でこれを定める。
 - 4 公益事業の許認可において、許認可を受けた者の利益及び業務提供と密接に結びついた投資の資金提供については、権限機関がそれぞれの場合において妥当性を判断し承認する増額及び増資を含め、法律でこれを定める。

最終規定 DISPOSICION FINAL

- 第1【施行日】 この憲法は、国民投票による承認を得た後、ベネズエラ共和国の官報に掲載された日から施行される。
- 2 憲法制定の国民投票を通じて、1999年12月15日に、ベネズエラ国民により承認され、1999年12月20日に、憲法制定議会によりカラカスにおいて宣言された。独立から189年目、連邦制採用から140年目である。

議長

ルイス・ミキレナ

第一副議長

イサイアス・ロドリゲス

第二副議長

アリストブロ・イストウリス

委員（国、連邦直轄地、州） 以下省略

REPÚBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA
TRIBUNAL SUPREMO DE JUSTICIA
SALA CONSTITUCIONAL

M E M O R A N D U M

DE: DR. JESÚS EDUARDO CABRERA ROMERO

Magistrado de la Sala Constitucional del Tribunal Supremo de Justicia

PARA: DR. ALEJANDRO ANGULO FONIVEROS

ASUNTO: En el texto

FECHA: 15 de enero de 2007

Sirva el presente memorando para suministrar la información correspondiente a otras sentencias dictadas por la Sala Constitucional, bajo mi potestad, que por su contenido tienen más relevancia a los fines del informe requerido

Sentencia N° 97 del 15-03-00

Caso: Agropecuaria Los Tres Rebeides C.A.

Expediente: 00-0118

Materia: Debido proceso, Indefensión.

Resumen de su contenido:

"Se denomina *debido proceso* a aquel proceso que reúna las garantías indispensables para que exista una tutela judicial efectiva. Es a esta noción a la que alude el artículo 49 de la Constitución de la República Bolivariana de Venezuela, cuando expresa que el debido proceso se aplicará a todas las actuaciones judiciales y administrativas".

Indefensión, se produce cuando de la inobservancia de las reglas procesales surja la imposibilidad para las partes de hacer uso de los mecanismos que garantizan el derecho a ser oído en el juicio, de hacer uso de los medios o recursos previstos en el ordenamiento para la defensa de sus derechos e intereses.

Sentencia N° 98 del 15-03-00

Caso: Oscar Silva Hernández

Expediente: 00-0146

Materia: Hecho comunicacional

Resumen de su contenido:

El hecho publicitado o comunicacional "...no es un hecho notorio en el sentido clásico, ya que puede no incorporarse como permanente a la cultura del grupo social, sin embargo su publicidad lo hace conocida como cierto en un momento dado por un gran sector del conglomerado, incluyendo al juez; y desde este ángulo se puede afirmar que forma parte durante épocas, de la cultura, así luego desaparece, ya que su importancia o trascendencia era relativa, tenía importancia solo en un espacio y tiempo limitado y a veces breve". El hecho comunicacional es preferentemente la noticia de sucesos, pero de él pueden formar parte, como realidades, la publicidad masiva.

Sentencia N° 144 del 24-03-00

Caso: Universidad Pedagógica Experimental Libertador

Expediente: 00-0056

Materia: Jurisdicción, Juez Natural

Resumen de su contenido:

La jurisdicción es "la potestad atribuida por la ley a un órgano del Estado para dirimir conflictos de relevancia jurídica, con un procedimiento predeterminado, siendo el órgano capaz de producir cosa juzgada susceptible de ejecución, es ejercida por los Tribunales ordinarios y especiales".

El derecho a ser juzgado por el juez natural, es una garantía judicial consagrada en la abrogada Constitución de 1961 en su artículo 69, así como la vigente en su artículo 49, reconocida como derecho humano, y un elemento para que pueda existir el debido proceso, que consiste en el derecho de las personas naturales o jurídicas de ser juzgadas por un juez predeterminado por la ley, y de la exigencia de su constitución legítima, deben confluir varios requisitos para que pueda considerarse tal.

Sentencia N° 654 del 30-06-00

Caso: José Rafael Belisario Rincon

Expediente: 00-899

Materia: Diferencia del Amparo Tributario con el Amparo Constitucional.

Resumen de su contenido:

De acuerdo a su naturaleza, el amparo tributario es una acción de cumplimiento, pues su finalidad es que la Administración Tributaria cumpla con una obligación

contrarios a derecho. Por ello, la expectativa legítima que crea el uso judicial, incide sobre el ejercicio del derecho de defensa, ya que éste se minimiza o se pierde, cuando la buena fe de los usuarios del sistema judicial queda sorprendida por estas prácticas.

Sentencia N° 1013 del 12-06-01

Caso: Elías Santana

Expediente: 00-2760

Materia: Libertad de expresión del pensamiento y derecho a la información
Resumen de su contenido:

Se trata de dos derechos diferentes, uno dirigido a garantizar la expresión de las ideas u opiniones, y otro, en beneficio de los ciudadanos, constituido por el derecho de ser informados de manera oportuna, veraz e imparcial y sin censura, por los medios de comunicación, ya que el artículo 58 se refiere a la comunicación. Es en relación con la información comunicacional que surge el derecho a la réplica y a la rectificación, como un derecho de los ciudadanos ante los medios de comunicación en general.

Sentencia N° 2580 del 11-12-01

Caso: Naudi Alberto Pérez Briceño

Expediente: 00-2866

Materia: Flagrancia

Resumen de su contenido:

La determinación de flagrancia de un determinado delito puede resultar cuando, a pocos minutos de haberse cometido el mismo, se sorprende al imputado con objetos que puedan ser fácilmente asociados con el delito cometido.

Para que proceda la calificación de flagrancia, es necesario que se den los siguientes elementos: 1. Que el aprehensor haya presenciado o conozca de la perpetración de un delito, pero que no haya determinado en forma inmediata al imputado. 2. Que pasado un tiempo prudencial de ocurrido el hecho, se asocie a un individuo con objetos que puedan fácilmente relacionarse en forma directa con el delito perpetrado. 3. Que los objetos se encuentren en forma visible en poder del sospechoso.

Sin embargo, también puede existir flagrancia cuando se está cometiendo un delito y el mismo es percibido por cualquier persona.

Sentencia N° 85 del 24-01-02

Caso: Asodexipillara

Expediente: 01-1274

4

que la Ley le ha impuesto, y a través de esta acción se crea en el solicitante una situación jurídica que antes no tenía, mientras que el amparo constitucional es una acción restablecedora, en virtud de que su objetivo es proteger los derechos y garantías constitucionales, de manera que cuando estos son violados o amenazados de violación dicha acción funciona para impedir un daño o restablecer la situación jurídica infringida, o una similar a esta. De esta manera es claro que a través del amparo constitucional no se reclama el incumplimiento de alguna obligación, sino la amenaza de lesión o la violación de derechos o garantías constitucionales.

Sentencia N° 1139 del 05-10-00

Caso: Héctor Luis Quintero Toledo

Expediente: 00-2084

Materia: Justicia de paz

Resumen de su contenido:

Los jueces de paz forman parte del sistema de justicia (v. artículo 758 constitucional), y a pesar de no formar parte del poder judicial formal, ellos son jueces, con todas las prerrogativas de tales y dentro de los marcos legales, en los ámbitos que el ordenamiento jurídico les asigna.

Sentencia N° 93 del 06-02-01

Caso: Corporación De Turismo De Venezuela (CORPOTURISMO)

Expediente: 00-1529

Materia: Revisión Constitucional

Resumen de su contenido:

Es una potestad establecida en el artículo 335 de la Constitución de la República Bolivariana de Venezuela, de revisar las sentencias definitivamente firmes establecidas en el numeral 10 del artículo 316 constitucional, así como las sentencias definitivamente firmes que se aparten del criterio interpretativo de la norma constitucional que haya previamente establecido la Sala Constitucional.

Sentencia N° 956 del 01-06-01

Caso: Fran Valero

Expediente: 00-1491

Materia: Expectativa legítima

Resumen de su contenido:

La expectativa legítima es relevante para el proceso, pues ella nace de los usos procesales a los cuales las partes se adaptan y tomándolos en cuenta, ejercitan sus derechos y amoldan a ellos su proceder, cuando se trata de usos que no

3

Expediente: 04-1414

Materia: Desorden Procesal

Resumen de su contenido:

El desorden procesal, es una causa para que el juez constitucional de oficio y en atención al resguardo del orden público constitucional, anule lo actuado en un juicio, cuya tramitación no se ajusta al debido proceso.

Sentencia N° 1420 del 20-07-06

Caso: Milagros Coromoto de Armas

Expediente: 05-2397

Materia: Derecho de las minorías

Resumen de su contenido:

Es el derecho que tienen los socios, independientemente del número de acciones que tienen, para examinar los libros, soportes y antecedentes del balance en unión de expertos contables, como garantía de que puedan entender cabalmente el balance, y a juicio de esta Sala, este derecho que le garantiza su propiedad, no se limita al examen o análisis de los documentos que acompañen los Comisarios al balance, sino a la propia contabilidad, ya que ella es la verdadera justificación del balance.

Esperando que esta información contribuya a la elaboración del informe que corresponde presentar a la Sala Constitucional,

Se despide,

Aterramente,

DR. JESÚS EDUARDO CARRERA ROMERO

5

Materia: Estado Social del Derecho

Resumen de su contenido:

El Estado Social de Derecho "...persigue la armonía entre las clases, evitando que la clase dominante, por tener el poder económico, político o cultural, abuse y subyugue a otras clases o grupos sociales, impidiéndoles el desarrollo y sometiénolos a la pobreza y a la ignorancia; a la categoría de explotados naturales y sin posibilidad de redimir su situación".

Sentencia N° 33 del 26-01-04

Caso: Luis Manuel Díaz Fajardo

Expediente: 02-1212

Materia: Defensor ad litem

Resumen de su contenido:

La institución de la defensoría se divide en pública, destinada a otorgar asistencia técnica integral a los imputados en el proceso penal que no contraten defensores particulares, y en privada, la cual opera en el proceso de naturaleza civil, bajo diversas figuras como la del defensor de quien goza de la declaración de justicia gratuita, o como la del defensor ad litem, que es un especial auxiliar de justicia, el cual persigue un doble propósito: 1) Que el demandado que no puede ser citado personalmente, sea emplazado, formándose así la relación jurídica procesal que permite el proceso válido, y 2) Que el demandado que no ha sido emplazado o citado, se defienda, así no lo haga personalmente.

Sentencia N° 3180 del 15-02-04

Caso: Tecnosagrícola Los Pinos Tepejala, C.A.,

Expediente: 04-1823

Materia: Seguridad jurídica

Resumen de su contenido:

Seguridad jurídica se refiere a la cualidad del ordenamiento jurídico, que implica certeza de sus normas y consiguientemente la posibilidad de su aplicación. Como principio constitucional la seguridad jurídica persigue la existencia de confianza por parte de la población del país en el ordenamiento jurídico y en su aplicación, por lo que el principio abarca el que los derechos adquiridos por las personas no se vulneren arbitrariamente cuando se cambian o modifican las leyes; y porque la interpretación de la ley se hace en forma estable y reiterativa, creando en las personas confianza legítima de cual es la interpretación de las normas jurídicas a la cual se acogerán.

Sentencia N° 1143 del 08-06-06

Caso: Enilda Sánchez

5